

学 生 便 覧

令和 7 年度

奈良県立医科大学

目 次

第1 沿 革	2
第2 組 織 図	5
第3 教 育 目 標	6
1 医 学 科	6
2 看護学科	7
3 医学研究科	9
4 看護学研究科	10
第4 学 則 等	12
1 奈良県立医科大学学則	12
2 奈良県立医科大学大学院学則	22
3 奈良県立医科大学入学前の既修得単位の認定に関する規程	29
4 奈良県立医科大学科目等履修生規程	30
5 奈良県立医科大学大学院医学研究科長期履修に関する規程	31
6 奈良県立医科大学大学院看護学研究科長期履修に関する規程	32
7 奈良県立医科大学医学部公欠規程	33
8 公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程（抄）	37
9 奈良県立医科大学授業料減免取扱要綱	40
10 大学等における修学の支援に関する法律による奈良県立医科大学授業料及び入学科減免取扱要綱	42
11 暴風警報等発表時における授業の措置について	44
12 地震発生等災害時における授業の措置について	45
13 公立大学法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	46
14 公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	55
15 個人情報の取り扱いについて	64
16 懲戒処分標準例について	65
第5 学 生 生 活	66
1 学生支援	66
2 証 明 書	66
3 諸願・届出	70
4 授業料の納入方法	78
5 奈良県立医科大学研究医養成コース	79
6 奨学金制度	79
7 施設等の使用・利用	81
8 課 外 活 動	93
9 保 險 制 度	97
10 健 康 管 理	99
11 敷地内禁煙の実施について	101
12 総代（医学科・看護学科）について	101
13 大学祭（白檀生祭）及びオープンキャンパスについて	101
14 学生の自主的グループ活動に対する支援について	101
15 アルバイト（家庭教師等）	101
16 情報セキュリティポリシー	101
17 私たちのプロフェッショナル宣言	102
18 その他の留意事項	103
19 学長賞・厳樞賞・華樞賞について	104
第6 附属図書館	123
第7 奈良県立医科大学・附属病院配置図	126

第 1 沿 革

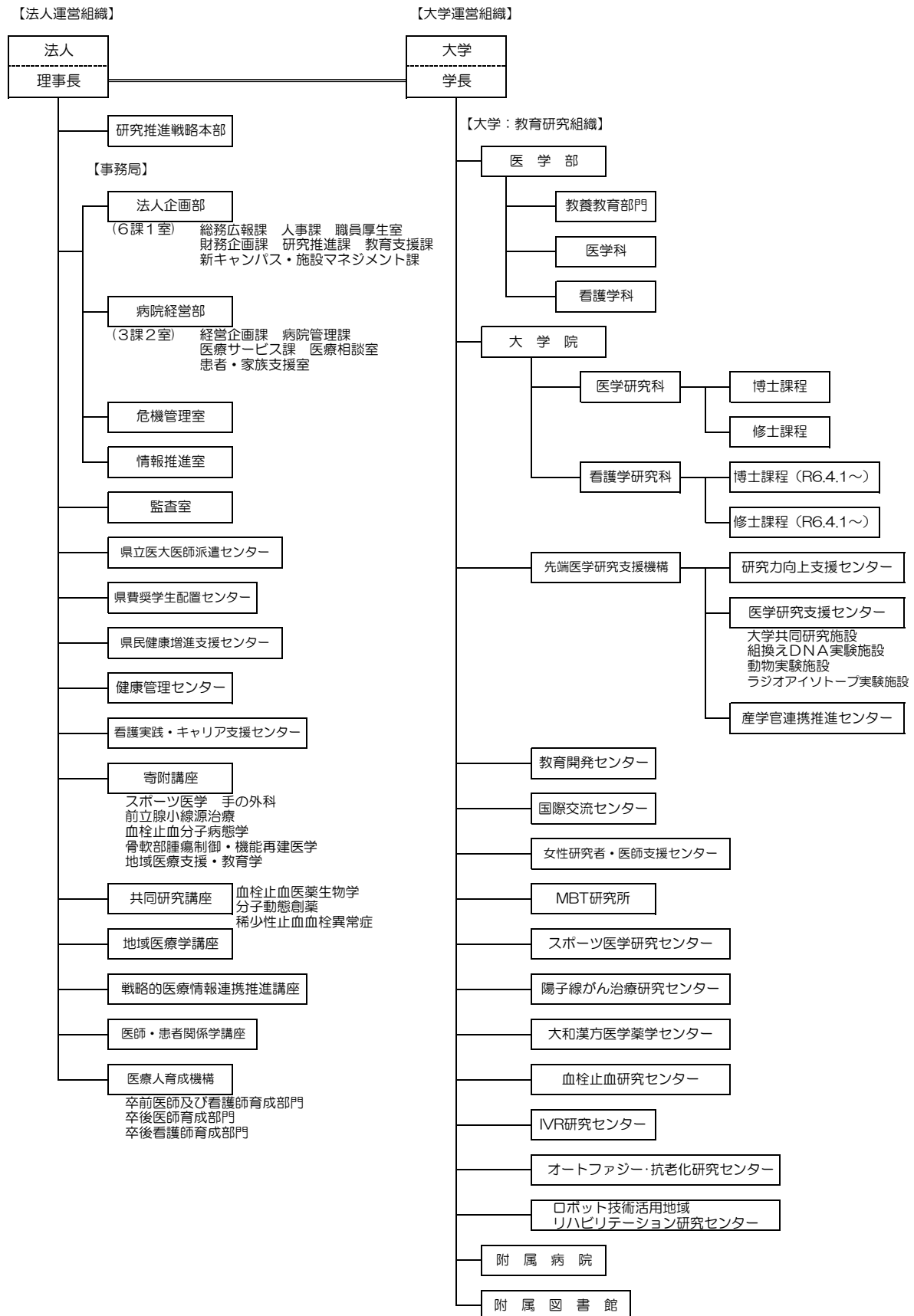
昭和20年	4月	奈良県立医学専門学校設立
		奈良県立医学専門学校附属病院開設
22年	7月	奈良県立医科大学（旧制）予科開校
27年	4月	奈良県立医科大学（新制）予科開校
30年	4月	奈良県立医科大学附属看護学校開校
34年	11月	学位令による学位審査権認可
35年	4月	奈良県立医科大学大学院設置
39年	4月	学生入学定員を40人から60人に変更
43年	4月	附属がんセンター設置
44年	7月	大講堂（600人収容）新築
49年	1月	体育館新築
52年	4月	学生入学定員を60人から100人に変更
		奈良県立医科大学附属高等看護専門学校と改称
53年	3月	基礎課程校舎新築（8,500.75㎡）
		進学課程校舎増築（1,569.64㎡）
54年	3月	附属図書館新築（1,303.18㎡）
56年	1月	臨床第1講義室新築（460.46㎡）
	3月	エネルギーセンター新築
	10月	附属病院新築開院
58年	3月	運動場完成
60年	4月	看護専門学校助産学科開設
平成元年	3月	西運動場整備（13,626㎡）
	3年	基礎課程校舎増築（2,493.3㎡）
		クラブ棟新築竣工（354.9㎡）
	5年	総合研究棟竣工（5,919.64㎡）
	6年	進学課程廃止 一般教育となる
	8年	奈良県立医科大学看護短期大学部開学
	8月	タイ国チェンマイ大学と学術交流協定締結
	9年	附属病院第2本館（B病棟）竣工
	4月	学生入学定員を100人から95人に変更
		附属病院に救命救急センターを設置
	9月	ゲストハウス竣工（171.38㎡）
11年	4月	看護短期大学部専攻科助産学専攻開設
13年	7月	附属病院内に精神科救急医療情報センターを設置
14年	4月	附属病院内に周産期医療センターを設置
15年	10月	附属病院第2本館（C病棟）竣工（900床）
16年	4月	医学部看護学科開設
		教育開発センターを設置
		先端医学研究機構を設置
	12月	中国福建医科大学と学術交流協定締結
17年	3月	定位放射線治療装置（ノバリス）共用開始
	5月	開学60周年記念式典挙行
		厳樞会館開設
18年	11月	精神医療センター開設
19年	3月	看護短期大学部閉学
		大学機関別認証評価（1巡目）「適合」認定
	4月	奈良県立医科大学を独立行政法人化
	6月	同志社女子大学と学術交流に関する包括協定を締結
20年	2月	都道府県がん診療連携拠点病院に指定
	4月	大学院医学研究科医科学専攻（修士課程）設置
		医学科学生入学定員を95人から100人に変更
		イギリスのオックスフォード大学と学術交流協定締結
		文部科学省「質の高い大学教育推進プログラム（教育GP）」として
		「地域に教育の場を拡大した包括的教育の取組」（H20～H22）を採択
	5月	附属病院内に総合周産期母子医療センターを設置
	12月	早稲田大学と連携協力協定を締結
21年	3月	奈良先端科学技術大学院大学と相互協力に関する協定を締結
	4月	医学科学生入学定員を100人から105人に変更
		国際交流センターを設置
	6月	附属病院 総合相談窓口 入退院・救急窓口をリニューアル

22年	4月	医学科学生入学定員を105人から113人に変更
	10月	地域医療学講座を設置
23年	1月	附属病院にメディカルバースセンターを設置
	2月	女性研究者支援センターを設置
	4月	健康管理センターを設置
		産学官連携推進センターを設置
		寄生虫学講座を病原体・感染防御医学講座に変更
24年	4月	看護学科学学生入学定員を80人から85人に変更
		大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）設置
		医学科研究医枠2名増員（編入学定員2名（2年次）を含み定員113→115名）
25年	4月	教務事務システム運用開始
	10月	糖尿病学講座を設置
26年	3月	大学機関別認証評価（2巡目）「適合」認定
	4月	講座の再編により細菌学講座を微生物感染症学講座に変更し、免疫学講座を設置
		基本構想策定局、県立医大医師派遣センター、県費奨学生配置センター、県民健康増進支援センター、看護実践・キャリア支援センター、大和漢方医学薬学センターを設置
	10月	看護学科開設10周年記念式典挙行
27年	3月	国立循環器病研究センターと連携大学院の協定を締結
	4月	教養教育部門に学科目臨床英語を設置（学科目英語を廃止）
		在宅看護学領域を設置
	5月	開学70周年記念式典挙行
	6月	橿原市と包括協定を締結
	7月	附属病院内に臨床研究センターを設置
	10月	附属病院の心臓血管外科・呼吸器外科を組織変更し、心臓血管外科と呼吸器外科を設置
	11月	関西公立私立医科大学・医学部連合に関する協定を締結
28年	1月	附属病院内に玉井進記念四肢外傷センターを設置
	4月	医学科に医学科長を設置
		大学院医学研究科に医学研究科長を設置
		大学院看護学研究科に看護学研究科長を設置
		公立大学法人奈良県立医科大学学外有識者委員会を設置
		バックマイ病院（ベトナム）と学術、教育及び医療の連携・協力に関する包括交流協定を締結
		附属病院内に総合画像診断センター設置
		附属病院中央内視鏡・超音波部を中央内視鏡部に名称変更
	5月	附属病院内にめまいセンターを設置
		附属病院耳鼻咽喉科・甲状腺外科を耳鼻咽喉・頭頸部外科に名称変更
	6月	附属病院E病棟竣工
		MBT（医学を基礎とするまちづくり）研究所を設置
	10月	地域健康医学講座を疫学・予防医学講座に変更
		健康政策医学講座を公衆衛生学講座に変更
29年	1月	スポーツ医学研究センターを設置
	4月	教養教育部門に学科目未来基礎医学を設置
	10月	附属病院内に脳卒中センターを設置
30年	1月	講座の再編により内科学第一講座を循環器内科学講座と腎臓内科学講座に分割
	2月	附属病院B・C棟屋上ヘリポート竣工
	3月	医学教育分野別評価「適合」認定（認定期間平成29年4月1日～令和5年3月31日）
	4月	血友病教育講座（寄附講座）を設置
		血栓止血分子病態学講座（寄附講座）を設置
		血栓止血医薬生物学共同研究講座を設置
		内科学第二講座を呼吸器内科学講座に名称変更
		大学院看護学研究科に高度実践コース（高度実践看護師教育課程及び周麻酔期看護師教育課程）を設置
		社会医療法人高清会高井病院に陽子線がん治療研究センターを設置
		血栓止血研究センターを設置
		IVR研究センターを設置
	7月	神経内科学講座を脳神経内科学講座に名称変更
		附属病院神経内科を脳神経内科に名称変更
	9月	発生・再生医学講座を設置
	10月	MBT（医学を基礎とするまちづくり）研究所タカトリラボを開設
		MBTリンク株式会社を大学発ベンチャー企業に認定
	11月	橿原市及び富士通株式会社等と妊娠期・子育て支援サービスの有用性を検討するための実証実験に関する覚書を締結
		附属病院入退院管理センターを入退院支援センターに名称変更
		附属病院内に乳腺センターを設置

12月	ミシガン大学医学部（アメリカ）と学術科学連携に関する基本合意書を締結
31年 2月	V-iCliniX 講座（寄附講座）を設置 附属病院入退院支援センターと地域医療連携室を統合し、入退院等支援部を設置
3月	大学院医学研究科（博士課程）にミシガン大学評議会との学術科学連携に関する基本合意書に基づく NM コースを設置 プリガム教育開発センター（ハーバード大学・アメリカ）と学術教育連携に関する基本合意書を締結
4月	地域医療支援・教育学講座（寄附講座）を設置 骨軟部腫瘍制御・機能再建医学講座（寄附講座）を設置 医師・患者関係学講座を設置 血栓止血先端医学講座を設置 成人看護学を分割し成人急性期看護学と成人慢性期看護学を設置 女性研究者支援センターを女性研究者・医師支援センターに名称変更 附属病院放射線科（画像診断・IVR）を放射線・核医学科に名称変更 附属病院放射線治療・核医学科を放射線治療科に名称変更 附属病院内に生命倫理監理室を設置
令和元年 10月	内科学第三講座を消化器内科学講座に名称変更 糖尿病・内分泌内科学講座を設置
2年 3月	先端医学研究機構を廃止
4月	先端医学研究支援機構を設置し、研究力向上支援センター、医学研究支援センターを新設、産学官連携推進センターを移管 大学院医学研究科（博士課程）を1専攻3領域に再編・整備 大学院看護学研究科（修士課程）看護学コース高度実践コース（高度実践看護師教育課程）にがん看護分野を設置 前立腺小線源治療講座（寄附講座）を設置
7月	リハビリテーション医学講座を設置
8月	医学教育分野別評価認定期間延長（認定期間平成29年4月1日～令和7年3月31日）
10月	がんゲノム・腫瘍内科学講座を設置
3年 3月	大学機関別認証評価（3巡目）「適合」認定
4月	医療人育成機構を設置し、卒前医師及び看護師育成部門、卒後医師育成部門及び卒後看護師育成部門を新設 放射線医学講座を放射線診断・IVR 学講座に名称変更 数学を臨床数学に名称変更
4年 4月	附属病院入退院等支援部に在宅医療支援センターを設置 附属病院高度外科技術センターを高度治療技術センターに名称変更
11月	医学部医学科に血液内科学講座を設置 附属病院呼吸器・アレルギー・血液内科を呼吸器・アレルギー内科に名称変更
5年 1月	附属病院めまいセンターをめまい・難聴センターに名称変更
3月	前立腺小線源治療講座（寄附講座）の設置期間を3年延長 地域医療支援・教育学講座（寄附講座）の設置期間を2年延長
4月	医学部看護学科の基礎看護学領域を組織変更し、理論基礎看護学領域と実践基礎看護領域を設置 附属病院に医療クラーク部を設置 附属病院入退院等支援部の地域医療連携室と入院支援センターを統合し、地域連携・入退院支援センターを設置 附属病院ががんゲノム医療拠点病院に指定
10月	医学部医学科に感染症内科学講座を設置 附属病院感染制御内科を感染症内科に名称変更 感染症センターを廃止 附属病院に高度生殖医療センターを設置
11月	附属病院医療安全推進室を医療の質・安全管理センターに名称変更
6年 3月	血栓止血医薬生物学共同研究講座の設置期間を2年延長 血栓止血分子病態学（寄附講座）の設置期間を3年延長
6年 4月	病院経営部医療職事務支援室を廃止し、法人企画部に職員厚生室を設置 分子動態創薬講座（共同研究講座）及び希少性止血血栓異常症講座（共同研究講座）を設置 戦略的医療情報連携推進講座を設置 大学院看護学研究科看護学専攻（博士後期課程）を設置 大学院看護学研究科看護学専攻（修士課程）を大学院看護学研究科看護学専攻（博士前期課程）に名称変更 オートファジー・抗老化研究センターを設置 社会医療法人平成記念会平成まほろば病院に奈良県立医科大学ロボット技術活用地域リハビリテーション研究センターを設置 附属病院にがん相談支援センターを設置 附属病院の生命倫理監理室を廃止
6年 10月	附属病院にリウマチセンターを設置

第2 奈良県立医科大学組織図

令和7年1月1日現在



第3 教 育 目 標

1. 医 学 科

【ディプロマ・ポリシー】

所定の期間在学し、カリキュラム・ポリシーに沿って設定した授業科目を履修し、履修規程で定められた卒業に必要な単位と時間数を修得することが学位授与の要件である。卒業時には以下の能力が求められる。

1. 生命の尊厳と患者の権利を擁護できる高い倫理観とプロフェッショナリズムを身につけている。
2. 医学とそれに関連する領域の正しい知識を身につけている。
3. 医療を適切に実践できる知識、技能、態度を身につけている。
4. 良好な医療コミュニケーション能力を身につけている。
5. 医学、医療、保健を通じて地域社会へ貢献する意欲と能力を身につけている。
6. 国際的な視野と科学的探究心を身につけている。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 倫理観とプロフェッショナリズムの育成、コミュニケーション教育

教養教育では、自律心の向上と倫理学教育に重点を置く。プロフェッショナリズム、コミュニケーション教育に資するため、早期から、高齢者や乳幼児、障害者の施設を見学する機会を持ち、現場で人間的触れ合いを通じて知識だけでなく実践的な医療倫理的素養を培うカリキュラムを配置する。

2. 医学、医療とこれらに関連する領域の知識、技能、態度の習得

医学の基盤となる知識を早期から段階的に積み上げていく教育カリキュラムを配置する。

- ① 教養教育では語学や自然科学の基本を習得し、生命科学を学ぶための基盤を作り上げるカリキュラムを配置する。
- ② 基礎医学では、医学の根幹となる解剖学、生理学、生化学を学び、さらに、発展的な基礎医学知識を獲得できるように段階的なカリキュラムを配置する。
- ③ 臨床医学では、広範な知識と基本的臨床技能を習得できるようなカリキュラムを配置する。知識、技能、態度が共用試験（CBT、臨床実習前 OSCE）による全国共通試験でも確認された後に、臨床実習生（医学）として臨床実習に参加させる。
- ④ 臨床実習では、診療参加の実態を確保し、医療面接と診療技法を中心に実践的な教育を行う。また、臨床実習の終了時点で臨床実習後 OSCE を実施し、得られた臨床技能、態度の確認を行う。

3. 国際的な視野と科学的探究心の育成

すべての学生に、研究マインドを涵養するべく、リサーチ・クラークシップを実施する。関心の高い学生には、早期から生命科学系の研究に参加できるように、6年一貫の「研究医養成コース」を設けている。海外での実習の機会も設ける。

4. 医療を通じた地域社会への貢献

医療システムについての理解を深めることはもちろんであるが、大学内のみならず、奈良県を中心に地域社会、地域医療と関わりを持つ実体験を通じて、奈良の医療を良くしたいという意欲を高める体験型の教育を行っていく。このための6年一貫の「地域基盤型医療教育コース」を設ける。

【アドミッション・ポリシー（入学受入れの方針）】

理念を踏まえ、地域の医療と世界の医学・医療の発展を担い、人類の健康と福祉に貢献できる人材を育成するために、次のような資質を持った人を求めています。

医学部医学科が求める学生像

1. 医師となる自覚が強く、人を思いやる心をもつ、人間性豊かな人

医師に求められる旺盛な科学的探求心、自然および人間・社会についての幅広い知識と向学心、自ら問題を解決しようとする主体性を持った人を求めます。加えて、豊かな人間性、高い倫理観ならびに社会性を有する人を求めます。

2. 患者の立場に立って判断し、患者が安心して受診できる医師となれる人

医師には医学的知識とともに、良好な患者・医師関係を築くことができる十分なコミュニケーション能力、他職種と連携しチーム医療をリードできる能力が必要です。医師として自己研鑽ができ、自己の理念を持っているとともに、協調性に優れた人を求めます。

3. 将来性豊かで、奈良県だけでなく日本、世界の医学界をリードできる人

地域医療に貢献するとともに、国際的にも活躍できる医師・研究者を育成します。入学後、世界の医学界でも活躍できる意欲と能力を高め、積極的に地域社会および国際社会に貢献できる人を求めます。

入学選抜の基本方針

高等学校等で学習する全ての教科が医学科教育の土台になるため、いずれの入試においても、大学入学共通テストで、高等学校教育段階においてめざす基礎学力を確認します。

一般選抜（前期日程及び後期日程）

本個別学力検査では、医学科の学修に十分対応できる知識とそれを利活用した思考力、判断力及び表現力を確認します。さらに、面接を行い、本学のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに係る資質を確認します。

学校推薦型選抜

緊急医師確保枠をはじめ、地域における高度な医療を推進し発展させることを目指す地域枠への入学を希望する人を対象に行います。個別学力検査、面接等で将来、地域医療・医学に貢献しようとする志し及び本学のアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに係る資質を確認します。

2. 看護学科

【ディプロマ・ポリシー】

絶え間なく変化する社会のニーズに対応し、地域社会に貢献することができる看護師・保健師を育成する。所定の期間在学し、カリキュラム・ポリシーに沿って設定した授業科目を履修の上、履修要領で定められた卒業に必要な単位を修得した者に学位を授与する。卒業時には以下の能力が求められる。

1. 倫理観、態度、意欲

生命の尊厳と患者の権利を擁護できる高い倫理観を持ち、自ら学習し成長し続ける姿勢を身につけている。

2. 創造性、探究力、国際的視野

幅広い教養と国際的視点から看護に関する課題を探究できる。

3. 知識、批判的思考力

対象者の健康、環境に関する知識を修得し、諸問題を科学的根拠や批判的思考に基づいて検討できる。

4. 実践力、応用力、共感能力

対象者の健康状態と生活を的確にとらえ、人への尽きない関心と思いやりをもって看護技術を提供できる実践力を身につけている。

5. コミュニケーション能力、チームマネジメント

地域社会における健康課題を把握し、保健医療における関連職種との協働やヘルスケアシステムにおけるマネジメントができる。

【カリキュラム・ポリシー】

医学部看護学科であることを最大限に生かし、医学教育と連携して、ディプロマ・ポリシーの5つの能力を習得するために看護教育カリキュラムを構成する。

1 教育内容

- (1) 系統的・段階的に学修できるよう、基礎分野、専門基礎分野、専門分野の3つの区分を設け、カリキュラムを構成する。
- (2) 基礎分野は、「人間・社会の理解」及び「国際理解」の区分で構成し、看護職者に求められる豊かな人間性の基盤となる倫理観や学び続ける姿勢、国際的視野、批判的思考力及びコミュニケーション能力を養う。また、医学看護学合同科目を配置し、多職種連携の基盤を育成する。
- (3) 専門基礎分野は、「生活・環境の理解」及び「健康の理解」の区分で構成し、対象者の健康・看護の基礎となる知識を養う。
- (4) 専門分野は、「看護学の基本」、「看護学の展開」、「看護学の発展と探求」及び「公衆衛生看護学」の区分で構成する。「看護学の基本」、「看護学の展開」及び「公衆衛生看護学」では、修得した知識を基盤とする批判的思考力、実践力、応用力及び共感能力を養う。「看護学の発展と探求」では、それまで養った能力を統合・発展させ、看護研究能力やマネジメント能力を養う。

2 教育方法

授業形態は講義・演習・実習とし、特に専門分野においては、概論・援助論の構成で理論と実践が融合できる配置とする。主体的な学習を推進するために、アクティブ・ラーニングを基本とする多様な学修方法の提供を行う。

3 学習成果の評価

各科目の学習成果は、シラバスに定めるとおり、定期試験、レポート、実技及び授業への取り組み状況等によって評価することとし、成績の評価基準は、本学医学部看護学科授業科目履修要領に定める。

【アドミッション・ポリシー（入学受入れの方針）】

本学は、医療の分野において看護学の立場から社会に貢献できる人材を育成するため、次のような資質を持った人を求めています。

医学部看護学科が求める学生像

1. 自らを律し、人を思いやる心をもつ、人間性豊かな人

看護は人々の健康にかかわる日々の生活を支える営みであり、対象となる人の考えや気持ちを理解し、信頼関係を築くことが大切です。そのために、人との交流を大切にし、多様な価値観を受け入れ、他者と信頼関係を築ける豊かな人間性と高い倫理観を持つことを求めます。

2. 幅広い知識と確かな基礎学力を有し、看護学への興味と科学的探究心をもって学習に取り組める人

看護の専門的知識を学ぶためには、その前提となる基礎学力を身につけておく必要があります。そのうえで、看護の対象となる人を多面的に理解して、科学的根拠のある看護を探究し、努力を惜しまず学習する姿勢を求めます。

3. 国際的な視野で考え行動できるとともに、地域の保健・医療・福祉に貢献する熱意と行動力のある人

人々の健康を取り巻く社会は目まぐるしく変化します。地域のみならず国際社会に関心をもち、地域の保健・医療・福祉に貢献する熱意をもって行動できる人を求めます。

4. 奈良県立医科大学を愛し、その将来を担う志をもつ人

卒業生には、看護学とその関連領域においてマネジメント能力を発揮し活躍できることが期待されます。本学の理念および教育目標を十分に理解し、奈良県内の医療機関において看護職者として貢献する明確な目標をもっている人を求めます。

入学選抜の基本方針

一般選抜（前期日程）

大学入学共通テストで、高等学校教育段階において目指す基礎学力の達成度を測ります。また、個別学力検査では、小論文試験により、図表の解釈を含めた理解力、思考力、表現力及び論理的思考力等の看護学を学ぶために必要な能力を備えているかを評価し、面接試験により、学ぶ意欲や看護への関心を確認します。

学校推薦型選抜

卒後、奈良県内で活躍し、地域医療に貢献しようとする積極的な意志を持つ学生を対象とします。調査書、推薦書及び志望理由書によって、高等学校教育段階において目指す基礎学力の達成度と学習への意欲をみます。また、個別学力検査では、小論文試験により、理解力、思考力、表現力及び論理的思考力等の看護学を学ぶために必要な能力を備えているかを評価し、面接試験により、学ぶ意欲や看護への関心を確認します。

3. 医学研究科

【ディプロマ・ポリシー】

(修士課程)

本大学院に2年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）在学し、指導教員の研究分野に所属して研究指導を受け、講義、演習、特別研究の30単位以上修得し、修士論文の審査および最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。

1. 医科学に関する確かな専門的知識と深い学識を修得している。
2. 生命科学、社会科学、情報科学などの知識を活用して、研究能力が発揮できる。

(博士課程)

本大学院に4年以上（優れた研究業績を上げた者については3年以上）在学し、指導教員の研究分野に所属して研究指導を受け、講義、演習、実験・実習の34単位以上を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。

1. 医学に関する高度な学識と研究能力を修得し、未開の領域を切り開く能力と意欲が身についている。
2. 先端医学・医療に貢献できる高度の専門的な能力が身についている。

【カリキュラム・ポリシー】

(修士課程)

1. 大学院研修プログラムを受講し、専攻する領域と医科学全体の関係をよく理解し、幅広い知識、技能を身につけるためのカリキュラムを配置する。
2. 医科学分野の専門的知識を修得し、新たな研究を企画、展開できる能力を培うためのカリキュラムを配置し、地域社会に貢献する人材を育成する。

(博士課程)

1. 大学院研修プログラムの受講と学位公聴会の聴講を通して、高度な医学専門知識を修得し、専攻科目に関連する幅広い知識、技能を身に付けるための必要なカリキュラムを配置する。
2. 2年次終了時の中間報告会において、研究評価を行うことで、最終年度での研究成果のとりまとめに資する。
3. 研究指導教員および研究指導補助教員による個別指導カリキュラムによって、自立した研究活動が行える能力を培う。

【アドミッション・ポリシー】

1. 独創的な発想と科学的探究心に富み、豊かな人間性をもつ人
2. 医学、医療の分野において、高度の知識、技能を習得し、地域社会に貢献する人
3. 国際的な視野に立ち、高度の研究を通して医学の発展に寄与する人
4. 研究、教育、臨床のいずれの分野においても指導者となる志をもつ人

4. 看護学研究科

(博士前期課程)

【ディプロマ・ポリシー】

本大学院に2年以上（優れた研究業績を上げた者については1年以上）在学し、授業科目について、看護学コースのうち、論文コースにあつては30単位以上修得し、かつ、修士論文の審査及び最終試験に合格することが、高度実践コースの高度実践看護師教育課程（専門看護師教育課程）にあつては40単位以上、同コースの周麻酔期看護師教育課程にあつては46単位以上修得し、かつ、特定の課題についての研究の成果（以下、「課題研究成果物」という。）の審査及び最終試験に合格することが、助産学実践コースにあつては、58単位以上修得し、かつ、課題研究成果物の審査及び最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。

1. 看護学に関する確かな専門知識と深い学識を修得している。
2. 生命科学、社会科学、情報科学などの知識を活用して研究能力が発揮できる。
3. 看護専門職者（論文コース修了者）として、地域医療での指導能力を発揮できる。
4. 看護専門職者（高度実践コース修了者）として、高度な実践能力と指導能力を発揮できる。
5. 看護専門職者（助産学実践コース修了者）として、地域における周産期医療での指導能力と高度な実践能力を発揮できる。

【カリキュラム・ポリシー】

1. 教育理念・目的に基づき、豊かな感性、人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化、専門分化および多様化していく医療に要求される知識や技術を的確に習得、発展させながら、実践科学としての看護学を探究する高度な実践能力と基礎的な研究能力を育成するために必要なカリキュラムを配置する。
2. 看護学コースと助産学実践コースを置き、すべての学生が幅広く専門知識を修得するために共通科目を配置する。看護学コースでは各専門分野に必要な能力を養成するために、特論、演習、特別研究の授業科目を配置する。さらに助産学実践コースでは助産師となるために必要な特論、演習、実習科目を配置する。

【アドミッション・ポリシー】

1. 人間に対する深い関心と生命倫理や医療倫理を身につけている人
2. 専攻分野における基礎知識を身につけている人
3. 自ら進んで課題に取り組む意欲と探究心がある人
4. 看護学の教育、研究、実践の分野で地域社会に貢献する意志があり、看護学関連分野を学習してきた人

（博士後期課程）

【ディプロマ・ポリシー】

看護学研究科博士後期課程においては、所定の単位を修得し、博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程の修了と学位授与の必要条件である。修了時には以下の能力が求められる。

1. 高度化・専門分化及び多様化していく医療に要求される学識を有し、看護学の発展を牽引できる能力を修得している。
2. 深い専門知識や技能を持って、国際的視野から幅広く看護学を探究し、自立して研究及び教育を行うことができる能力を修得している。
3. 豊かな感性・人間性と高度専門職業人としての倫理観に基づき、創造的な研究を行い、看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を修得している。

【カリキュラム・ポリシー】

教育理念・目的に基づき、豊かな感性、人間性と高度専門職業人としての倫理観を備え、高度化、専門分化および多様化していく医療に要求される学識を修得、発展させながら、実践科学としての看護学の深奥を極め、自立して研究を行うに必要な、高度な能力を育成するために2つの分野を設けカリキュラムを配置する。

1. 様々な健康レベルや健康に対するニーズを持つ人のライフサイクルに応じ、より個別性を見据えた健康回復・維持・増進に対応するため、生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野を設ける。生涯発達看護学分野は、発達し続ける人間の存在に対する深い理解を基盤に看護を探究する分野であり、療養・生活支援看護学分野は、人々の生活を基盤に高度な専門性と実践を探究する分野である。
2. 系統的・段階的に学修できるよう、教育課程では共通科目、専門科目及び研究科目の3つの区分を設け、専門科目及び研究科目に生涯発達看護学分野及び療養・生活支援看護学分野を配置する。
3. 共通科目は、必修科目として、実践科学としての看護学の学識を深めるため看護の理論と概念を配置し、研究遂行の基盤を養うため看護学研究法を配置する。

また、選択科目として、高度な病態生理学的思考を養うため看護病態学を、国際的な発信力を養うためアカデミックライティングを、地域及び国際社会に活用可能なケアシステムを創造する能力を養うため看護ケアシステム開発を、生涯教育としての教育のあり方を探究する能力を養うため看護人材育成論を配置する。

4. 専門科目は、看護学の発展に寄与する創造的な研究課題を導き出し、研究に取り組む能力を養うため分野ごとに特論を配置し、医療、看護に関する深い学識と幅広い視野から自立して研究及び教育を行う能力を養うため分野ごとに演習を配置する。
5. 研究科目は、高度専門職業人及び研究者としての高い倫理感と、創造的な研究を看護実践につなげ、地域・社会に展開できる能力を養うため分野ごとに特別研究を配置する。

【教育方法】

授業形態は講義・演習とし、主体的な学習を推進するために、アクティブ・ラーニングを基本とする多様な学修方法の提供を行う。

【教育評価】

学習成果は、授業における授業貢献度、課題、レポート、プレゼンテーション、ディスカッション、中間報告会及び研究成果等で総合的に評価する。

【アドミッション・ポリシー】

1. 豊かな感性・人間性と生命倫理や医療倫理を身につけている人
2. 看護学に対する深い関心があり、専攻する学問分野の専門知識と応用能力を身につけている人
3. 学際的・国際的視野を持ち、自ら進んで課題に取り組む意欲と探究心がある人
4. 看護学の教育、研究、実践の分野で地域社会に貢献する意志があり、牽引することができる人

第 4 学 則 等

1 奈良県立医科大学学則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条）
- 第 2 章 学科目及び講座等（第 7 条－第 10 条）
- 第 3 章 学年、学期及び休業日（第 11 条－第 13 条）
- 第 4 章 入学、休学、転学及び退学（第 14 条－第 28 条）
- 第 5 章 授業料（第 29 条－第 31 条）
- 第 6 章 修了及び卒業（第 32 条－第 34 条）
- 第 7 章 教授会（第 35 条・第 36 条）
- 第 8 章 医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生（第 37 条）
- 第 9 章 委託学生等（第 38 条）
- 第 10 章 大学院（第 39 条）
- 第 11 章 賞罰（第 40 条・第 41 条）
- 第 12 章 公開講座（第 42 条）
- 第 13 章 附属施設（第 43 条）
- 第 14 章 厚生保健施設（第 44 条）
- 第 15 章 補則（第 45 条）
- 附 則

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 奈良県立医科大学（以下「大学」という。）は、医学、看護学及びこれらの関連領域で活躍できる人材を育成するとともに、国際的に通用する高度の研究と医療を通じて、医学及び看護学の発展を図り、地域社会さらには広く人類の福祉に寄与することを目的とする。

（職員の組織）

第 2 条 大学に次の職員を置く。

- 一 学長
- 二 副学長
- 三 教員
- 四 事務職員及び技術職員
- 五 その他必要な職員

2 大学に置く職に関しては、別に定める。

3 学長は必要があると認めたときは、期間を限り講師を委嘱することができる。

（学長及び副学長の役割と責任）

第 3 条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

2 学長は、権限と責任の一致の原則を踏まえ、附属機関を含む大学の全ての校務にわたり、最終的な決定権を持ち、責任を負う。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

（自己評価等）

第 4 条 大学は、教育研究水準の向上を図り、第 1 条の目的を達成するため、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、教育研究活動等の総合的な状況について、文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価を受けるものとする。

(大学の構成及び修業年限)

第5条 大学は、医学部をもって構成し、同学部に医学科及び看護学科を置く。

2 大学の修業年限は、医学科にあつては6年、看護学科にあつては4年とする。

(定員)

第6条 大学の入学定員、編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入 学 定 員	編入学定員	収 容 定 員
医 学 科	1 0 0 人	—	6 0 0 人
看 護 学 科	8 5 人	—	3 4 0 人

第2章 学科目及び講座等

(学科目及び講座)

第7条 大学における学科目及び講座については、学長が別に定める。

(授業科目及び履修方法等)

第8条 授業科目は、医学科、看護学科及び教養教育部門に関する科目とする。

2 前項の授業科目の名称、履修方法及び単位認定責任者等については、学長が別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第9条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学（以下「他の大学等」という。）において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て、学長の定める範囲で、大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の審議を経て、学生が大学に入学する前に大学又は他の大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、学長が定める範囲で、大学に入学した後の大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学 期)

第12条 学期は、次のとおりとする。

一 医学科

第1学期 4月1日から 8月31日まで

第2学期 9月1日から 12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

二 看護学科

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第13条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業日

四 夏季休業日

五 冬季休業日

- 2 前項第3号から第5号の期間については、学長が別に定める。
- 3 学長は、必要があると認めたときは、第1項第2号から第5号に掲げる休業日を変更することができるほか、前項各号に掲げる休業日のほかに、臨時に休業日を置くことができる。
- 4 学長は、必要があると認めたときは、休業日であっても授業を実施することができる。

第4章 入学、休学、転学及び退学

(入学の資格)

第14条 大学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- 三 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に終了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- 八 その他、大学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者（転入学）

第15条 学長は、他の大学の医学又は看護に関する学科に在学中の者が、それぞれ医学科又は看護学科に入学を願い出たときは、定員に欠員のある場合に限り選考の上相当の年次に入学を許可することがある。

(再入学)

第16条 学長は、大学の学生であった者で、退学によって学籍を脱した者が、再入学を願い出たときは、選考の上、学長が正当であると認める理由がある場合に限り、大学が指定する学年に再入学を許可することがある。

(編入学)

第17条 学長は、次の各号に該当する者で、医学科の第2年次への編入学を願い出たものがあるときは、選考の上入学を許可する。

- 一 修業年限4年以上の大学（医学を履修する課程を除く。）において2年以上在学し、かつ、医学科における授業科目に相当するとして学長が定める授業科目及び単位を修得した者
- 二 大学において、学長が定める授業科目を履修しようとする者

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する者で、看護学科の第3年次への編入学を願い出たものがあるときは、選考の上入学を許可する。

- 一 短期大学の看護に関する学科を卒業した者
- 二 専修学校の看護に関する専門課程（学校教育法第132条に規定する文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（第12条に規定する者に限る。）

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、学年の初めとする。ただし、転入学、再入学及び編入学（前条第1項の場合に限る。）の場合は、この限りでない。

(入学志願の手続)

第19条 大学に入学しようとする者は、学長の定める期日までに入学志願書に次に掲げる書類及び奈良県立医科大学料金規程（以下「料金規程」という。）に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

- 一 調査書（調査書を提出できない場合は、学長が定める書類）

二 写真

三 その他学長の指定する書類

(入学の許可)

第 20 条 学長は、入学志願者に対しては、試験により入学を許可する。

2 前項の試験の方法その他必要な事項は、学長が定める。

(入学を許可された者の手続)

第 21 条 大学に入学を許可された者は、学長の定める期日までに保証人を届け出るとともに、学長の指定する書類を提出し、料金規程に定める入学料を納めなければならない。

2 学長は、正当の理由がなく前項の手続をしない者に対しては入学の許可を取り消すことがある。

(保証人)

第 22 条 保証人は、独立の生計を営む者 2 人とし、原則として、1 人は父母又は親族であるものとする。

2 保証人は、その住所及び氏名に変更を生じたときは直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

3 学生は、当該保証人が第 1 項に規定する資格を失ったときは、新たに保証人を定めて、学長に届け出なければならない。

(住所の届出)

第 23 条 大学に入学を許可された者は、その住所又は居所を入学後 1 月以内に学長に届け出なければならない。

2 前項の届出をした後において、住所又は居所に変更を生じたときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

(休 学)

第 24 条 学生が疾病その他止むを得ない事由によって引続き 3 月以上休学しようとするときは、その事由を記して、期間を定め保証人連署の上学長に願い出てその許可をうけなければならない。ただし、疾病の場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、学長は特別の事情がある場合は、更に 1 年以内の休学を許可することができる。

3 休学期間は、医学科にあっては通算して 4 年を、看護学科にあっては通算して 3 年を超えることができない。

4 学生は、休学期間中であっても休学の事由が止んだときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(欠 席)

第 25 条 学生は、疾病その他止むを得ない事由によって欠席 7 日以上にわたるときは、その事由を記して、学長に届け出なければならない。ただし、疾病の場合は、届書に医師の診断書を添付しなければならない。

2 引続き欠席 3 月以上にわたるときは、学長は当該学生に休学を命ずることができる。

3 公欠に関する事項は、学長が別に定める。

(転 学)

第 26 条 学生は、学長の許可をうけなければ他の学校へ入学を願い出ることができない。

(退 学)

第 27 条 学生は、疾病その他の事由によって退学しようとするときは、その事由を記して保証人連署の上学長に願い出てその許可をうけなければならない。

第 28 条 学長は、疾病その他の事由によって成業の見込がないと認めた者に対しては、退学を命ずることができる。

第 5 章 授 業 料

(授業料)

第 29 条 学生は、料金規程の定めるところにより授業料を納付しなければならない。

第 30 条 学期の中途において入学した者は、入学の日から 5 日以内に、その学期分の授業料を納付しなければならない。

2 授業料を所定の期間までに納付しない者は、保証人に通知する。

3 前項の通知を受けた日から 20 日以内に授業料を納付しない者に対しては、退学を命ずることがある。

第 31 条 前条の規定は、学期の中途において復学した者について準用する。

第 6 章 修了及び卒業

(授業科目及び課程の修了の認定)

第 32 条 授業科目の修了及び卒業の認定は、学長が行う。

(学位の授与)

第 33 条 学長は、卒業の認定を行った者に対し、次の学位を授与する。

一 医学科 学士 (医学)

二 看護学科 学士 (看護学)

(在学期限)

第 34 条 大学の在学期間は、次のとおりとする。

一 医学科 12 年 (編入学した者にあつては、10 年、ただし平成 25 年度までに編入学した者にあつては、9 年) を限度とする。ただし、同一年次にあつては 3 年を限度とし、連続した二つの年次の在学期間は 4 年を限度とする。

二 看護学科 8 年 (編入学した者にあつては、4 年) を限度とする。

2 再入学又は転入学した者の在学期間の計算については、再入学又は転入学以前の在学期間を通算する。

3 第 24 条第 1 項の規定により休学を許可された期間は、第 1 項の在学期間に算入しない。

第 7 章 教 授 会

(教授会)

第 35 条 大学に教授会を置く。

第 36 条 教授会の組織運営等に関しては、学長が別に定める。

第 8 章 医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生

(医科学研究生、博士研究員、研究生、専修生)

第 37 条 大学において、医学に関し特定の事項を研究しようとする者があるときは、選考により医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生として入学を許可することができる。

2 前項の医科学研究生、博士研究員、研究生及び専修生については、学長が別に定める。

第 9 章 委 託 学 生 等

第 38 条 学長は、大学に教授上余力がある場合には、選考の上、委託学生及び聴講生を入学させ、また、特別聴講学生を受入れることができる。

2 学長は、大学において特定の授業科目の履修を願い出る者があるときは、大学の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学させることができる。

3 委託学生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生に関して必要な事項は、学長が定める。

第 10 章 大 学 院

第 39 条 大学院に関しては、学長が別に定める。

第 11 章 賞 罰

(表彰)

第 40 条 学長は、学生で学業の優秀な者又は他の学生の模範となる行為のあった者を表彰することができる。

(懲戒処分)

第 41 条 学長は、学生がこの学則及びこの学則に基く規程並びに学長の指示及び命令にそむき、学生の本分に反する行為があったとき、これに対し懲戒処分として、けん責、停学又は退学の処分をすることができる。ただし、退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込がないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 12 章 公 開 講 座

(公開講座)

第 42 条 大学に公開講座の施設を設ける。

2 公開講座に関し必要な事項は、学長が定める。

第 13 章 附 属 施 設

(附属施設)

第 43 条 附属病院及び附属図書館に関しては、学長が別に定める。

第 14 章 厚生保健施設

(厚生保健施設)

第 44 条 厚生保健施設の管理及び使用に関しては、学長が別に定める。

第 15 章 補 則

(その他)

第 45 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 13 年 3 月 31 日に大学に在学する学生の休学は、第 22 条第 3 項の規定にかかわらず、期間を設けない。

3 平成 19 年 3 月 31 日に大学に在学する学生の在学期限は、第 32 条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医 学 科 12 年を限度とする。ただし、第 1 年次及び第 2 年次の在学期間の合計にあっては 4 年、第 3 年次から第 6 年次までの在学期間の合計にあっては 8 年を超えることができない。
- 二 看護学科 8 年（編入学した者にあっては、4 年）を限度とする。

附 則 (平成 19 年 5 月 9 日)

この学則は、平成 19 年 5 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 11 月 8 日)

(入学定員等の暫定的な増員)

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項の規定については、平成 19 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 20 年度から平成 34 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度～ 平成 29 年度
入学定員	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人	100 人
収容定員	575 人	580 人	585 人	590 人	595 人	600 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
収容定員	595 人	590 人	585 人	580 人	575 人

附 則（平成 20 年 2 月 28 日）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 38 条第 1 項及び第 3 項については、平成 20 年 2 月 28 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 21 日）

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 7 月 9 日）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 3 項第 11 号の規定は、平成 21 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、平成 21 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例（母性看護・助産学）による。

附 則（平成 20 年 9 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

（入学定員等の暫定的な増員の変更）

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 21 年度から平成 34 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度～ 平成 29 年度
入学定員	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人	105 人
収容定員	585 人	595 人	605 人	615 人	625 人	630 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度
収容定員	625 人	620 人	615 人	610 人	605 人

附 則（平成 21 年 12 月 4 日）

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（入学定員等の暫定的な増員の変更）

- 2 第 4 条の規定にかかわらず、平成 22 年度から平成 36 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入学定員	113 人	113 人	113 人	113 人	113 人
収容定員	603 人	621 人	639 人	657 人	670 人

	平成 27 年度～ 平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	113 人	108 人	108 人
収容定員	678 人	673 人	668 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	655 人	642 人	629 人	616 人	608 人

附 則（平成 22 年 12 月 9 日）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 7 日）

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 26 年度までの間における医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
収容定員	355 人	360 人	365 人

- 改正後の第 5 条第 3 項第 10 号の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学した学生に適用し、平成 24 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、なお従前の例（地域看護学）による。

附 則（平成 23 年 12 月 8 日）

- この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(医学部医学科の編入学定員の暫定措置)
- 第 4 条の規定にかかわらず、医学部医学科第 2 年次への編入学定員は、平成 24 年度から平成 31 年度までの間次のとおりとする。

学 科	編入学定員
医学科	2 人

(収容定員の暫定的な増員の変更)

- 第 4 条の規定にかかわらず、平成 24 年度から平成 35 年度までの間における医学部医学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度～ 平成 29 年度
収容定員	641 人	661 人	676 人	686 人	688 人

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
収容定員	683 人	678 人	663 人	648 人	633 人	618 人

附 則（平成 24 年 2 月 28 日）

- この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条の規定にかかわらず、平成 26 年度の医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 26 年度
収容定員	345 人

附 則（平成 26 年 4 月 1 日）

- この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 4 日）

- この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 平成 21 年 12 月 4 日付け附則第 2 項並びに平成 23 年 12 月 8 日付け附則第 2 項及び第 3 項中、第 4 条を第 6 条に読み替える。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 7 月 15 日）

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 29 年度の医学部看護学科の収容定員は、次のとおりとする。

	平成 29 年度
収容定員	345 人

附 則（平成 29 年 12 月 18 日）

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
(収容定員の暫定的な増員の変更)
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、平成 30 年度から平成 36 年度までの間における医学部医学科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	平成 30 年度	平成 31 年度
入学定員	113 人	113 人
収容定員	688 人	688 人

	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度
収容定員	673 人	658 人	643 人	628 人	613 人

附 則（令和元年 11 月 11 日）

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
(定員の暫定的な増員の変更)
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 2 年度から令和 8 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 2 年度	令和 3 年度
入学定員	113 人	113 人
編入学定員	1 人	1 人
収容定員	687 人	686 人

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
収容定員	671 人	656 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 3 年 10 月 7 日）

- 1 この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
(定員の暫定的な増員の変更)
- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 4 年度から令和 9 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 4 年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	685 人

	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
収容定員	670 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 4 年 9 月 8 日）

- 1 この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 5 年度から令和 10 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 5 年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	684 人

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
収容定員	669 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 5 年 9 月 7 日）

- 1 この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 6 年度から令和 11 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 6 年度
入学定員	113 人
編入学定員	1 人
収容定員	683 人

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
収容定員	669 人	655 人	641 人	627 人	613 人

附 則（令和 6 年 9 月 5 日）

- 1 この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（定員の暫定的な増員の変更）

- 2 第 6 条の規定にかかわらず、令和 7 年度から令和 12 年度までの間における医学科の入学定員、第 2 年次への編入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

	令和 7 年度
入学定員	112 人
編入学定員	1 人
収容定員	682 人

	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	令和 12 年度
収容定員	668 人	654 人	640 人	626 人	612 人

2 奈良県立医科大学大学院学則

目 次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）
- 第 2 章 学生定員（第 5 条）
- 第 3 章 教育方法等（第 6 条 - 第 12 条）
- 第 4 章 課程の修了要件等（第 13 条・第 14 条）
- 第 5 章 学年、学期及び休業日（第 15 条 - 第 17 条）
- 第 6 章 入学、退学等（第 18 条 - 第 28 条）
- 第 7 章 特別聴講学生、特別研究生、長期履修生及び外国人特別学生（第 29 条・第 30 条）
- 第 8 章 賞罰（第 31 条・第 32 条）
- 第 9 章 授業料、入学科及び論文審査料（第 33 条）
- 第 10 章 教員組織（第 34 条）
- 第 11 章 運営組織（第 35 条）
- 第 12 章 補則（第 36 条）

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 奈良県立医科大学大学院（以下「本大学院」という。）は医学又は看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めてひろく文化の進展に寄与するとともに、専門分野に関する高度の研究指導者及び専門職者を養成することを目的とする。

（組 織）

第 2 条 本大学院に、医学研究科及び看護学研究科を置く。

2 医学研究科に、博士課程および修士課程を置く。

3 看護学研究科に、修士課程を置く。

4 前項の博士課程は、博士前期課程及び博士後期課程に区分し、博士前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

（構 成）

第 3 条 医学研究科に次の専攻を置く。

博士課程

一 医科学

修士課程

一 医科学

2 看護学研究科に、次の専攻を置く。

博士前期課程

一 看護学

博士後期課程

一 看護学

（修業年限及び在学年限）

第 4 条 本大学院の修業年限は、医学研究科博士課程にあつては 4 年を、同修士課程にあつては 2 年を標準とし、看護学研究科博士前期課程にあつては 2 年を、同博士後期課程にあつては 3 年を標準とする。

- 2 本大学院に在学することのできる年限は、医学研究科博士課程にあつては8年、同修士課程にあつては4年とし、看護学研究科博士前期課程にあつては4年、同博士後期課程にあつては6年とする。
- 3 第23条第1項の規定により休学を許可された期間は、前項の期間に算入しない。

第2章 学 生 定 員

第5条 医学研究科及び看護学研究科の学生定員は、次の表のとおりとする。

研究科	課 程	専 攻 名	入学定員（人）	収容定員（人）
医 学	博 士	医 科 学	40	160
	修 士	医 科 学	5	10
看護学	博士前期	看 護 学	10	20
	博士後期	看 護 学	2	6

第3章 教 育 方 法 等

（授業及び研究指導）

第6条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

（授業科目及び単位数）

第7条 授業科目は、次のとおり区分する。

（1） 共通科目

（2） 専門科目

医学研究科博士課程

ア 社会・保健・健康医学に関する科目

イ 生体情報・防御医学に関する科目

ウ 器官機能・病態制御医学に関する科目

医学研究科修士課程

医科学専攻専門科目

看護学研究科博士前期課程

看護学専攻専門科目

看護学研究科博士後期課程

ア 生涯発達看護学分野に関する科目

イ 療養・生活支援看護学分野に関する科目

（3） 演習科目

2 前項の授業科目の名称及び単位数は、奈良県立医科大学長（以下「学長」という。）が定める。

（修得すべき単位数）

第8条 学生は、学長が定めるところにより、主科目（学位論文又は特定の課題についての研究の成果作成の基本となる授業科目をいう。以下同じ。）及びその他の科目について、次のとおり、単位を修得しなければならない。

一 医学研究科博士課程

主科目 16 単位以上 その他の科目 18 単位以上 合計 34 単位以上

二 医学研究科修士課程

主科目 12 単位以上 その他の科目 18 単位以上 合計 30 単位以上

三 看護学研究科博士前期課程

ア 看護学コース

（1）論文コース 主科目 14 単位以上 その他の科目 16 単位以上 合計 30 単位以上

（2）高度実践コース

（一）高度実践看護師教育課程（専門看護師教育課程） 主科目 26 単位以上 その他の科目 14 単位以上 合計 40 単位以上

(二) 周麻酔期看護師教育課程 主科目 32 単位以上 その他の科目 14 単位以上 合計 46 単位以上

イ 助産学実践コース 主科目 10 単位以上 その他の科目 16 単位以上 助産学実践科目 35 単位 合計 61 単位以上

四 看護学研究科博士後期課程

主科目 10 単位以上 その他の科目 3 単位以上 合計 13 単位以上

2 学生は、授業科目の選択に当たっては、あらかじめ主科目の研究指導を担当する教員の指導を受けなければならない。

(単位修得の認定)

第 9 条 授業科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により当該授業科目を担当する教員が行うものとする。

(他の大学院の授業科目の履修)

第 10 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院と協議の上、学生が当該大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 学長は、学生が前項の規定により履修した授業科目について修得した単位のうち主科目に係る単位を、医学研究科博士課程にあっては 8 単位を同修士課程にあっては 6 単位を、看護学研究科博士前期課程にあっては 6 単位を同博士後期課程にあっては 5 単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

(他の大学院等における研究指導)

第 11 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等と協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程において認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

(留 学)

第 12 条 学長は、教育研究上有益と認めるときは、外国の大学院又は研究所等と協議の上、学生が当該外国の大学院又は研究所等に留学することを認めることができる。

2 学長は、学生が前項の規定により留学した期間を、本大学院に在学した期間とみなすことができる。

3 学長は、学生が第 1 項の規定により留学して履修した単位のうち主科目に係る単位を、医学研究科博士課程にあっては 8 単位を同修士課程にあっては 6 単位を、看護学研究科博士前期課程にあっては 6 単位を同博士後期課程にあっては 5 単位を限度として本大学院において修得したものとみなすことができる。

第 4 章 課程の修了要件等

(課程の修了要件)

第 13 条 医学研究科博士課程の修了の要件は、本大学院に 4 年以上在学し、第 8 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、本大学院に 3 年以上在学すれば足りるものとする。

2 看護学研究科博士後期課程の修了の要件は、本大学院に 3 年以上在学し、第 8 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究実績を上げた者については、本大学院に 2 年以上在学すれば足りるものとする。

3 医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程の修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、第 8 条第 1 項に定める単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、第 8 条第 1 項第二号及び第三号ア(1)の課程にあっては修士論文、同項第三号ア(2)及びイの課程にあっては特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第 14 条 医学研究科博士課程を修了した者には、博士(医学)の学位を、同修士課程を修了した者には、修士(医科学)の学位を、看護学研究科博士前期課程を修了した者には、修士(看護学)の学位を、同博士後期課程を修了した者には、博士(看護学)の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、学長が定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 前項の規定にかかわらず、10月に入学した者の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学 期)

第16条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第17条 休業日は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業日

四 夏季休業日

五 冬季休業日

2 学長は、必要があると認めるときは、前項第2号から第5号に掲げる休業日を変更することができるほか、前項各号に掲げる休業日のほかに、臨時に休業日を置くことができる。

第6章 入学、退学等

(入学の時期)

第18条 入学の時期は、4月とする。ただし、転入学、再入学及び医学研究科博士課程入学の場合は、この限りでない。

(入学資格)

第19条 本大学院医学研究科博士課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の医学、歯学、獣医学又は薬学を履修する課程（修業年限6年のものに限る。）を卒業した者

二 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項各号のいずれかに該当する者

2 看護学研究科博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 修士の学位又は専門職学位を有する者

二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者

三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、修士の学位に相当する学位を授与された者

四 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

五 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）

六 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達する者

3 医学研究科修士課程及び看護学研究科博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学を卒業した者

二 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項各号のいずれかに該当する者

(入学志願手続)

第20条 本大学院に入学しようとする者は、学長の定める期日までに、入学志願書に次に掲げる書類及び公立大学法

人奈良県立医科大学料金等規程（以下「料金規程」という。）に定める入学検定料を添えて学長に提出しなければならない。

一 調査書

二 写真

三 その他学長が指定する書類

（入学許可）

第 21 条 学長は、入学志願者に対しては、試験により入学を許可する。

2 試験の方法その他必要な事項は、学長が定める。

（入学手続）

第 22 条 入学を許可された者は、学長の定めるところにより入学の手続をしなければならない。

2 学長は、前項の手続を怠った者に対しては、入学の許可を取り消すことがある。

（休 学）

第 23 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由によって休学しようとするときは、学長の定める願書を学長に提出してその許可を受けなければならない。この場合において、休学の理由が疾病であるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 休学期間は、3 月以上 1 年以内とする。ただし、学長が特別の事情により必要があると認めるときは、更に 1 年以内に限り期間を延長することができる。

3 休学期間は、通算して医学研究科博士課程にあっては 4 年、同修士課程にあっては 2 年、看護学研究科博士前期課程にあっては 2 年、同博士後期課程にあっては 3 年を超えることができない。

4 学生は、休学期間中であっても休学の理由が消滅したときは、許可を受けて復学することができる。

（欠 席）

第 24 条 学生は、7 日以上欠席するときは、その理由を記した届出書を学長に提出しなければならない。この場合において、欠席が疾病によるときは、医師の診断書を添えるものとする。

2 学長は、欠席が引き続き 3 月以上にわたる学生に対して、休学を命ずることができる。

（転 学）

第 25 条 他の大学に転学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

（退 学）

第 26 条 学生は、疾病その他の理由により退学しようとするときは、その理由を記し、かつ、保証人と連署した願書を学長に提出してその許可を受けなければならない。

第 27 条 学長は、学生が疾病その他の理由により成業の見込みがないと認めるとき又は授業料の納付を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、退学を命じることができる。

（専攻の変更、再入学及び転入学）

第 28 条 学長は、専攻の変更又は再入学若しくは転入学をしようとする者に対しては、選考の上許可することができる。

第 7 章 特別聴講学生、特別研究学生、長期履修学生及び外国人特別学生

（特別聴講学生、特別研究学生及び長期履修学生）

第 29 条 学長は、他の大学院の学生が本大学院の授業科目を履修することを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、他の大学院の学生が本大学院において研究指導の一部を受けることを願い出たときは、当該学生が在学する大学院と協議の上、特別研究学生として入学を許可することができる。

3 学長は、職業を有することにより、修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して修了する者を長期履修学生とすることができる。

（外国人特別学生）

第 30 条 学長は、外国人特別学生として本大学院に入学をしようとする者に対しては、第 21 条第 1 項の規定にかか

ならず、選考の上許可することができる。

第8章 賞 罰

第31条 学長は、学生で学業の優秀な者又は他の学生の模範となる行為のあつた者を表彰することができる。

第32条 学長は、教育上必要があると認めるときは、学生に対し懲戒を加えることができる。

2 懲戒の種類は、けん責、停学及び退学とする。ただし、退学の処分は、次の各号の一に該当する者に対してのみ行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第9章 授業料、入学料及び論文審査料

第33条 授業料、入学料及び学位論文審査手数料については、料金規程の定めるところによる。

第10章 教 員 組 織

第34条 本大学院の教員は、奈良県立医科大学の教員をもつて充てる。

第11章 運 営 組 織

第35条 本大学院を運営するため、次の組織を置く。

研究科	運営委員会	課程委員会
医学研究科	博士課程運営委員会 修士課程運営委員会	博士課程委員会 修士課程委員会
看護学研究科	博士前期課程運営委員会 博士後期課程運営委員会	博士前期課程委員会 博士後期課程委員会

2 前項に規定する運営委員会及び課程委員会の組織及び運営については、学長が定める。

第12章 補 則

第36条 この学則の施行について必要な事項は、学長が定める。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成21年11月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 24 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の入学者から適用する。

ただし、同日前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この学則は、令和 5 年 9 月 4 日から施行する。

ただし、本学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程は、改正後の学則の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学なくなるまでの間、存続するものとする。

3 奈良県立医科大学入学前の 既修得単位の認定に関する規程

(平成 19 年 4 月 1 日)

(目的)

第 1 条 この規程は、奈良県立医科大学学則（平成 19 年 4 月 1 日）第 10 条の規定により、奈良県立医科大学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学もしくは短期大学又は外国の大学もしくは短期大学（以下、「大学等」という。）において修得した単位等（以下、「既修得単位」という。）の認定に関し、必要な事項を定める。

(認定することができる単位等)

第 2 条 既修得単位として認定できるものは、本学に入学する前に卒業又は中途退学した大学等において修得した単位等及び科目等履修生として修得した単位であって、医学科にあつては、本学の教養教育科目に相当する科目とし、看護学科にあつては、本学の人間の理解、社会の理解、生活・環境の理解、健康の理解及び国際理解に属する科目に相当する科目とする。

(認定できる単位数)

第 3 条 認定できる単位数は、30 単位以内とする。

(申 請)

第 4 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、既修得単位認定申請書（別紙様式 1）に次の各号に掲げる書類を添えて学長に申請するものとする。

- (1) 成績証明書
- (2) 単位等を修得した授業科目の講義概要を記載した書類
- (3) その他、単位の認定にあたり必要な書類

(認 定)

第 5 条 前条の申請があつた場合には、学長は、当該授業科目の担当教員の判定に基づき、教授会の議を経て、認定する。

(単位認定書)

第 6 条 学長は、前条の規定により認定した授業科目及び単位数について、別に定める既修得単位認定書（別紙様式 2）を交付するものとする。

(学籍簿の取扱)

第 7 条 第 5 条の規定により認定された授業科目については、学籍簿に記載する成績評価は「認定」とする。

(雑 則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、既修得単位の認定にあたって必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

4 奈良県立医科大学科目等履修生規程

(平成 19 年 4 月 1 日)

(目 的)

第 1 条 この規程は、奈良県立医科大学学則(平成 19 年 4 月 1 日。以下「学則」という。)第 38 条第 2 項の規定により、科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、原則として、毎学年のはじめとする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) その他学長が適当と認める者

(入学志願の手続き)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者は、あらかじめ履修しようとする授業科目担当教員の承認を得て、学長が指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程(以下「料金規程」という。)に定める科目等履修資格認定料を添えて、学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修願(別紙様式 1)
- (2) 履歴書(別紙様式 2)
- (3) 最終学校の卒業証明書等
- (4) 健康診断書
- (5) 本務先がある場合は、所属機関長の承諾書

(履修授業科目)

第 5 条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、専門教育科目とする。

(選 考)

第 6 条 入学者の選考は、教授会の議を経て、学長が行う。

(科目等履修許可)

第 7 条 前条の選考に合格した者は、学長が定める日までに、本学所定の書類を提出しなければならない。

2 学長は前項に規定する手続きを終えた者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、所定の期日までに、料金規程に規定する科目等履修料の額に受講単位分を乗じて得た額を納付しなければならない。

ただし、単位を定めていない授業科目の単位換算基準は別に定める。

(退 学)

第 8 条 科目等履修生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長は退学を命ずることがある。

(在学期間)

第 9 条 科目等履修生在学期間は、1 年とする。ただし、教授会の議を経て、学長が必要と認めた場合は、1 年を限度として延長できる。

(試験及び証明書の交付)

第 10 条 科目等履修生は、履修した科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した科目については、願出により科目修得証明書(別紙様式 3)を交付する。

(学則等の準用)

第 11 条 この規定に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項については、学則その他学生に関する諸規程を準用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

5 奈良県立医科大学大学院医学研究科長期履修に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、奈良県立医科大学大学院学則第 29 条第 3 項の規定に基づき、奈良県立医科大学大学院医学研究科（以下「医学研究科」という。）における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第 2 条 長期履修を希望し、標準修業年限（4 年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、医学研究科博士課程の入学資格を有する者および在学生のうち、職業を有する者とする。

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、新入学生にあつては入学手続き時に、在学生にあつては各年次の 12 月 1 日から 12 月 20 日までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第 1 号）
- (2) その他学長が必要と認める書類

(許 可)

第 4 条 長期履修の許可は、大学院医学研究科博士課程委員会の審議を経て学長が行う。

(長期履修の期間等)

第 5 条 長期履修できる期間の限度は 8 年とする。

2 長期履修学生が長期履修期間の変更を希望する場合は、次に掲げる書類を各年次の 12 月 1 日から 12 月 20 日までに学長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（様式第 2 号）
- (2) その他学長が必要と認める書類

(長期履修学生の授業料の取扱い)

第 6 条 学長は、第 4 条の規定により長期履修を許可した場合は、標準修業年限を越える履修期間については授業料を徴収しないものとする。

2 学長が必要と認めたときは、長期履修期間に応じて授業料を分割納付させることができる。ただし、前条第 2 項の規定に基づき長期履修期間を変更した場合の授業料の分割方法については、入学時に認めた期間とし、その後の変更は認めないこととする。

3 長期履修学生が、長期履修期間の途中で学位を請求する場合は学位論文の申請受理後 1 月以内に、長期履修期間の途中で退学する場合は退学予定日の 1 月以内に、それぞれ既に納付済みの授業料と修業年限で支払う総授業料との差額を一括で支払うこととする。

(雑 則)

第 7 条 この規定に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学長が別に定めることができる。

附 則（平成 21 年 11 月 5 日）

この規程は、平成 21 年 11 月 5 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 4 月入学者より適用する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、同日以後の入学者より適用する。

ただし、同日前の入学者については、なお従前の例による。

6 奈良県立医科大学大学院看護学研究科長期履修に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、奈良県立医科大学大学院学則第 29 条第 3 項に基づき、大学院看護学研究科における長期履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(資 格)

第 2 条 長期履修を希望し、看護学研究科博士前期課程（以下「博士前期課程」という。）にあつては標準修業年限（2 年）、看護学研究科博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）にあつては標準修業年限（3 年）を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は、博士前期課程看護学コース又は博士後期課程の入学資格を有する者のうち、職業を有する者とする。

(申請手続)

第 3 条 長期履修を希望する者は、本学大学院の入学前の所定の時期までに、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 長期履修申請書（様式第 1 号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

(許 可)

第 4 条 長期履修の許可は、博士前期課程にあつては博士前期課程委員会、博士後期課程にあつては博士後期課程委員会の議を経て学長が行う。

2 学長は、前項の規定により長期履修を許可した場合は、標準修業年限を越える履修期間については授業料を徴収しないものとする。

(長期履修の期間)

第 5 条 長期履修できる期間の限度は、博士前期課程にあつては 3 年、博士後期課程にあつては 6 年とする。

2 長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は、次に掲げる書類を各年次の 12 月 1 日から 12 月 20 日までに学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

- (1) 長期履修期間変更申請書（様式第 2 号）
- (2) その他本研究科が必要と認める書類

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月入学者より適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 9 月 4 日から施行する。

ただし、改正前の規定による本学大学院看護学研究科修士課程の入学者については、なお従前の例による。

7 奈良県立医科大学医学部公欠規程

平成 28 年 2 月 4 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、奈良県立医科大学学則第 25 条に規定する学生の欠席について、奈良県立医科大学がやむを得ないと認める理由（以下「理由」という。）による欠席（以下「公欠」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(公欠の定義)

第 2 条 公欠とは、学生が次条に規定する理由により講義、実習等を欠席した場合、これを単位認定、科目修得及び履修要件における欠席扱いとしない取扱いをいう。

(公欠の理由)

第 3 条 公欠を認める理由は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学生が学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患したことにより出席停止措置を受けた場合、又は健康管理センター長が学生の出席停止措置が必要であると認めた場合
- (2) 気象警報の発表、交通機関の運休等により学生の通学が困難であると認められた場合
- (3) 学生の親族が死亡した場合（忌引）
- (4) 学生が裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (5) 学生がカリキュラム履修や教員の指導下で実施している自主的研究において、教員が必要と認める学会等に参加する場合
- (6) その他学長が必要と認めた場合

(公欠の基準)

第 4 条 前条第 1 号及び第 3 号における公欠の基準については、別表第 1 に定めるとおりとする。

(公欠の手続)

第 5 条 公欠の適用を受けようとする学生は、公欠届（別紙様式）に別表第 2 に定める書類を添えて、学長に提出するものとする。

- 2 学長は、前項の規定により公欠届の提出があったときは、その内容を第 3 条及び第 4 条の基準に基づき審査し、公欠として適正と認める場合はこれを許可する。
- 3 公欠の申出時期は、原則として別表第 2 のとおりとする。ただし、学長が別に定める場合はこの限りではない。
- 4 公欠の許可について、公欠届の内容及び理由によりやむを得ないと認められる場合には、学長は公欠希望日に遡ってこれを認めることができるものとする。

(公欠時の講義、実習等の取扱い)

第 6 条 教員は、公欠を許可された学生に対し、講義、実習等の履修において、補講、個別指導等の実施により当該学生が不利とならないよう配慮を行うものとする。

ただし、実習等については、公欠を許可されても、追実習、評価及び単位認定ができない場合がある。

(公欠時の定期試験等の取扱い)

第 7 条 公欠を許可された期間は、奈良県立医科大学医学部医学科授業科目履修要領第 5 条第 3 項及び奈良県立医科大学医学部看護学科授業科目履修要領第 7 条に規定する定期試験等の受験に係る授業時間数には含めないものとする。

ただし、前条に規定する補講等が実施された場合は、当該時間数に含めるものとする。

- 2 公欠を許可された学生に対する定期試験等の取扱いにおいて、奈良県立医科大学医学部医学科授業科目履修要領第5条第4項及び奈良県立医科大学医学部看護学科授業科目履修要領第8条第2項に規定する疾病その他やむを得ない理由については、第3条各号を適用するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

感染症について（第 3 条第 1 号関係）

	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、MERS、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルスであってその血清型が H5N1、H7N9 であるものに限る）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（鳥インフルエンザ H5N1 を除く）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
第三種	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により本学健康管理センター医師、その他医師が感染のおそれがないと認めるまで
	感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）	症状のある間が主なウィルスの排出期間なので、下痢、嘔吐症状が消失してから 48 時間を経過するまで。手洗いを励行すること。
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他感染症（溶連菌等）	症状により本学健康管理センター医師、その他医師が感染のおそれがないと認めるまで

忌引について（第 3 条第 3 号関係）

親等	対象範囲	日数（土日・祝祭日を含む）
	配偶者	最長 7 日
1 親等	父母、子	最長 7 日
2 親等	祖父母、兄弟姉妹、孫	最長 3 日

別表第 2（第 5 条関係）

手続方法について

以下の理由により欠席する場合は、公欠届及び以下の添付書類を提出すること。

欠席理由	添付書類	申出時期
感染症等（第 3 条第 1 号）	医師の診断書	診断書による療養期間終了後すみやかに
忌引（第 3 条第 3 号）	会葬の案内状、礼状等	事後 1 週間以内
裁判員制度（第 3 条第 4 号）	用務内容が記載された書類	招集日の 1 週間前まで
学会等参加（第 3 条第 5 号）	学会等の概要がわかる書類	学会等参加の 1 週間前まで
その他（第 3 条第 6 号）	理由が証明できる書類	事後 1 週間以内

※（第 3 条第 2 号関係）

気象警報の発表、交通機関の運休等社会的要因によるものについては、添付書類の提出は不要とする。

8 公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程（抄）

制定 平成19年 4月 1日
最終改正 令和 6年 6月 1日

第1章 総 則

（趣 旨）

第1条 公立大学法人奈良県立医科大学が徴収する料金の額等について定めるものとする。

第2章 大学に関する料金

（授業料の額等）

第2条 授業料の額は、次のとおりとする。

- 一 学 部 年額 535,800円
- 二 大学院 年額 535,800円

2 学年の中途において入学し、退学し、若しくは転学した者又は休学した者の授業料の額は、その者が当該学年中に
おいて現に在学した月数に応じて前項各号に規定する授業料の年額を月割計算した金額とする。

第3条 授業料は、次の期に分ち、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

	前 期	後 期
学 部	267,900円	267,900円
大 学 院	267,900円	267,900円

第4条 理事長は、必要があると認めたときは、授業料を分割納付せしめ又は減免することができる。

（入学検定料の額等）

第5条 入学検定料の額は、次のとおりとする。

- 一 学 部 17,000円
- 二 大学院 30,000円

2 学部入学検定料の額は、出願書類等による選抜（以下「第1段階目の選抜」という。）を行い、かつ、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下「第2段階目の選抜」という。）を行う場合には、前項第1号の規定にかかわらず、第1段階目の選抜にあつては4,000円とし、第2段階目の選抜にあつては13,000円とする。

3 大学院の学力検査において、外国語試験のみを受験する場合の検定料は、第1項第2号の規定にかかわらず10,000円とする。

第6条 入学検定料は入学願書に添えて納付しなければならない。

2 既納の入学検定料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者に係る既納の入学検定料については、この限りでない。

- 一 前条第2項に規定する場合において、第1段階目の選抜で不合格になった者
- 二 出願（前条第1項第1号に係るものに限る。）の受付後に出願の資格のない者であることが判明した者で個別学力検査が行われなかったもの。

3 前項ただし書の規定により還付する入学検定料の額は、第2段階目の選抜に係る入学検定料の額に相当する額とする。

（入学料の額等）

第7条 入学料の額は、次のとおりとする。

- 一 学部
 - ア 医学科
 - (1) 県内生 282,000円

(2) 県外生 802,000円

イ 看護学科

(1) 県内生 282,000円

(2) 県外生 423,000円

二 大学院

ア 医学研究科博士課程 282,000円 ウ 看護学研究科博士前期課程 282,000円

イ 医学研究科修士課程 282,000円 エ 看護学研究科博士後期課程 282,000円

2 県内生とは入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有する者又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者をいい、県外生とは県内生以外の者をいう。

3 入学料は、入学手続をする際に納付しなければならない。

4 次の各号に掲げる場合は、入学料を免除する。

一 本学大学院医学研究科修士課程又は看護学研究科博士前期課程を修了し、本学大学院医学研究科博士課程又は看護学研究科博士後期課程に進学する者については、第1項第2号ア又はエの入学料を徴収しないものとする。

二 本学大学院看護学研究科博士前期課程に入学し、次のいずれかに該当する者については、第1項第2号イの入学料を徴収しないものとする。

ア 本学卒業後、直ちに本学大学院看護学研究科博士前期課程へ進学する者

イ 看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者で、本人又はその者の配偶者若しくは1親等の親族である者が入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有し、経済的支援を必要とする者

ウ 県内看護系大学を卒業した者又は卒業見込みの者で、経済的支援を必要とする者

三 本学大学院看護学研究科博士後期課程に入学する者のうち、入学の日の1年前から引き続き県内に住所を有し、経済的支援を必要とする者については、第1項第2号エの入学料を徴収しないものとする。

5 理事長は、必要があると認めたときは、第1項の入学料を減免することができる。

(学位論文審査手数料の額等)

第8条 学位論文審査手数料の額は、1件につき200,000円とする。

2 前項の学位論文審査手数料は、学位論文審査の請求の際納付しなければならない。

3 理事長は、必要があると認めたときは、第1項の学位論文審査手数料を減免することができる。

(科目等履修料の額等)

第9条 科目等履修料の額は、1単位につき14,400円とする。

2 前項の科目等履修料は、理事長の指定する期日に納付しなければならない。

3 理事長は他の大学の学生が授業科目を履修する場合において、必要があると認めたときは、第1項の科目等履修料を免除することができる。

(特別聴講学生受講料の額等)

第10条 特別聴講学生受講料の額は、1単位につき11,500円とする。

2 理事長は必要があると認めたときは、特別聴講学生受講料を免除することができる。

(科目等履修資格認定料の額等)

第11条 科目等履修資格認定料の額は、9,800円とする。

2 前項の科目等履修資格認定料は、科目等履修願書に添えて納付しなければならない。

(証明手数料の額等)

第12条 証明手数料の額は、次のとおりとする。ただし、在学中の者からは徴収しない。

一 卒業証明(卒業見込証明を含む。) 1通につき 500円

二 成績証明(単位修得証明を含む。) 同 500円

三 在学証明(在学した期間の証明を含む。) 同 500円

四 進学に関する証明(調書を含む。) 同 500円

2 前条の証明手数料は、証明を受けようとする際、納付しなければならない。

第13条及び第14条 削除

(医科学研究生授業料の額等)

第15条 医科学研究生授業料の額は、年額120,000円を上限とし、区分に応じ、別に定める額とする。

2 理事長は、必要があると認めたときは、医科学研究生授業料を減免することができる。

(博士研究員登録料の額等)

第16条 博士研究員登録料の額は10,000円とする。

(第17条以降 省略)

9 奈良県立医科大学授業料減免取扱要綱

この要綱は、医学・医療の分野において社会に貢献できる人材を育成するという本学の理念に則り、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀な学生の修学の継続を支援し、もって、将来、本学と地域の医療、保健・福祉に大きく貢献することを期待し制定する。

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程第 4 条の規定に基づき、奈良県立医科大学の授業料の減免の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免対象者)

第 2 条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、かつ、学業優秀と認められる者とする。

- (1) その者の授業料を主として負担する者（以下「学資負担者」という。）が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による生活扶助を受けている者
- (2) 前号に該当する者以外の者で、学資負担者が市町村民税所得割非課税である者
- (3) その他特に減免の必要があると理事長が認める者

(減免の対象としない者)

第 3 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、減免の対象としない。

- (1) 合理的な理由なく独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の受給又は申請をしていない者
- (2) 標準修業年限を超えて在籍（休学中の期間は在籍年数から除く。）している者
- (3) 大学等における修学の支援に関する法律の減免制度の対象となる者
- (4) 令和 2 年 4 月以降に入学した学部生

(授業料減免の期間)

第 4 条 減免の期間は、当該年度とする。ただし、年度の途中で第 2 条の要件に該当することとなった者の減免の期間は、当該減免を決定した日の属する期の次の期の授業料から年度末までの期間とする。

(授業料の減免額)

第 5 条 第 2 条の規定により減免する額は、授業料の全額又は半額とする。

(授業料の減免の申請手続)

第 6 条 減免を受けようとする者は、授業料減免申請書（第 1 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長が定める日までに提出しなければならない。ただし、年度の途中で第 2 条の要件に該当することとなった者は、随時申請書を提出することができる。

- (1) 第 2 条第 1 号に該当する者にあつては、学資負担者が生活保護法の適用を受けていることの市区町村長又は福祉事務所長の証明書
- (2) 第 2 条第 2 号に該当する者にあつては、市区町村長が発行する学資負担者の所得証明書、市町村民税額証明書又は非課税証明書
- (3) 第 2 条第 3 号に該当する者にあつては、理事長が別途定める書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(減免申請に係る徴収猶予)

第 7 条 減免の申請をした者に係る授業料の徴収は、第 8 条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

(授業料の減免の決定及び通知)

第 8 条 理事長は、第 6 条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して授業料減免決定通知書（第 2 号様式）により通知するものとする。

(減免の事務処理基準)

第 9 条 減免の審査は、理事長が別に定める事務処理基準をもとに、申請者の生活実態その他の状況を総合的に勘案し、行うものとする。

(減免が認められなかった者に係る授業料の納付)

第 10 条 減免が認められなかった者は、理事長が定める日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

(授業料減免の辞退)

第 11 条 減免を受けている者が、減免の期間内においてその事由が消滅したときは、速やかに授業料減免辞退届（第 3 号様式）を理事長に提出しなければならない。この場合において、減免事由が消滅した月の翌月分から授業料を徴収するものとする。

(授業料減免の取消)

第 12 条 理事長は、減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該授業料の減免の決定を取り消すとともに、減免された授業料を納付させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により減免を受けたとき。
 - (2) 大学学則又は大学院学則の規定により懲戒の処分を受けたとき。
 - (3) 減免期間中に、前条の規定に該当することとなったにもかかわらず、辞退届の提出を怠ったとき。
- 2 理事長は、前項の規定により授業料の減免を取り消したときは、授業料減免取消通知書（第 4 号様式）により本人に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

10 大学等における修学の支援に関する法律による 奈良県立医科大学授業料及び入学料減免取扱要綱

この要綱は、医学・医療の分野において社会に貢献できる人材を育成するという本学の理念に則り、真に支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、将来、本学と地域の医療、保健・福祉に大きく貢献することを期待し制定する。

(目 的)

第 1 条 この要綱は、公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程第 4 条及び第 7 条第 5 項の規定に基づき、奈良県立医科大学の授業料及び入学料（以下、「授業料等」という。）の減免の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免対象者)

第 2 条 授業料等の減免を受けることができる者は、大学等における修学の支援に関する法律（以下、「法」という。）、大学等における修学の支援に関する法律施行令（以下、「施行令」という。）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（以下、「施行規則」という。）に定められた要件を満たす者とする。

(減免額及び授業料減免の期間)

第 3 条 前条の規定により減免する額は、施行令第二条第一項に定められた額とし、減免の期間は、施行令第三条第一項に定められた期間とする。

(減免の認定申請手続)

第 4 条 授業料等の減免認定を受けようとする者は、授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式 1）を理事長が定める日までに提出しなければならない。ただし、年度の途中で第 2 条の要件に該当することとなった者は、事由発生後 3 カ月以内に授業料等減免の対象者の認定に関する申請書（様式 1）を提出することができる。

2 授業料の減免認定を継続しようとする者は、授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書（様式 2）を理事長が定める日までに提出しなければならない。

3 日本学生支援機構へ給付型奨学金を申請せず、授業料減免のみを申請しようとする者にあつては、第 1 項に規定する申請書（様式 1）とともに理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(減免申請に係る徴収猶予)

第 5 条 減免の申請をした者に係る授業料等の徴収は、第 6 条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

(減免の決定及び通知)

第 6 条 理事長は、第 4 条の申請があつたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、減免の対象者としての認定の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して授業料等減免認定結果通知書（様式 3-1 又は様式 3-2）により通知するものとする。

(減免の事務処理基準)

第 7 条 減免対象者認定のための審査は、施行規則第九条、十条及び文部科学省が定める授業料等減免事務処理要領（以下、「要領」という。）に定められた基準により行うものとする。

2 減免対象者の適格認定の審査は、施行規則第十二条、十三条及び要領に定められた基準により行うものとする。

(減免が認定されなかった者に係る授業料等の納付)

第 8 条 対象者として認定されなかった者は、理事長が定める日までに納付すべき授業料等を納付しなければならない。

(授業料減免の停止)

第 9 条 減免の対象として認定されている者が、減免の期間内において認定の効力の停止を希望する場合は、支援停止申請書（様式 4）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により授業料減免の認定の効力を停止したときは、認定の効力の停止に関する通知（様式 5）

により通知するものとする。

(授業料減免の再開)

第10条 前条の規定により認定の効力を停止した者が支援の再開を希望する場合は、停止の解除（支援の再開）申請書（様式6）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定により支援を再開したときは、支援の再開に関する通知（様式7）により通知するものとする。

(減免の認定の取消)

第11条 理事長は、減免の対象として認定されている者が、施行規則第十五条第一項の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すものとする。なお認定の効力は施行規則第十六条の各号に定められた日に遡って失われ、当該日以降の授業料等を納付させるものとする。

2 理事長は、前項の規定により授業料等減免の認定を取消したときは、認定取消通知書（様式8）により通知するものとする。

(授業料減免の認定の効力の停止)

第12条 減免の対象として認定されている者が施行規則第十八条第一項の各号のいずれかに該当するときは、認定の効力が停止される。

2 理事長は、前項の規定により認定の効力が停止されたときは、認定の効力の停止に関する通知（様式5）により通知するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めのないものは、法、施行令、施行規則、要領及び理事長が別に定めるものの規定による。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

11 暴風警報等発表時における授業の措置について

(平成26年1月8日 医学科・看護学科学務委員会等 決定)

台風等の接近に伴い奈良県北西部に「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が発表されたときの授業の取扱いは原則として次のとおりとする。

【共通事項】

- (1) 午前7時現在「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が発表されているときは、午前の授業は休講とする。
- (2) 午前11時までに「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が解除されたときは、午後の授業のみ行う。
- (3) 午前11時以降も「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が解除されないときは、当日の授業は休講とする。ただし、大学院は下記(7)によることとする。
- (4) 午前11時以降の授業時間中に「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が発表された場合は、当該授業終了後はすべて休講とし、速やかに帰宅させることとする。
 - ① 「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が発表された場合のクラブ活動等の課外活動は、禁止とする。
 - ② 「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が発表された場合の図書館及び自習室等の学内における学生の自習については、禁止とする。

【医学科】

- (5) 医学科の学内及び学外実習については、上記(1)～(4)を原則とし、当該実習施設の指導者の判断に基づき決定することとする。

【看護学科】

- (6) 看護学科の臨地実習については、原則上記(1)～(4)のとおりとする。ただし、学外で実習を行っている場合の措置については、当該実習担当教員が実習先の指導者と協議し、原則として実習を中止し帰宅させる。ただし、台風等の接近に伴い帰宅に危険が伴うことが想定される場合は、実習先で待機させる等の柔軟な対応を行うこととする。

【大学院】

- (7) 大学院については、午後4時までに「暴風警報」または「特別警報」(大雨、暴風、大雪、暴風雪)が解除された場合は、午後6時以降の授業を行う。午後4時以降も解除されない場合は、終日休講とする。
- (8) 実習については、上記(6)に準ずるものとする。

*なお、状況によって警報発表の有無にかかわらず別段の決定を行うことがある。

12 地震発生等災害時における授業の措置について

地震発生等災害時における授業の取扱は原則として次のとおりとする。

1. 講義

- ① 教育支援課が被害状況、交通機関の運行状況等の情報収集を行い医学部長に報告
- ② 医学部長が①を確認し、授業の実施、今後の方針等を判断（必要に応じて看護学科長（看護学科長と連絡が取れない場合は、看護教育部長）と協議）
なお、医学部長と連絡が取れない場合は、事務局長が判断
- ③ 教育支援課は医学部長の判断を教務システム及び大学ホームページに掲載し、周知

休講とする判断の目安

○近鉄大阪線及び橿原線が同時に運休した場合

※ 交通機関の運休等により登校できない場合は、公欠扱いとする。

2. 実習

当該実習の担当教員、領域長及び指導者と協議し、必要に応じて実習を中止し帰宅させる。ただし、帰宅に危険が伴うことが想定される場合は、実習先で待機させる等の柔軟な対応を行うこととする。

※「暴風警報等発表時における授業の措置について」に準じる。

【災害等発生時 教育支援課 緊急連絡先】

- ① 0744-22-3051（大学代表番号）
- ② 0744-22-9844（四条キャンパス直通）
- ③ 0744-29-8805（畝傍山キャンパス直通）
- ④ 0744-29-8917（畝傍山キャンパス直通）

※医学科2～6年生は①②、医学科1年生及び看護学科生は①③④の番号にご連絡ください。

13 公立大学法人奈良県立医科大学における ハラスメントの防止等に関する規程

(令和4年12月8日)

(趣 旨)

第1条 この規程は、公立大学法人奈良県立医科大学就業規則（以下「就業規則」という。）第32条の規定に基づき、公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）における役職員、学生等又は関係者に係るハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関することを定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメント：役職員、学生等又は関係者が、他の役職員、学生等又は関係者の尊厳を損なうような不適切な言動を行うことをいう。
- (2) ハラスメントに起因する問題：ハラスメントのため役職員、学生等若しくは関係者の就労、就学等に支障が生じ、又はハラスメントへの対応に起因して役職員、学生等若しくは関係者が就労、就学等において不利益を受けることという。
- (3) 役職員：役員、職員、事務職員、技術職員、教務職員、非常勤職員等をいう。
- (4) 学生等：学部学生、大学院生、留学生、研究生、専修生、聴講生、外国人研究生、その他奈良県立医科大学において修学する者をいう。
- (5) 関係者：患者、委託契約等により大学において勤務する者及び実習する関係者等をいう。
- (6) 不利益：次の各項目に該当するもの
 - ア 就労に支障が生じる不利益
 - イ 進学、進級、卒業、終了、成績評価及び教育研究の指導を受ける際の取扱いにおける不利益
 - ウ 誹謗中傷を受けること、その他事実上の不利益

(理事長の責務)

第3条 理事長は、ハラスメントの防止及び排除のため、啓発活動を行うよう努めるものとする。

(役職員、学生等の責務)

第4条 役職員、学生等は、この規程及び別に定める指針に従い、ハラスメントをしないように注意するほか、ハラスメントを排除するよう努めなければならない。

(監督者等の責務)

第5条 役職員又は学生等を監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、次の各号に掲げる事項に注意してハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

- (1) 日常の指導等により、ハラスメントに関し役職員、学生等の注意を喚起し、ハラスメントに関する認識を深めさせること。
- (2) 役職員、学生等の言動に十分な注意を払うことにより、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題を生じることがないように配慮すること。

(苦情相談への対応)

第6条 ハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）がなされた場合に対応するため、苦情相談を受ける役職員（以下「相談員」という。）を置く。

- 2 役職員は、直接、相談員に相談することができるほか、他の役職員又は監督者に対して相談員への仲介を申し出ることができる。
- 3 学生等は、直接、相談員に相談することができるほか、役職員又は監督者に対して相談員への仲介を申し出ることができる。
- 4 関係者は、直接、相談員に相談することができるほか、役職員に対して相談員への仲介を申し出ることができる。
- 5 前3項の規定に基づき申出を受けた役職員又は監督者は、速やかに役職員、学生等又は関係者が相談員に苦情相談を行うことができるよう配慮しなければならない。
- 6 相談員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 医学部長
 - (2) 附属病院長

- (3) 医学部学生支援委員会委員長
 - (4) 人事課長
 - (5) 教育支援課長
 - (6) 看護部長
 - (7) その他理事長が指名する者
- 7 前項第6号の指名にあたっては、相談員のうち2名以上は、女性となるようにする。
- 8 第6項第7号の相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認、当該苦情相談に係る当事者及び監督者への指導、助言及び要請等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めなければならない。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に十分留意しなければならない。
- 10 相談員は、苦情相談を受ける際には、原則として2名以上で対応するものとし、苦情相談を行う者（以下「相談者」という。）と同性の相談員等を同席させるよう努めなければならない。
- 11 苦情相談を受けた相談員は、当該相談員が適任であると考え他の相談員と協力して対応するものとする。
- 12 相談員は、苦情相談に適切に対応するため、相互に連携し、協力するものとする。
- 13 相談員は、苦情相談の連絡があった場合には、速やかに苦情相談を受ける日時及び場所を相談者に対して明示するものとする。
- 14 相談員は、苦情相談を受けた日時、内容等を記録し、理事長に報告するものとする。
- 15 相談員は、相談を受けた結果、ハラスメントに該当しないことが明らかであると判断できる場合又は既に相談が終了した事案であって終了後に事情の変化がないと判断できる場合は、苦情相談として対応しないことができる。
- (調査委員会)

- 第7条 理事長は、ハラスメントに起因する問題が生じ、必要と認めた場合は、調査委員会を設置し、事実関係の調査に当たらせることができる。
- 2 調査委員会は、原則として、同数の男性及び女性の委員により構成するものとする。
- 3 調査委員会は、複数の部門の役職員で構成することができる。
- 4 調査委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。
- 5 調査委員会は、当該問題の当事者から公正に事情聴取を行い、記録するものとする。
- 6 調査委員会は、前項の聴取内容に矛盾及び整合性に欠ける点等がある場合には、その原因を検討し、再度、事情聴取を行うなど、その解消を図るものとする。
- 7 調査委員会は、前2項のほか、第3者の証言を求めるなど、事実関係の確認のための資料の収集に努めるものとする。
- 8 調査委員会は、調査の結果を理事長に報告しなければならない。
- 9 調査委員会は、必要に応じて、学識経験者の出席を求めることができる。
- 10 調査委員会は、相談員を除くものとする。

(苦情相談等の処理)

- 第8条 理事長は、相談員及び調査委員会からの報告に基づき、必要に応じてハラスメントを行った者の処分等を行うほか、問題の解決を図るため必要な措置を講ずるものとする。

(秘密の保持)

- 第9条 相談員及び調査委員会委員等は、相談者及び当事者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

- 第10条 理事長は、苦情相談をした相談者又は事実確認に協力した者が、そのことによって不利益を被ることのないよう、配慮するものとする。

(雑 則)

- 第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。

公立法人奈良県立医科大学におけるハラスメントの 防止等に関する規程の運用について

このことについて、平成19年4月1日付けで「公立大学法人奈良県立医科大学ハラスメントの防止等に関する規程」が制定され、同日付けで施行されることになりました。ついては、下記事項に留意の上、運用に遺漏のないよう配慮願います。

なお、「奈良県立医科大学における学生等に係わるセクシャル・ハラスメントの防止等に関する規程の運用について」は廃止します。

第3条関係

「ハラスメントの防止及び排除のため、啓発活動を行う」とは、各種会議等を利用した職員への注意喚起及び指導並びに職場研修の実施による意識の啓発を行うことをいう。

第4条関係

- 1 ハラスメントに関する認識不足が、ハラスメントを引き起こす要因のひとつであるため、役職員、学生等又は関係者は、ハラスメントになり得る言動、ハラスメントによる役職員、学生等又は関係者及び職場に対する影響等についての認識を深める必要がある。
- 2 ハラスメントをしないようにするために役職員、学生等又は関係者が認識すべき事項としては、次のようなものがある。
 - (1) 役職員、学生等又は関係者の言動に対する受け止め方には個人差や男女間において差があり、ハラスメントであるか否かについては、相手の判断が重要であること。
 - (2) ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。
 - (3) 相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合は、同じ言動を繰り返さないようにすること。
 - (4) 勤務時間外における役職員、学生等又は関係者のハラスメントについても注意する必要があること。
- 3 「別に定める指針」とは、別紙第1「ハラスメントの防止等のために公立大学法人奈良県立医科大学の役職員、学生等及び関係者が認識すべき事項についての指針」のとおりとする。

第5条関係

- 1 「役職員又は学生等を監督する地位にある者」には、事実上、役職員を監督していると認められる者及び学生等を教授、指導する立場にある者を含む。
(例：教授、准教授、講師、助教、助手、看護部長、課長、主幹、課長補佐、副主幹、係長、又はこれらと相当の職以上にある者、クラブ・サークル活動の指導者等)
- 2 「迅速かつ適切に対処しなければならない。」とは、役職員、学生等又は関係者にハラスメントの事実、役職員の勤務環境の状況を確認し、第6条に規定する相談員及び総務課長と連絡調整を図り、問題の解決に努めなければならないことをいう。

第6条関係

- 1 「苦情相談」には、ハラスメントによる被害を受けた本人からのものに限らず、次のようなものも含まれる。
 - (1) 役職員、学生等又は関係者がハラスメントをされているのを見て、尊厳を損なうような不適切な言動と考えられる、役職員、学生等又は関係者からの苦情の申出
 - (2) 他の者からハラスメントをしている旨の指摘を受けた役職員、学生等又は関係者からの相談
 - (3) 役職員、学生等又は関係者からハラスメントに関する相談を受けた監督者からの相談
- 2 第6項第7号に規定する「理事長の指名する者」は、男女比率、専門性等を考慮して、苦情相談に応じやすい体制となるよう行う。

- 3 第9項に規定する「別に定める指針」とは、別紙第2「ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり留意すべき事項についての指針」のとおりとする。
- 4 第11項に規定する「同性の相談員等を同席させる」とは、同席できる同性の相談員がいない場合には、苦情相談を行いやすくするために苦情相談を行う者の同意を得て、信頼できる同性の役職員、学生等又は関係者を同席させることをいう。

第8条関係

- 1 「必要な措置」としては、次に掲げるものが考えられる。
 - (1) 所属長に対し、加害者とされる役職員、学生等の言動状況の観察又は加害者とされる役職員、学生等への指導を要請すること。
 - (2) 加害者とされる役職員、学生等又は関係者に対して、直接注意すること。
 - (3) 被害者と加害者とを同じ所属で勤務させることが適当でないと判断される場合は、人事異動等の措置を講ずること。
- 2 ハラスメントの態様が結果として信用失墜行為、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行に該当する場合があることに留意すること。

ハラスメントの防止等のために公立大学法人奈良県立医科大学の 役職員、学生等及び関係者が認識すべき事項についての指針

第1 ハラスメントを行わないようにするために認識すべき事項

1 意識の重要性

ハラスメントを行わないようにするために、次の事項の重要性について、十分認識しなければならない。

- (1) お互いの人格を尊重し合うこと。
- (2) お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。

2 基本的な心構え

ハラスメントに関する次の事項について、十分認識しなければならない。

- (1) 言動の受け止め方には、個人間や男女間、その人物の立場等により差があり、ハラスメントにあたるか否かについては、相手の判断が重要であること。

具体的には、次の点に注意する必要がある。

- ア 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせてしまう場合があること。
- イ 不快に感じるか否かには、個人差があること。
- ウ この程度のことは相手も許容するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- エ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思い込みをしないこと。

- (2) 相手が拒否し、又は嫌がっていることがわかった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

- (3) ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

ハラスメントを受けた者が、ハラスメントを行っている者との人間関係を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らず、拒否の意思表示ができないことも少なくないが、それを同意・合意と勘違いしてはならない。

- (4) 勤務時間内又は大学内におけるハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

例えば、大学での人間関係がそのまま持続する歓迎会のような場合において、ハラスメントを行うことについても同様に注意しなければならない。

3 懲戒処分

ハラスメントの態様等によっては、信用失墜行為、大学人たるにふさわしくない非行等に該当して、懲戒処分に付されることがあることを十分認識すること。

第2 就労上又は修学上の適正な環境を確保するために認識すべき事項

就労上又は修学上の環境は、役職員、学生等及び関係者の協力の下に形成される部分が大きいことから、ハラスメントにより就労上又は修学上の環境が害されることを防ぐため、次の事項について積極的に意を用いるように努めなければならない。

- 1 ハラスメントについて問題提起をする役職員、学生等又は関係者をいわゆるトラブルメーカーと見たり、ハラスメントに関する問題を当事者間の個人的な問題として片づけないこと。ミーティングを活用することなどにより解決することができる問題については、問題提起を契機として、就労上又は修学上の適正な環境の確保のために皆で取り組むことを日頃から心がける必要がある。

- 2 ハラスメントに関する加害者や被害者を出さないようにするために、周囲に気配りをし、必要な行動をとること。
具体的には、次の事項について、十分留意して行動する必要がある。

- (1) ハラスメントが見受けられる場合は、注意を促すこと。

ハラスメントを契機として、就労上又は修学上の環境に重大な悪環境が生じたりしないうちに、機会をとらえ

て注意を促すなどの対応をとることが必要である。

- (2) 被害を受けていることを見聞きした場合には、声をかけて相談にのること。

被害者は、「恥ずかしい」、「トラブルメーカーとのレッテルを貼られたくない」、「仕返しが怖い」などの考えから、他の人に対する相談をためらうことがある。被害を深刻にしないうちに、気が付いたことがあれば、声をかけて気軽に相談にのることが大切である。

- 3 大学においてハラスメントがある場合には、同僚や友人等身近な信頼できる人に相談するなどの方法をとることをためらわないこと。
- 4 大学におけるハラスメントの防止等のためには、理事長が中心となり、本指針の趣旨を徹底させるよう啓発に努めることとする。

ハラスメントに関する苦情相談に対応するにあたり 留意すべき事項についての指針

第1 基本的な心構え

役職員、学生等又は関係者からの苦情相談に対応するにあたっては、相談員等は次の事項に留意する必要がある。

- (1) 被害者を含む当事者にとって、適切かつ効果的な対応は何かという視点に常に立つこと。
- (2) 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がけること。
- (3) 当事者等のプライバシーや名誉・人権を尊重するとともに、知り得た秘密を厳守すること。

第2 苦情相談の事務の進め方

1 苦情相談を受ける際の体制等

- (1) 苦情相談を受ける際には、原則として二名以上の相談員で対応すること。
- (2) 苦情相談を受けるにあたっては、同性の相談員が同席するよう努めること。
- (3) 相談員は、苦情相談に適切に対応するために、相互に連携し、協力すること。
- (4) 実際に苦情相談を受けるにあたっては、その内容を相談員以外の者に見聞きされないよう周りから遮断した場
所で行うこと。

2 相談者から事実関係等を聴取するにあたり留意すべき事項

相談者から事実関係等を聴取するにあたっては、次の事項に留意する必要がある。

- (1) 相談者の求めるものを把握すること。
将来の言動の抑止等、今後も発生が見込まれる言動への対応を求めるものであるか、又は喪失した利益の回復、
謝罪要求等過去にあった言動に対する対応を求めるものであるかについて把握すること。
- (2) どの程度の時間的な余裕があるかについて把握すること。
相談員の心身の状況等に鑑み、苦情相談への対応にあたり、どの程度の時間的な余裕があるのかを把握するこ
と。
- (3) 相談者の主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聞くこと。
特に、相談者が被害者の場合、ハラスメントを受けた心理的な影響から必ずしも理路整然と話すとは限らない。
むしろ、脱線することも十分想定されるが、事実関係を把握することは極めて重要であるので、忍耐強く聴くよ
うに努めること。
- (4) 事実関係については、次の事項を把握すること。なお、これらの事実を確認する場合、相談者が主張する内容
については、当事者のみが知り得るものか、又は他に目撃者がいるのかを把握すること。

ア 当事者間との関係

イ 問題とされる言動がいつ、どこで、どのように行われたか。

ウ 相談者は、加害者とされる者に対して、どのような対応をとったか。

エ 監督者等に対する相談を行っているか。

- (5) 聴取した事実関係等を相談者に確認すること。

聞き違えの修正や聞き漏らした事項、言い忘れた事項の補充ができるので、聴取事項を書面で示したり、復唱
するなどして相談者に確認すること。

- (6) 聴取した事実関係については、必ず記録して保存すること。

3 加害者とされる者からの事実関係等の聴取

- (1) 原則として加害者とされる者から事実関係等を聴取する必要がある。

ただし、ハラスメントが大学内で行われ、その程度が比較的軽微なものであり、対応に時間的な余裕がある場
合などは、監督者の観察、指導による対応が適当な場合も考えられるので、その都度、適切な方法を選択して対

応ずる。

- (2) 加害者とされる者から事実関係等を聴取する場合には、加害者とされる者に対して十分な弁明の機会を与える。
- (3) 加害者とされる者から事実関係等を聴取するにあたっては、その主張に真摯に耳を傾け、丁寧に話を聴くなど、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

4 第三者からの事実関係等の聴取

大学内で行われたとされるハラスメントについて、当事者間で事実関係に関する主張に不一致があり、事実の確認が十分にできないと認められる場合などは、第三者から事実関係等を聴取することも必要である。この場合、相談者から事実関係等を聴取する際の留意事項を参考にし、適切に対応する。

5 当事者に対する説明

苦情相談に関し、具体的にとられた対応については、当事者に誠実に説明する。

第3 問題処理のための具体的な対応例

相談員が苦情相談に対応するに当たっては、ハラスメントに関して相当程度の知識を持ち、個々の事例に即して柔軟に対応することが基本となることは言うまでもないが、具体的には事例に応じて次のような対処が方策として考えられる。

1 ハラスメントを受けたとする者からの苦情相談

- (1) 監督者等に対し、加害者とされる者に指導するよう要請する。

ハラスメントのうち、その対応に余裕があると判断されるものについては、監督者等に状況を観察するよう要請し、加害者とされる者の言動のうち問題があると認められるものを適宜注意させる。

- (2) 相談者に対して助言する。

加害者とされる者が行っている行為がハラスメントに該当すると認められる場合であって、加害者とされる者にその行為がハラスメントであるとの意識がない場合は、相談者が加害者とされる者に対し、その行動がハラスメントに該当することを直接注意することも必要であることを助言する。

- (3) 当事者間の斡旋を行う。

相談者がハラスメントを行った加害者とされる者に謝罪を求めている場合において、加害者とされる者も自らの言動について反省しているときには、相談者の要求を加害者とされる者に伝え、加害者とされるものに対し謝罪を促すよう斡旋する。

2 ハラスメントとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談

ハラスメントとの指摘を受けたが、納得がいかない旨の相談があった場合には、周囲の者が尊厳を損なわれたと感じる以上は、ハラスメントにあたる旨、注意を喚起する。

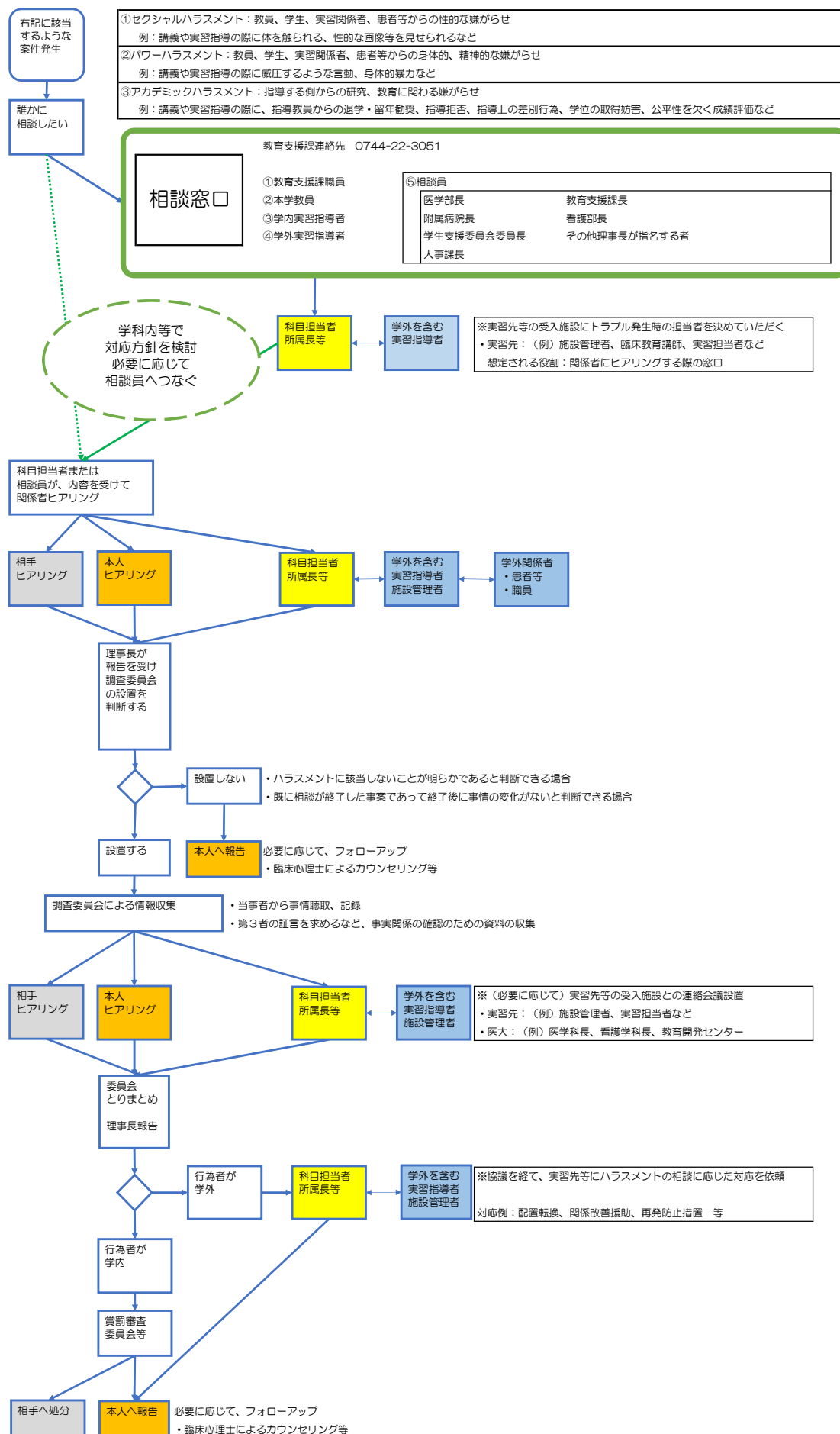
3 第三者からの苦情相談

第三者からハラスメントにあたるのではないかと相談があった場合には、当事者から事情を聞き、その事実がハラスメントであると認められる場合には、監督者を通じ、又は相談員が直接に注意を促す。

第4 学生等の保護者からの苦情相談について

学生等の保護者からの苦情相談についても、これらの事項に留意し、行うこと。

公立大学法人奈良県立医科大学における学生に対するハラスメント対応フロー図



14 公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領

(目 的)

第 1 条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、また、障害を理由とする差別の解消に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即して、公立大学法人奈良県立医科大学教職員（非常勤職員を含む。以下「教職員」という。）が適切に対応するための必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者、即ち、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（難病に起因する障害を含む。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもののうち、本学における教育、研究及び診療、その他本学が行う活動全般に関わる者をいう。
- (2) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方)

第 3 条 この要領において、不当な差別的取扱いとは、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、教育、研究及び診療、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することという。なお、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別な措置は、不当な差別的取扱いではない。

2 前項の正当な理由に相当するか否かについては、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益及び本学の教育及び研究、その他本学が行う活動の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。

3 この要領において、合理的配慮とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

4 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員は、過重な負担に当たると判断した場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得よう努めなければならない。

- (1) 教育、研究及び診療、その他本学が行う活動への影響の程度（その目的・内容・機能を損なうか否か）
- (2) 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模、財政・財務状況

(不当な差別的取扱いの禁止)

第 4 条 教職員は、その教育、診療、事業又は事務を行うに当たり、障害を理由として、障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 教職員は、前項に当たり、別紙 1（来学者等対象）、別紙 2（学生対象）及び別紙 3（患者さん対象）の留意事項に留意するものとする。

(合理的配慮の提供)

第 5 条 教職員は、その教育、診療、事業又は事務を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢、障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合

理的な配慮の提供をしなければならない。

2 前述の意思の表明は、言語（手話を含む。）のほか、点字、筆談、身振りサイン等による合図など障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段により伝えられること及び本人の意思表示が困難な場合には、障害者の家族、介助者等のコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含むことに留意するとともに、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がその除去を必要としていることが明白である場合には、当該障害者に対して適切と思われる合理的配慮を提案するよう努めなければならない。

3 教職員は、前2項の合理的配慮の提供を行うに当たり、別紙1（来学者等対象）、別紙2（学生対象）及び別紙3（患者さん対象）の留意事項に留意するものとする。

（所属長の責務）

第6条 所属長は、前2条に規定する事項に関し、障害を理由とする差別の解消を推進するため、次に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障害を理由とする差別の解消に関し、その監督する教職員の注意を喚起し、障害を理由とする差別の解消に関する認識を深めさせること。

(2) 障害者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。

(3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する教職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。

2 所属長は、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合には、各担当理事に報告するとともに、その指示に従い迅速かつ適切に対処しなければならない。

（懲戒処分等）

第7条 教職員が、障害者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合等に該当し、懲戒処分等に付されることがある。

（相談体制の整備）

第8条 教職員による障害を理由とする差別に関して、障害のある人及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、次のとおり相談窓口を置く。

(1) 法人企画部人事課

(2) 法人企画部教育支援課

(3) 病院経営部医療相談室

2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害のある人が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。

（教職員への研修・啓発）

第9条 障害者差別解消の推進を図るため、教職員に対し、次の各号のとおり研修・啓発を行うものとする。

(1) 新たに教職員となった者に対して、障害を理由とする差別に関する基本的な事項について理解させるための研修

(2) 新たに所属長となった教職員に対して、障害を理由とする差別の解消等に関し求められる責務・役割について理解させるための研修

(3) その他教職員に対し、障害特性を理解させるとともに、障害者へ適切に対応するために必要なマニュアル等による、意識の啓発

附 則

この要領は、令和2年3月5日から施行する。

(別紙 1)

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領に係る留意事項（来学者等対象）

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第 4 条第 2 項及び第 5 条第 3 項に定める来学者等に対する留意事項は、以下のとおりとする。

なお、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図るものとする。

第 1 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- ① 障害を理由に窓口対応を拒否する。
- ② 障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- ③ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ④ 障害を理由に説明会、シンポジウム等への出席を拒む。
- ⑤ 事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、付き添い者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず、付き添い者の同行を拒んだりする。

第 2 合理的な配慮の具体例

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のユニバーサルデザイン化又はバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。

公立大学法人奈良県立医科大学がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者へ委託等する場合は、提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害のある人が不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的な配慮の提供について盛り込むよう努めるものとする。

合理的配慮の内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(合理的な配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ① 段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡すなどする。
- ② 配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の位置を分かりやすく伝える。
- ③ 目的の場所までの案内の際に、障害のある人の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害のある人の希望を聞いたりする。
- ④ 障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉付近にする。
- ⑤ 疲労を感じやすい障害のある人から別室での休憩の申し出があった際、別室の確保が困難であったことから、当該障害のある人に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設ける。

- ⑥ 不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害のある人に対し、教職員が書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ⑦ 災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害のある人に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。

(合理的な配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ① 筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- ② 会議資料等について、点字、拡大文字等で作成する際に、各々の媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用する。
- ③ 視覚障害のある委員に会議資料等を事前送付する際、読み上げソフトに対応できるよう電子データ（テキスト形式）で提供する。
- ④ 意思疎通が不得意な障害のある人に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- ⑤ 駐車場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ⑥ 書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記述で伝達したりする。本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を行う。
- ⑦ 比喩表現等が苦手な障害のある人に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに具体的に説明する。
- ⑧ 障害のある人から申し出があった際に、ゆっくり、丁寧に、繰り返し説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する。また、なじみのない外来語は避ける、漢数字は用いない、時刻は24時間表記ではなく午前・午後で表記するなどの配慮を念頭に置いたメモを、必要に応じて適時に渡す。
- ⑨ 会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。
- ⑩ 会議の進行に当たっては、教職員等が委員の障害の特性に合ったサポートを行う等、可能な範囲での配慮を行う。

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ① 順番を待つことが苦手な障害のある人に対し、周囲の者の理解を得た上で、手続き順を入れ替える。
- ② 立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、当該障害者の順番が来るまで別室や席を用意する。
- ③ スクリーン、手話通訳者、板書等がよく見えるように、スクリーン等に近い席を確保する。
- ④ 車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。
- ⑤ 公立大学法人奈良県立医科大学の敷地内の駐車場等において、障害のある人の来庁が多数見込まれる場合、通常、障害者専用とされていない区画を障害者専用の区画に変更する。
- ⑥ 他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある場合、当該障害のある人に説明の上、障害の特性や施設の状況に応じて別室を準備する。
- ⑦ 非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める。

(別紙2)

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領に係る留意事項（学生対象）

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条第2項及び第5条第3項に定める学生に対する留意事項は、以下のとおりとする。

なお、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図るものとする。

第1 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに本学の3つのポリシーに照らして判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- ① 障害があることのみを理由に受験を拒否すること
- ② 障害があることのみを理由に入学を拒否すること
- ③ 障害があることのみを理由に講義受講を拒否すること
- ④ 障害があることのみを理由に研究指導を拒否すること
- ⑤ 障害があることのみを理由に実習、研修、フィールドワーク等への参加を拒否すること
- ⑥ 障害があることのみを理由に事務窓口等での対応を拒否あるいは順序を劣後させること
- ⑦ 障害があることのみを理由に式典、行事、説明会、シンポジウム等への出席を拒否すること
- ⑧ 障害があることのみを理由に施設等の利用やサービスの提供を拒否すること
- ⑨ ノートテイク、パソコンノートテイク、手話通訳などの情報保障手段を用意できないからという理由で、障害のある学生等の授業受講や研修、講習、実習等への参加を拒否すること
- ⑩ 試験等において、合理的配慮を受けたことのみを理由に評価に差をつけること
- ⑪ 単位の認定基準を満たしていないにもかかわらず、障害があることのみを理由に、正当な評価を行わず単位を認めること
- ⑫ 障害があることのみを理由に、講義受講を免除すること

第2 合理的な配慮の具体例

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のユニバーサルデザイン化又はバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個別性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(合理的な配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ① 車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと
- ② 図書館やコンピュータ室、実験・実習室等の施設・設備を、他の学生等と同様に利用できるように改善すること
- ③ 臨床（臨地）実習の開始に際し、障害学生に関し患者さんとの間で信頼関係を構築するとともに、電子カルテ使

用方法や医療機器の操作等について適切な配慮を行い、円滑な実習が行えるよう病院内の環境整備を図ること

- ④ 移動に困難のある学生等のために、普段よく利用する教室に近い位置に駐車場を確保すること
- ⑤ 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること
- ⑥ 障害特性により、授業中、頻回に離席の必要がある学生等について、座席位置を出入口の付近に確保すること
- ⑦ 移動に困難のある学生等が参加している授業で、使用する教室をアクセスしやすい場所に変更すること
- ⑧ 易疲労状態の障害者からの別室での休憩の申し出に対し、休憩室の確保に努めるとともに、休憩室の確保が困難な場合、教室内に長いすを置いて臨時の休憩スペースを設けること

(合理的な配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ① 授業や実習、研修、行事等のさまざまな機会において、ノートテイク、パソコンノートテイク、補聴システム、手話通訳などの情報保障を行うこと
- ② ことばの聞き取りや理解・発声・発語等に困難を示す学生等のために、必要なコミュニケーション上の配慮を行うこと
- ③ シラバスや教科書・教材等の印刷物にアクセスできるよう、学生等の要望に応じて電子ファイルや拡大資料・点字等を提供すること
- ④ 聞き取りに困難のある学生等が受講している授業で、ビデオ等の視聴覚教材に字幕を付与して用いること。
- ⑤ 授業中教員が使用する資料を事前に提供し、事前に一読したり、読みやすい形式に変換したりする時間を与えること
- ⑥ 事務手続きの際に、教職員や支援学生が必要書類の代筆を行うこと
- ⑦ 聴覚による言語理解が苦手な者に対し、手続きや申請の手順を矢印やイラスト等でわかりやすく伝えること
- ⑧ 間接的、抽象的な言語表現が伝わりにくい場合に、より直接的な表現を使って説明すること
- ⑨ 口頭の指示だけでは伝わりにくい場合に、指示を書面で伝えること
- ⑩ 授業でのディスカッションに参加しにくい場合に、発言しやすいような配慮をしたり、テキストベースでの意見表明を認めたりすること
- ⑪ 入学試験や定期試験、または授業関係の注意事項や指示を、口頭で伝えるだけでなく紙に書いて伝達すること

(ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ① 入学試験や定期試験において、個々の学生等の障害特性に応じて、試験時間を延長したり、別室受験や支援機器の利用、点字や拡大文字の使用を認めたりすること
- ② 成績評価において、本来の教育目標と照らし合わせ、公平性を損なわない範囲で柔軟な評価方法を検討すること
- ③ 外部の人々の立ち入りを禁止している施設等において、介助者等の立ち入りを認めること
- ④ 大学行事や講演、講習、研修等において、適宜休憩を取ることを認めたり、休憩時間を延長したりすること
- ⑤ 移動に困難のある学生等に配慮し、車両乗降場所を教室の出入り口に近い場所へ変更すること
- ⑥ 臨床（臨地）実習等の学外実習において、合理的配慮の提供が可能な機関での実習を認めること
- ⑦ 臨床（臨地）実習、学外での臨床（臨地）実習等の実習授業において、事前に実習施設の見学を行うことや、通常よりも詳しいマニュアルを提供すること
- ⑧ 外国語のリスニングが難しい学生等について、リスニングが必須となる授業を他の形態の授業に代替すること
- ⑨ 障害のある学生等が参加している実験・実習等において、特別にティーチングアシスタント等を配置すること
- ⑩ IC レコーダー等を用いた授業の録音を認めること
- ⑪ 授業中、ノートを取ることが難しい学生等に、板書を写真撮影することを認めること
- ⑫ 不随意運動等により特定の作業が難しい障害者に対し、教職員や支援学生を配置して作業の補助を行うこと
- ⑬ 感覚過敏等がある学生等に、サングラス、イヤーマフ、ノイズキャンセリングヘッドフォンの着用を認めること
- ⑭ 体調が悪くなるなどして、レポート等の提出期限に間に合わない可能性が高いときに、期限の延長を認めること

- ⑮ 教室内で、講師や板書・スクリーン等に近い席を確保すること
- ⑯ 履修登録の際、履修制限のかかる可能性のある選択科目において、機能障害による制約を受けにくい授業を確実に履修できるようにすること
- ⑰ 入学時のガイダンス等が集中する時期に、必要書類やスケジュールの確認などを個別に行うこと
- ⑱ 治療等で学習空白が生じる学生等に対して、補講を行う等、学習機会を確保できる方法を工夫すること
- ⑲ 授業出席に介助者が必要な場合には、介助者が授業の受講生でなくとも入室を認めること
- ⑳ 視覚障害や肢体不自由のある学生等の求めに応じて、事務窓口での同行の介助者の代筆による手続きを認めること

(別紙3)

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の 推進に関する対応要領に係る留意事項（患者さん対象）

公立大学法人奈良県立医科大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領第4条第2項及び第5条第3項に定める患者さんに対する留意事項は、以下のとおりとする。

なお、必要とする合理的配慮の内容は、障害の状態や環境等に応じて変化することもあるため、提供する合理的配慮については、適宜見直しを図るものとする。

第1 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなるが、不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、正当な理由が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外でも不当な差別的取扱いに該当するものがあることに留意すること。

(不当な差別的取扱いの具体例)

① サービスの提供を拒否すること

- ・人的体制、設備体制が整っており、対応可能であるにもかかわらず、障害があることを理由に診療・入院・調剤等を拒否すること。特に緊急の対応を要する場面も想定されることに十分留意が必要。
- ・正当な理由なく、身体障害者補助犬を同伴することを拒否すること

② サービスの提供を制限すること

- ・正当な理由なく、診察などを後回しにすること、サービス提供時間を変更又は限定すること
- ・正当な理由なく、診察室や病室の制限を行うこと
- ・医療の提供に際して必要な情報提供を行わないこと

③ サービスの提供に際し条件を付すこと

- ・正当な理由なく、保護者や支援者・介助者の同伴を診察・治療・調剤等の条件とすること

④ サービスの提供に当たって、他の者とは異なる取扱いをすること

- ・正当な理由なく、本人（本人の意思を確認することが困難な場合は家族等）の意思に反した医療の提供を行うこと又は意思に沿った医療の提供を行わないこと
- ・正当な理由なく、病院や施設が行う行事等への参加や共用設備の利用を制限すること
- ・本人を無視して、支援者・介助者や付添者のみに話かけること
- ・大人の患者に対して、幼児の言葉で接すること
- ・わずらわしそうな態度や、患者を傷つけるような言葉をかけること
- ・診療等に当たって患者の身体への丁寧な扱いを怠ること

第2 合理的な配慮の具体例

合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のユニバーサルデザイン化又はバリアフリー化、必要な人材の配置、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。その内容は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的状況等に応じて異なり、多様かつ個性が高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応する必要があるが、具体例は、次のとおりである。

なお、次に掲げる具体例については、過重な負担が存在しないことを前提とし、また、次に掲げる具体例以外にも合理的配慮は多数存在することに留意すること。

(基準・手順の柔軟な変更の具体例)

- ① 障害の特性に応じて施設のルール、慣行を柔軟に変更すること（診察等で待つ場合、患者が待ちやすい近くの場合で待っていただく、順番が来たら声をかけるなど）

(合理的な配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ① 病院施設内の段差をなくすようにすること
- ② 院内においては、エレベーターでの移動を可能とすること
- ③ 院内に身体障害者用トイレ（車いす用トイレ）を整備すること
- ④ 身体障害者用の車いすを無償で提供すること
- ⑤ 点字ブロック（視覚障害者用誘導ブロック）を設置して、視覚障害者の安全な誘導を支援すること

(補助器具・サービスの提供の具体例)

<情報提供等についての配慮や工夫>

- ① 必要に応じて代読・代筆を行うこと
- ② 身振り、手話、要約筆記、筆談、図解、ふりがな付き文書を使用するなど、本人が希望する方法で分かりやすい説明を行うこと
- ③ 文書を読み上げたり、口頭による丁寧な説明を行うこと
- ④ 電子メール、ホームページ、ファックスなど多様な媒体で情報提供、予約受付、案内を行うこと

<職員などとのコミュニケーションや情報のやりとり、サービス提供についての配慮や工夫>

- ① 必要に応じて、手話通訳や要約筆記者を配置すること
- ② 必要に応じて、声がよく聞こえるように、また、口の動きや表情を読めるようにマスクを外して話をする

<職員同士での連絡手段>

- ① 障害者である旨を申し出た患者については、受付票にその旨がわかる連絡カードを添付するなど、スタッフ間の連絡体制を工夫すること
- ② 診療の予約時などの、患者から申出があった自身の障害特性などの情報を、スタッフ間で事前に共有すること

15 個人情報の取り扱いについて

学生の医療機関等における実習時の注意事項として、患者の個人情報保護と守秘義務は非常に大切です。なお、本学では個人情報保護の重要性に鑑み、その取り扱いに当たっては奈良県立医科大学情報セキュリティポリシー等を策定し個人の権利を侵害することのないよう務めています。医療従事者をめざす者として、下記事項を熟読して十分理解するとともに、必ず遵守してください。

1 守秘義務

患者およびその家族の個人情報を部外者に知られるような行為は守秘義務違反に相当する。例えば、部外者が視聴可能な場所またはメディア上で、患者について話したり、患者に関する文書等を開示するような行為がそれに当たる。

守秘義務違反は刑法等に抵触する。

刑法 134 条の 1

「医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はそれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」

保健師助産師看護師法第 42 条の 2

「保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなった後においても、同様とする。」

同第 44 条の 4

「第 42 条の 2 の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6 月以下の懲役又は 10 万円以下の罰金に処する。」

医学部の学生に対しても上記の医療職者に準じる者として違反の内容に応じた懲罰が適応される可能性がある。

2 個人情報の漏洩

患者の個人情報を漏洩した場合は指導者とともに責任を問われることになる。そのことを防止するために、原則として患者の個人情報を含みメディア・書類・覚書等は病院内で指導者の管理下でのみ所持できることとし、決して管理外に持ち出さないこと。ただし、適切な匿名化が為されている場合はその限りでない。

匿名化する場合、慎重に下記の事項が除外されているかどうかを確認し、指導者の承認を得ること。

- ①氏名、生年月日、住所、など個人を特定できる情報。
- ②氏名などを含まない属性情報（患者 ID、イニシャルなど）でも、間接的に個人が特定できるもの。
- ③複数の情報を組み合わせることによって個人が誰であるか特定できるもの。
- ④本人以外の情報でも（例えば関連ある者の名前などによって）、間接的に個人が特定できるもの。
- ⑤特殊な患者例やそのデータ・特殊な治療例など、個人情報がなくとも個人が特定できる場合。

なお、たとえ匿名化された情報であっても、自ら責任を持って管理し、不要になった時点で確実に消去すること。

16 懲戒処分標準例について

学生が、学内外で飲酒運転等の非違行為を行った場合、学則第 41 条により懲戒処分される場合があります。どのような行為に対してどのような処分（責任）が課されるか、懲戒の対象となる行為に対応した処分の標準例を示します。社会規範を遵守して、有意義な学生生活を送ることを期待します。

区 分	行 為 の 内 容	懲戒の標準
犯罪行為等	殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為	退学又は停学
	薬物犯罪行為	退学又は停学
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為	退学、停学又はけん責
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学又はけん責
	ストーカー行為	退学、停学又はけん責
	コンピュータ又はネットワークの不正使用で悪質な場合	停学又はけん責
交通事故	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因が無免許運転、飲酒運転、暴走運転の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な交通法規違反	停学又はけん責
	死亡又は高度な後遺症を残す人身事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学
	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が前方不注意等の過失の場合	停学又はけん責
その他の 非違・ 不正行為	飲酒を強要し重大な事態を発生させた場合	退学又は停学
	発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用を行った場合	退学、停学又はけん責
	本学が実施する試験等における不正行為で悪質な場合	停学又はけん責
	本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠	退学、停学又はけん責
	本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不正改築等	停学又はけん責
	セクシャル・ハラスメント等嫌がらせ行為	退学、停学又はけん責

参考：奈良県立医科大学学生の懲戒に関する規程第 4 条第 2 項（抜粋）

2 懲戒の種類の決定は、学長が別に定める懲戒処分標準例を参考に行うものとする。

第5 学 生 生 活

1 学生支援

学生支援及び健康管理に関すること

医学部学生支援委員会

(担当事項)

学生支援に関すること（学生の修学、生活、経済面等）

健康管理センター

(担当事項)

学生の健康管理に関すること

2 証 明 書

(1) 学生証

- ① 入学の際、学生証（プラスチック製 I C カード）を交付します。この学生証は校舎への出入りと図書館での図書の貸し出し時にも必要となります。また、学生証の有効期間は医学科 6 か年、看護学科 4 か年、大学院医学研究科博士課程 4 か年、修士課程 2 か年、看護学研究科博士前期課程 2 か年、後期課程 3 か年です。
- ② 学生証を紛失又は損傷したときは、すみやかに学生証再交付願を教育支援課へ提出してください。なお、再交付には、1 枚あたり 1,000 円が必要です。
- ③ 学生証は、常に携行し、諸証明の交付を願い出るときや、本学の職員から呈示を求められたとき等には、必ず呈示してください。
- ④ 再交付を受けたときや、卒業、転学、退学、除籍等学籍を失ったときは直ちに返納してください。

学 生 証 再 交 付 願

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

所属	医学科 ・ 看護学科 ・ 医学研究科 ・ 看護学研究科		
学籍番号		学 年	
氏 名		電話番号	

下記事由により学生証の再交付をお願いします。

記

A : ☐磁気不良 ☐期限切れ ☐改氏名

B : ☐紛失 ☐損傷

損傷、紛失した年月日 年 月 日

☐その他 ()

※紛失以外の事由で再交付を申請する際は、旧の学生証と引き換えになるため、必ず返却すること。

手数料 1,000 円受領確認
※再発行事由 A は無料

--

(2) 各種証明書等の交付

下記の各種証明書等の交付を受けようとするときは、教育支援課にて申請してください。

学部・大学院	証 明 書 等		申 請
共通	1	在学証明書	【和文】 証明書自動発行機から即時発行
	2	在学期間証明書（在学生在が対象）	
	3	成績証明書	
学部	4	卒業見込証明書	【英文】 証明書交付願により申請
大学院	5	修了見込証明書	
共通	6	在籍期間証明書（退学・卒業した者が対象）	証明書交付願により申請
	7	単位取得証明書	
	8	推薦書（定型文の推薦書）	
	9	入学料・授業料納付証明書	
学部	10	卒業証明書	
	11	修業証明書	
	12	看護師国家試験受験資格取得見込証明書	
	13	保健師国家試験受験資格取得見込証明書	
	14	助産師国家試験受験資格取得見込証明書	
大学院	15	修了証明書	
	16	学位授与証明書	
共通	17	通学証明書	教育支援課備え付け用紙により申請
	18	学校学生生徒旅客運賃割引証	証明書自動発行機から即時発行

※証明書の発行には3～5日程度要します。

※証明書発行手数料は、在学生在は無料（卒業年の3月末日までの申請は無料）ですが、卒業後は1通につき500円が必要です。

※学校学生生徒旅客運賃割引証

- ・帰省等で1交通機関につき、片道100km以上の旅行をする場合に交付します。
- ・有効期限は発行日から3か月です。
- ・1日に交付できる枚数は最大4枚です。
- ・年間交付枚数は1人15枚までです。正当な理由でそれ以上の発行を希望する場合は、教育支援課まで申し出てください。
- ・申請理由は、下記のいずれかを選択してください。
 1. 帰省
 2. 部活動
 3. マッチング
 4. 病院見学
 5. 通院
 6. 旅行

※証明書自動発行機は、教育支援課（畝傍山キャンパス：講義棟1階、四条キャンパス：大学本部棟1階）に設置しています。発行には学生証が必要です。

発行可能時間：8時30分～17時15分（土日祝日を除く）

証 明 書 交 付 願

奈良県立医科大学長 殿

				年 月 日	
所属等 (いずれかに○)	医学科	看護学科	看護短期大学部 ・ 看護専門学校 (看護 ・ 助産)		
	大学院 (医学 ・ 看護学) 研究科		その他 ()		
	(昭和 ・ 平成 ・ 令和 ・ 西暦)		年度入学	(現 年生)	
	(昭和 ・ 平成 ・ 令和 ・ 西暦)		年 月	(卒業 ・ 卒業予定) (修了 ・ 修了予定)	
学籍番号		現在の所属	※大学院生及び既卒生は記入すること。		
フリガナ 氏 名	印		フリガナ 旧氏名	※戸籍抄本を添付すること。	
氏名の英語表記	※英文証明希望の場合は必ず記入すること。				
生年月日	(昭和 ・ 平成 ・ 西暦) 年 月 日生 ※英文証明希望の場合は西暦で記入すること。				
現住所 ※在学生は記入不要	〒				
連絡先	Tel		E-mail		
身分証明書(写し) ※在学生は不要	☐ 運転免許証 ☐ 保険証 ☐ マイナンバー ☐ パスポート ☐ その他 () ※必ずいずれかの写しを添付すること。(マイナンバーは窓口提示のみ。添付不可)				

下記の内容で交付をお願いします。

記

種類	種別	和文	英文	種類	種別	和文	英文
1. 在学証明書		通	通	6. 成績証明書	学部 (看護短大等含む)	通	通
2. 在学期間証明書	学部 (看護短大等含む)	通	通		修士 ・ 博士 (博士前期課程) (博士後期課程)	通	通
3. 卒業証明書	修士 ・ 博士 (博士前期課程) (博士後期課程)	通	通	7. 学位授与証明書	課程博士 ・ 論文博士	通	通
4. 修了見込証明書		通	通	8. 単位取得証明書		通	通
5. 修了証明書	修士 ・ 博士 (博士前期課程) (博士後期課程)	通	通	9. 修業証明書		通	通
		通	通	10. その他証明書		通	通
手数料合計 (※在学生は手数料不要)		通 × 500円 計 円					

提出理由 (いずれかに○)	1. 大学院受験	2. 学位申請	3. 学会参加	4. 扶養控除申請	5. 保険証交付
	6. 奨学金申請	7. 就 職	8. マッチング	9. その他 ()	
提出先 (名称を具体的に記入)	※必ず記入すること。				

【大学記載欄】

受付日	受付者印	受領者印	受取方法	備考
			窓口 ・ 郵送	

※申請する証明書の種類によっては交付に2週間程度時間を要する場合があります。

3 諸願・届出

(1) 必要な届・願は、次表のとおりです。

願 届	事 由
休 学 願	3月以上休学しようとするとき (但し、原則として1年限り)
復 学 願	休学の事由が止んだとき
退 学 願	退学しようとするとき
住 所 届	入学を許可されたとき
欠 席 届	欠席が7日以上になるとき
保 証 人 変 更 届	保証人を変更したとき
改 氏 名 届	氏名を変更したとき

(2) 欠席についての注意事項

7日未満の欠席の場合は、届出は不用であるが、各講義の担当教員の指示に従うこと。

休 学 願

学 科 第 学 年

学 籍 番 号

氏 名

年 月 日生

私こと、今般、左記事由により休学したいのぞ、許可くださるようお願ひします。

なほ、事由や期間に変更が生じた場合は、速やかに申し出ます。

記

一、事 由(病気の場合は診断書添付のこと。その他の場合は事由を詳記すること。)

二、期 間

年 月 日 ～ 年 月 日

年 月 日

本 人

右保証人

奈良県立医科大学長 殿

復 学 願

第 学 年

氏 名

年 月 日生

私と今般左記により復学したいので、許可くださるようお願いいたします。

記

一、期 日

二、事 由

年 月 日

本 人

右保証人

奈良県立医科大学長 殿

（注）病気治療による復学の場合は、医師の診断書を添付すること。

退 学 願

第 学 年

氏 名

年 月 日生

私()と今般左記により退学した()ので()許可()だ()る()よう()を願()います。

記

一、期 日

二、事 由

年 月 日

本 人

右保証人

奈良県立医科大学長 殿

欠 席 届

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

医学科・看護学科 第 学年
医学研究科・看護学研究科 学籍番号

学生氏名

下記により欠席しますからお届けします。

記

1. 事 由

2. 期 間 年 月 日 (曜日) から
年 月 日 (曜日) まで 日間

注意 疾病によるときは、医師の診断書を添付すること。

_____ ○ _____

保 証 人 変 更 届

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

医学科・看護学科 第 学年
医学研究科・看護学研究科 学籍番号

学生氏名

新保証人氏名 (自筆)

現保証人氏名 (自筆)

下記のとおり保証人を変更しましたからお届けします。

記

1. 新保証人の現住所
2. 本人との関係
3. 新保証人の生年月日
4. 旧保証人の氏名
5. 変更した事由

改 氏 名 届

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

医学科・看護学科 第 学年
医学研究科・看護学研究科 学籍番号

学 生 氏 名

下記のとおり改氏名しましたから、戸籍抄本添付のうえお届けします。

記

1. 新 氏 名
2. 旧 氏 名
3. 現 住 所
4. 改 氏 名 の 事 由

奈良県立医科大学医学部情報機器貸与規約

(趣 旨)

第 1 条 この規約は、奈良県立医科大学が本学医学部生 (以下「学生」という。) に教育支援課所管の情報機器を貸与する際の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 情報機器は、学生の学習及び研究に必要な自己学習及び情報収集を目的として貸与する。

(利用申請)

第 3 条 貸与を希望する学生は、奈良県立医科大学医学部情報機器貸与申請書 (様式 1) を提出し、学部長の許可を受けなければならない。

2 貸与期間は最長 3 ヶ月とし、貸与期間の延長を希望する場合は、再度奈良県立医科大学医学部情報機器貸与申請書 (様式 1) を提出し、許可を受けなければならない。

(遵守事項)

第 4 条 学生は貸与された情報機器を使用するにあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 第 2 条に規定する目的以外の利用はしてはならない。
- 二 情報機器の適正利用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律、著作権法、個人情報保護法等の関係法令を遵守しなければならない。
- 三 情報機器について、他の者にこれを転貸、売却又は譲渡してはならない。
- 四 情報機器の毀損・紛失・盗難の防止等に十分留意しなければならない。
- 五 許可なく情報機器を改造、分解、インストール等によるシステムの改変をしてはならない。
- 六 情報機器に貼付けされたシール、目印等を剥がしてはならない。
- 七 貸与期間が終了した情報機器については、速やかに返却しなければならない。

(弁 償 等)

第 5 条 貸与を受けた情報機器の毀損・紛失・盗難が生じた場合は、速やかに大学に報告するものとし、現物または相当する金額を弁償しなければならない。

(免責事項)

第 6 条 貸与を受けた情報機器の故障及び不具合により学生に被害が生じた場合、本学はその責任を負わない。

2 学生の管理するデータ、ファイルなどのバックアップ作業、消去作業は、学生の責任でおこなうこととし、本学は、データ、ファイルなどの破壊、消失、流出について一切の責任を負わない。

(利用停止)

第 7 条 本規約に反する行為を行った場合は、貸与許可を取り消し、以後の利用は認めないことがある。なお、貸与された情報機器は直ちに大学に返却しなければならない。

(庶 務)

第 8 条 本規約に関する庶務は、教育支援課が行う。

(そ の 他)

第 9 条 情報機器貸与に関して、この規約に定められていない事項が発生した場合には、大学と学生で話し合いの上、対処するものとする。

附 則

この規約は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

(様式1)

奈良県立医科大学医学部情報機器貸与申請書

年 月 日

奈良県立医科大学
医 学 部 長 殿

学科
第 学年
学籍番号
学生氏名
電話番号

下記のとおり情報機器の貸与をお願いします。

記

希望する情報機器	種 類
	ノート型パソコン
理 由	
貸 与 期 間 (最長3ヶ月)	年 月 日 ～ 年 月 日

備 考 貸出にあたっては奈良県立医科大学医学部情報機器貸与規約を遵守すること

4 授業料の納入方法

授業料の納入方法は、口座引落となります。(引落手数料は大学負担)。引落は年2回、4月・10月の27日(その日が銀行の休業日の場合は翌日)になりますので、残高に注意をお願いします。入学後第1回目の引落及び納付期限日は、事務処理の都合上令和7年5月27日(火)となります。

区 分	金 額	口座引落日(予定)
前 期	267,900 円	令和7年 4月28日(月)
後 期	267,900 円	令和7年 10月27日(月)

※引落口座の変更は、各振替日の1ヶ月前までに教育支援課へ申し出てください。

※振替日に引落ができなかった場合は、振込依頼書を発行しますので、銀行窓口へ持参してすみやかに払い込んでください。この時の振込手数料は各自負担となります。

※授業料滞納者には、保証人に対し督促状を送付し、悪質な場合は、退学を命ずることがあります。

授業料減免制度

経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀な学生の修学を支援する制度として、授業料の減免制度があります。

減免の対象	(1) 学資負担者が生活保護法による生活扶助を受けている者 (2) 学資負担者が市町村民税所得割非課税である者 (3) その他、当該年度の所得に大幅な減があり、(2)と同等となる見込である者
学業の要件	【医 学 科】 各学年所定の必修科目を全て修得していること 【看護学科】 看護学実習を受けるために必要な科目を全て修得していること 【大学院生】 研究水準が標準以上であると指導教員が認めた者 ※新入生：入学から夏期休業日の前日までの修学状況が平均水準以上であること

	申 請 時 期	適 用 期 間
在 学 生	2 ～ 3 月	1 年間
新 入 生 (大学院生)	4 ～ 5 月	後期分

※学資負担者の死亡等により、年度途中に所得の大幅な減少等がある場合は、随時ご相談ください。

その他の要件・申請手続等、詳細については40・41頁記載の9 奈良県立医科大学授業料減免取扱要綱を参照のうえ、教育支援課までお問い合わせください。

高等教育の修学支援制度

支援が必要な低所得世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するための制度として、高等教育の修学支援制度があります。

申請にあたっては、日本学生支援機構の給付奨学金への申込みが必要です。

減免の対象	高等学校を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学に入学した日までの期間が二年を経過していない者
学業の要件	【1年生】 入学者を選抜するための試験の成績が当該試験を経て入学した者の上位二分の一の範囲に属すること 【2年生以上】 GPA 等が学部における上位二分の一の範囲に属すること。
収入の要件	(1) 減免額算定基準額 154,500 円未満 (判定については、マイナンバーを利用して日本学生支援機構が実施する。) (Ⅳ区分の基準額の限度) (2) 学生及びその生計維持者が有する資産 (現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券をいう。) の合計額が 2,000 万円未満
申請時期	4月～5月、9月

※減免額算定基準額＝市町村民税の所得割の課税標準額×6%－(調整控除の額＋税額調整額)

ただし、政令指定都市に市民税を納税している場合は、（調整控除の額＋税額調整額）に 3/4 を乗じた額となります。

※生計維持者の死亡等により、年度途中に所得の大幅な減少がある場合は、随時ご相談ください。

その他の要件・申請手続き等、詳細については 42・43 頁記載の 10 大学等における修学の支援に関する法律による奈良県立医科大学授業料及び入学料減免取扱要綱を参照のうえ、教育支援課までお問い合わせください。

5 奈良県立医科大学研究医養成コース

奈良県立医科大学は、高度先進医療を担う専門医を養成するとともに奈良県の地域医療を担う人材を育成することが強く求められています。また、一方、医学の進歩に貢献し、世界に羽ばたく研究医を養成することも、医科大学として重要な責務です。そのような使命に応えるべく、本学では 6 年一貫の授業科目が、2 コース（地域基盤型医療教育コース、研究医養成コース）用意されています。東大・京大など 15 大学で採択されている文部科学省の研究医枠については、公立大学として本学が唯一採択されています。

※修学資金制度あり（編入学生は月額 20 万円、学内から選抜した研究医養成コースを履修する本学学生は月額 20 万円、10 万円又は 5 万円。条件を満たせば返還免除の適用あり）

6 奨学金制度

日本学生支援機構

(1) 奨学生の資格

日本学生支援機構の奨学金は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生に対して貸与されます。貸与奨学金の貸与終了後は返還の義務が生じ、必ず返還しなければなりません。

(2) 奨学金の種類、月額、募集時期及び期間

(ア) 奨学金の種類及び月額

種 類			月 額
第一種奨学金 (無利子)	大 学	自宅通学	20,000 円 30,000 円 (2017 年度以前入学者は 30,000 円、45,000 円) 45,000 円
		自宅外通学	20,000 円 30,000 円 (2017 年度以前入学者は 30,000 円、51,000 円) 40,000 円 51,000 円
	大 学 院	修士課程	50,000 円 88,000 円
		博士課程	80,000 円 122,000 円
第二種奨学金 (有利子)	大 学	月額 2 万～12 万円まで 1 万円単位で選択可能	
	大 学 院	5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円から選択可能	
入学時特別増額 貸与奨学金	大学・大学院 共 通	10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円から選択可能	
給付奨学金	大 学	支援区分により異なる	

※第一種奨学金は、第二種奨学金よりも著しく家計困難であって、特に学力、資質が優秀である者を対象とします。

※第一種奨学金には、所得連動返還型無利子奨学金及び新所得連動返還型奨学金（平成 29 年度新規貸与者から適用）を含みます。

※第二種奨学金（有利子）の利率の算定方式として、①利率固定方式又は②利率見直し方式のうち、申し込む際にいずれか一方を選択します。（奨学金貸与中に変更することもできますが、貸与終了後の変更はできません。）

なお、いずれの方式も利率は年 3.0% が上限です。奨学金貸与中及び在学猶予・返還期限猶予中は無利息です。

※給付奨学金の月額については、日本学生支援機構のページ

(<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/kingaku/index.html>) を参照

(イ) 募集時期

定期募集は毎年2回、春（4～5月）と秋（9月）に行われます。定期募集で採用されなかった学生を対象に追加採用が行われることがあります。又、経済情勢等により臨時に募集が行われることもあります。掲示にご注意ください。

種 類	募 集 時 期	始期予定
第一種奨学金	4月～5月、9月	4月、10月
第二種奨学金	4月～5月、9月	4月～9月または 10月～3月の間で希望する月
給付奨学金	4月～5月、9月	4月、10月

※定期募集において、採用の決定は7月になります。採用決定通知は大学あてに送付されますので、到着次第掲示等によりお知らせします。掲示に注意してください。

※生計維持者の失業、破産、事故、病気、死亡等または災害等により家計が急変し、奨学金を緊急に必要とする場合は、随時相談してください。

(ウ) 貸与期間

開始の年月から卒業又は修了予定の最短年月までの期間になります。

(3) 申請の手続

奨学金を希望する者は、必要書類を教育支援課で受け取り、大学の指定する期日までに書類の提出とインターネット（スカラネット）による申し込みを行ってください。

(4) 奨学金の交付

奨学生がインターネットにより登録した奨学金振込口座に奨学金が振り込まれます。振込口座を間違えると振込ができません。口座登録は注意深く行ってください。

(5) 奨学金の継続

奨学金を受けている学生は、毎年12～1月に4月以降の奨学金について継続願を提出しなければなりません。期限までに提出しない場合、継続を希望しないものとみなされ奨学生の身分を廃止されます。

継続を希望せず奨学金を辞退したい場合、継続願で辞退（希望しない）を選択することにより辞退することができます。

(6) 奨学金の休止・停止

奨学生が休学・長期欠席したときは、奨学金の交付が休止されます。また、留年した場合は1年間交付が停止されます。

(7) 奨学生の廃止

奨学生が2年続けて留年した場合や、本学での学籍を失ったとき、継続願を提出しなかったとき、また奨学生としての責務を怠り奨学生として適当でないと判断されたときは、奨学生としての身分を廃止されます。

(8) 返還誓約書の提出及び奨学金の返還

奨学生に採用された時点で大学あてに返還誓約書が送付されます。奨学生は必要書類を添付して、大学が指定する期日までに教育支援課に提出してください。期限までに提出しない学生は、奨学生の採用を取り消されます。この場合、振込済みの奨学金全額を返戻しなければなりません。

(9) 特に優れた業績による返還免除

大学院の第一種奨学金の貸与を受けた学生であって、在学中に特に優れた業績を挙げた人として機構が認定した場合に、貸与終了時に奨学金の全部又は一部が免除される制度があります。

学問分野での顕著な成果や発明・発見のほか、専攻分野に関する文化・芸術・スポーツにおける目覚ましい活躍、専攻分野に関するボランティア等での顕著な社会貢献等も含めて評価します。

7 施設等の使用・利用

(1) ロッカー

ア 看護学科と医学科1年生は畝傍山キャンパスに、医学科2年生以上は四条キャンパスにあります。(医学科2～3年時は基礎医学棟、4～6年時は大学本部棟にある学生ロッカーを使用します。)

イ 医学科は、1・2・4年次のはじめに各人に割り当てます。看護学科は、1年次に割り当て、4年間継続で使します。

卒業、転学、退学等によりロッカーが不必要となったときは、ロッカーの中を整理し、すみやかに教育支援課へ鍵を返却してください。

ウ ロッカーは、各自が責任をもって管理使用し、ロッカーを損傷させないでください。

なお、盗難事故を防ぐ為に、ロッカーは必ず施錠し、鍵やサイフ等貴重品は、常時身に付けるようにしてください。

損傷したり、鍵を紛失した場合は、直ちに教育支援課へ届出て指示に従ってください。

エ ロッカー室は、公共の場であり、ロッカーの外や、上に物を置かないでください。なお、清掃の際に学生へ通知の上処分をする場合もあるので注意してください。

(2) 看護学実習室

ア 実習室の使用に関しては、「各実習室使用規定」に従ってください。

イ 使用物品は数も含め明記し、許可を受けた物品以外は使用しないでください。

ウ 終了後は、担当教員の点検を必ず受けてください。

(3) 情報科学室

ア 許可を受けたパソコン以外のものは絶対にさわらないでください。

イ 使用においては「パソコン使用上の注意事項」に従ってください。

ウ 故障などが生じた場合は、パソコンにさわらずにすぐ教育支援課に連絡してください。

エ 使用後は必ず教育支援課に報告してください。

(4) 課外活動施設

ア 体育館・弓道場

体育館及び弓道場を使用しようとするときは、「奈良県立医科大学体育館使用規程」(別添)に基づき体育館使用願を教育支援課へ提出して学長の許可を受けてください。

イ クラブ棟

クラブ棟の運営については、「奈良県立医科大学学生クラブ棟使用規程」(別添)に基づき学生のクラブの代表者で構成する運営委員会が行うことになっています。

ウ 水泳プール

水泳プールを使用しようとするときは、「奈良県立医科大学水泳プール使用規程」(別添)に基づき、水泳プール使用願を教育支援課へ提出して学長の許可を受けてください。

エ 運動場・テニスコート

運動場及びテニスコートを使用しようとするときは、「奈良県立医科大学運動場・テニスコート使用規程」(別添)に基づき、運動場・テニスコート使用願を教育支援課へ提出して学長の許可を受けてください。

オ 会議室・講堂等

会議室・大講堂(観客席を除く。)等を使用しようとするときは、会場使用願を新キャンパス・施設マネジメント課へ提出してください。

カ 橿原公苑

課外活動に橿原公苑の施設を使用しようとするときは、橿原公苑に直接申込手続きをとってください。なお、橿原公苑で課外活動を実施する場合は、「学外クラブ活動届」(様式2)を教育支援課に提出してください。

(5) 食堂等サービス施設

施設名	場所	営業時間（※印 現在時短または休業中のもの）
職員学生食堂 ロイヤル S & S	附属病院 B 病棟 2 階	平日：8 時～20 時（ラストオーダー 19 時 30 分） 土曜：9 時～13 時 30 分（ラストオーダー 13 時 15 分） 日・祝日及び年末年始休業
一般食堂 レストランロイヤル	附属病院 B 病棟 2 階	平日：8 時～16 時 30 分（ラストオーダー 16 時） ※8 時～15 時 30 分（ラストオーダー 15 時） 土曜：9 時～13 時 30 分（ラストオーダー 13 時 15 分）※休業中 日・祝日及び年末年始休業
理・美容室アंकウス	附属病院 C 病棟 2 階	平日：8 時～17 時 土・日・祝日及び年末年始休業
ローソン	附属病院夜間救急玄関東奥	全日 6 時～22 時
ドトールコーヒー 本店	附属病院夜間救急玄関	平日：7 時 30 分～20 時 ※7 時 30 分～19 時 土・日・祝：8 時～20 時 ※8 時～17 時 年末年始：8 時～17 時
ドトールコーヒー サテライト店	附属病院 E 棟 1 階	平日：8 時～17 時 ※8 時～16 時 土・日・祝及び年末年始休業
書店（栗田書店）	蔵櫃会館 1 階	月～金：10 時～18 時 （土・日・祝祭日は休業）
コピー機 （白黒：10 円） （カラー：40 円）	図書館 2 階 教養教育棟 基礎医学棟 臨床床講義棟	

(6) 駐輪場について

四条キャンパスの二輪車の構内駐輪場は、教養教育棟通路横、基礎医学棟東側（自転車）、臨床講義棟通路横、看護学科棟前（自転車）、体育館西側（バイク）、大学正門西側にあります。

(7) 駐輪場利用にあたっての注意事項

自転車について

- ① 各校舎ごとに指定された駐輪場に駐輪し、必ず施錠すること。
- ② 構内では、下車して移動すること。

バイクについて

- ① 指定された出入り口を利用すること。
- ② 指定されたバイク専用駐輪場に駐輪し、必ず施錠すること。
- ③ 構内における走行は禁止する。

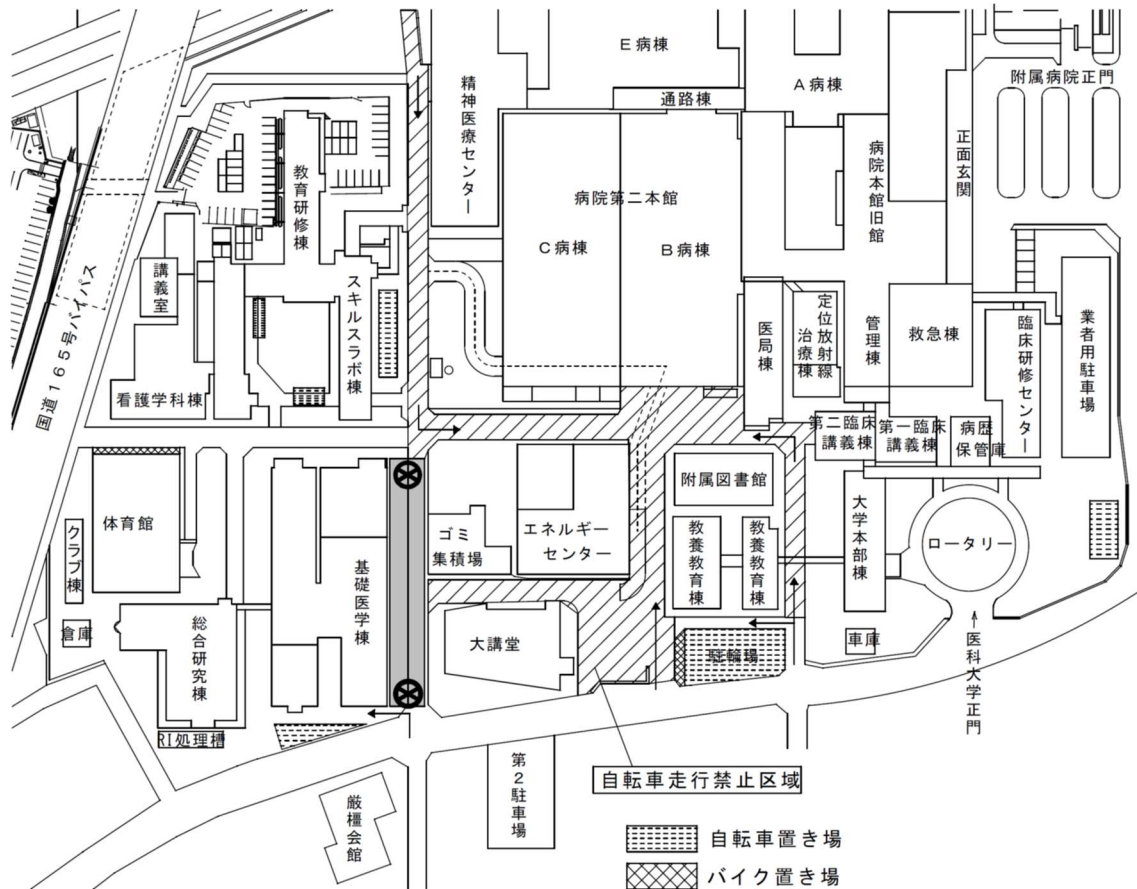
(8) 自転車保険について

できるだけ加入することをすすめます。

学研災付帯学生生活総合保険（97 頁参照）加入者は、自転車事故の賠償責任は補償対象となります。

構内自転車・バイク置き場及び自転車の走行禁止区域について

<四条キャンパス>



○自動車通学の禁止について

学部学生の自動車通学は禁止されています。自動車による通学は絶対しないようにしてください。

本学周辺道路や店舗、公共施設等への違法、迷惑駐車が見受けられ、近隣の関係者から大学へ度々苦情が寄せられています。

自動車通学者が判明した際には厳正に対処します。

(別 添)

奈良県立医科大学体育館使用規程

(昭和 48 年 11 月 27 日 制定)

(平成 19 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、体育館（弓道場を含む。以下同じ。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(運 営)

第 2 条 体育館の運営は、運営責任者が統轄する。

2 運営責任者には医学部長を充てる。

3 体育館の運営に関する重要事項は、医学科学務委員会及び看護学科学務委員会において審議する。

(使 用 者)

第 3 条 体育館を使用できる者は、本学の学生及び教職員その他運営責任者が適当と認めた者とする。

(用 途)

第 4 条 体育館は、次の用途に使用する。

- (1) 正課体育実技
- (2) 課外体育活動
- (3) 本学の主催する行事
- (4) その他運営責任者が必要と認めた行事

(休 館 日)

第 5 条 体育館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 開学記念日
- (4) 12月26日から翌年1月5日まで

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があるときは、休館日に臨時に開館し、又は休館日以外の日に休館することがある。

(開館時間)

第 6 条 体育館の開館時間は、午前9時から午後8時までとする。ただし、特別の事情があるときは、開館時間を変更することがある。

(使用の許可)

第 7 条 体育館を使用しようとする者は、使用の日より3日前までに体育館使用願（別記様式第1）を運営責任者に提出し、その許可を受けるものとする。

2 運営責任者は、体育館の使用を許可したときは、体育館使用許可書（別記様式第2）を交付する。

(使用心得)

第 8 条 体育館を使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、運営責任者の指示に従わなければならない。

- 1 土足で入館しないこと。
- 2 体育館内で喫煙しないこと。
- 3 使用後は必ず清掃し、用具を原状に復すること。
- 4 使用後は、止水、消灯及び施錠を確認し、鍵を指定の場所に返却すること。
- 5 使用時間を厳守すること。

(使用許可の取消)

第 9 条 使用者が前条の規定に違反したときは、使用許可を取消し、又は使用の方法を制限することがある。

(賠償責任)

第 10 条 使用者は、体育館の施設、設備等を故意又は重大な過失により、破損又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(別 添)

奈良県立医科大学学生クラブ棟使用規程

(昭和 49 年 6 月 11 日 制定)

(平成 18 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、クラブ棟の使用について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営)

第 2 条 クラブ棟は、医学部長が管理し、その運営は、学生のクラブの代表者で構成する運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う。

(使用時間)

第 3 条 クラブ棟の使用時間は、平日（大学の「休業日」以外の日をいう。）の午前 8 時 30 分から午後 8 時 30 分までとする。ただし、特別の事情があるときは、医学部長の許可を得て、時間外においても使用することができる。

(使用責任者の届出等)

第 4 条 運営委員会はクラブ室（道場を含む。以下同じ。）ごとに使用責任者を定め、毎年 4 月末日までに医学部長に届け出なければならない。使用責任者に変更があったときも又同様とする。

2 運営委員会は、クラブ棟の使用について必要な規約を定め、医学部長の承認を受けなければならない。規約を変更しようとするときも又同様とする。

(賠償責任)

第 5 条 クラブ棟の施設又は備品等を故意又は重大な過失により破損又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(別 添)

奈良県立医科大学水泳プール使用規程

(昭和 54 年 9 月 11 日 制定)

(平成 19 年 4 月 1 日)

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、水泳プール（以下「プール」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(運 営)

第 2 条 プールの運営は、運営責任者が統轄する。

2 運営責任者には医学部長を充てる。

3 プールの運営に関する重要事項は、医学科学務委員会及び看護学科学務委員会において審議する。

(使 用)

第 3 条 プールを使用できる者は、本学の学生及び教職員、その他運営責任者が適当と認めた者とする。

2 プールは、次の各号に掲げる用途に使用する。

- (1) 正課体育実技
- (2) 課外体育活動
- (3) 本学の主催する行事
- (4) その他運営責任者が適当と認めた場合

(使用期間)

第 4 条 プールの使用期間は、5 月 1 5 日から 9 月 3 0 日までとする。

2 運営責任者は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めたときは、使用期間を変更し、臨時に休場日を設定することができる。

(使用時間)

第 5 条 プールの使用時間は、午前 9 時から午後 7 時までとする。

2 運営責任者は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第 6 条 プールを使用しようとする者は、使用の日より 3 日前までにプール使用願（第 1 号様式）を運営責任者に提出し、その許可を受けるものとする。

2 運営責任者は、プールの使用を許可したときは、プール使用許可書（第 2 号様式）を交付する。

(使用心得)

第 7 条 プールを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、運営責任者の指示に従わなければならない。

- (1) 受付に使用許可書を提出し、使用簿に記入すること。
- (2) 水泳する前後に、別に定める指示事項を守ること。
- (3) 施設、設備及び用具の取扱いは、正確を期し、異常を認めたときは、すみやかに報告すること。
- (4) 使用時間は、清掃及び用具収納時間を含めて守ること。
- (5) 使用後は、施設、設備及び用具を原形に復し、施錠後、鍵及び使用簿を指定の場所に返却すること。

(使用の制限)

第 8 条 次の各号に該当する者は、プールを使用することができない。

- (1) 水泳を実施するに当って、健康上支障があると認められる者
- (2) めいてい者等、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (3) 風俗を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められる者
- (4) 管理運営上支障があると認められる者

(使用許可の取消)

第 9 条 運営責任者は、使用者が第 7 条に規定する使用心得に違反したとき、その他使用事実が使用許可事項とことなるときは、使用許可を取消することができる。

(賠償責任)

第 10 条 使用者が、プールの施設、設備及び用具を破損又は滅失したときは、運営責任者は、その損害の賠償を求めることができる。

水 泳 プ ー ル 使 用 願

1. 使 用 目 的	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
2. 使 用 日 時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
3. 使 用 予 定 人 員	男子 名	女子 名
4. 持 込 用 具 類	名	合計 名
5. 監 視 員		
6. 使 用 後 確 認 者		
7. そ の 他		

「奈良県立医科大学水泳プール使用規程」を遵守しますから使用許可をお願いします。

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

団 体 名

使用責任者所属住所（又は学年）

氏 名

- 備考
- 1 使用目的からその他では複写紙で記入のこと。
 - 2 （第2号様式）「水泳プール使用許可書」の団体名・使用責任者住所（又は学年）・氏名は使用責任者で記入のこと。
 - 3 5名以上のときは、各項目に記入のこと。
 - 4 4名以下のときは、5、6の記入がなくともよい。

水 泳 プ ー ル 使 用 許 可 書

1. 使 用 目 的	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
2. 使 用 日 時	年 月 日 時 分	年 月 日 時 分
3. 使 用 予 定 人 員	男子 名	女子 名
4. 持 込 用 具 類	名	合計 名
5. 監 視 員		
6. 使 用 後 確 認 者		
7. そ の 他		

上記の通り許可します。

年 月 日

○団体名

○使用責任者住所（又は学年）

○氏 名 殿

奈良県立医科大学長

㊤

許可条件 ○とくに4名以下の使用許可者は、使用簿記入は各個人とし、許可事項の遵守に努めること。

○使用心得

- 1 受付に使用許可書を提出し、使用簿に記入すること。
- 2 水泳する前後に、別に定める指示事項を行うこと。
- 3 施設、設備、用具の取扱いは、正確を期し、異常を認めたときは、すみやかに報告すること。
- 4 使用時間は、清掃及び用具収納時間を含めて守ること。
- 5 使用後は、施設、設備、用具を原形に復し、施設後、鍵及び使用簿を指定の場所に返却すること。

○現場に掲示、又は職員が指示する事項を遵守すること。

(別 添)

奈良県立医科大学 運動場・テニスコート使用規程

(昭和 58 年 2 月 24 日 制定)

(平成 24 年 4 月 1 日)

(目 的)

第 1 条 この規程は、運動場・テニスコート(以下「運動場等」という。)の使用について必要な事項を定めるものとする。

(運 営)

第 2 条 運動場等の運営は、運営責任者が統轄する。

2 運営責任者には医学部長を充てる。

3 運動場等の運営に関する重要事項は、医学科学務委員会及び看護学科学務委員会において審議する。

(使用資格)

第 3 条 運動場等を使用できる者は、本学の学生及び教職員その他運営責任者が適当と認めた者とする。

(用 途)

第 4 条 運動場等は、次の各号に掲げる用途に使用する。

1. 正課体育実技
2. 課外体育活動
3. 教職員の体育活動
4. 本学の主催する行事
5. その他運営責任者が適当と認めた場合

(休 場 日)

第 5 条 運動場等の休場日は、原則として次のとおりとする。

1. 国民の祝日
2. 日曜日及び土曜日
3. 12月26日から翌年1月5日まで
- 2 運営責任者は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めたときは、休場日に臨時に開場し、又は休場日以外の日に休場することができる。

(使用時間)

第 6 条 運動場等の使用時間は、原則として午前9時から午後7時までとする。

2 運営責任者は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めたときは、使用時間を変更することができる。

(使用手続)

第 7 条 運動場等を使用しようとする者は、使用の日の3日前までに運動場・テニスコート使用願(第1号様式)を運営責任者に提出し、許可を受けるものとする。

2 運営責任者は、運動場等の使用を許可したときは、運動場・テニスコート使用許可書(第2号様式)を交付する。

(使用心得)

第 8 条 運動場等を使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに、運営責任者の指示に従わなければならない。

1. 施設、設備及び用具の使用後、必ず清掃し、原状に復するとともに、異常を認めたときは、速やかに運営責任者に連絡すること。
2. 同一施設を共同で使用する場合は、相互の危険防止に努めること。
3. 使用許可時間を守ること。
4. 運動場等の状態が不良のときは、使用しないこと。

(許可の取消)

第 9 条 運営責任者は、次の場合に許可を取消することができる。

1. 使用者が前条の規定に違反した場合
2. 本学の体育実技又は行事等のため、使用許可後、運動場等を使用する必要が生じた場合

(賠償責任)

第 10 条 使用者の故意又は重大な過失により、運動場等の施設、設備及び用具を破損又は滅失した場合は、使用責任者に対してその損害の賠償を求めることができる。

(庶 務)

第 11 条 運動場等の運営に関する庶務は、教育支援課において行う。

(雑 則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、運動場等の使用に関し必要な事項は、運営責任者が別に定める。

運動場・テニスコート使用願

1. 使用目的					
2. 使用施設	運動場・テニスコート（1.2.3.4.面）				
3. 使用日	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
4. 使用予定人員	男子	名	合計	名	
	女子	名			
5. 使用用具					
6. その他					

「奈良県立医科大学運動場・テニスコート使用規程」により
使用許可をお願いします。

年 月 日

奈良県立医科大学長 殿

団体名
使用責任者学年・所属部課
氏 名

(注) 2 については、該当するものを○で囲むこと。

運動場・テニスコート使用許可書

1. 使用目的					
2. 使用施設	運動場・テニスコート（1.2.3.4面）				
3. 使用日	年	月	日	時	分から
	年	月	日	時	分まで
4. 使用予定人員	男子	名	合計	名	
	女子	名			
5. 使用用具					
6. その他					

上記のとおり使用を許可します。

年 月 日

団体名
使用責任者学年・所属部課
氏 名 殿

奈良県立医科大学長 ⑩

使用心得

- 1) 施設・設備及び用具の使用後は、必ず清掃し、原状に復するとともに、異常を認めたときは、すみやかに運営責任者に連絡すること。
- 2) 同一施設を共同で使用する場合は、相互の危険防止に努めること。
- 3) 使用許可時間を守ること。
- 4) 運動場等の状態が不良のときは、使用しないこと。

8 課 外 活 動

本学においては、クラブ活動が活発に行われており、現在活動しているクラブは、次のとおりです。

(文 化 系) 13部

軽 音 楽 部 ・ ア ン サ ン ブ ル 部 ・ ギ タ ー 部
写 真 部 ・ ※文 芸 部 ・ E S S
社 会 医 学 研 究 会 ・ 茶 道 部 ・ ※聖 書 研 究 会
ラ イ ブ ワ イ ヤ ー 部 ・ ダ ン ス 部 ・ 東 洋 医 学 研 究 会
Nara Life Support Club

(体 育 系) 24部

野 球 部 ・ サ ッ カ ー 部 ・ ラ グ ビ ー 部
硬 式 テ ニ ス 部 ・ 軟 式 テ ニ ス 部 ・ ※ス キ ー 部
※ワンダーフォーゲル部 ・ 水 泳 部 ・ 相 撲 部
バ ス ケ ッ ト ボ ー ル 部 ・ バ レ ー ボ ー ル 部 ・ 卓 球 部
柔 道 部 ・ 剣 道 部 ・ 弓 道 部
空 手 道 部 ・ 合 気 道 部 ・ ※自 動 車 部
バ ド ミ ン ト ン 部 ・ ヨ ッ ト 部 ・ 陸 上 部
ゴ ル フ 部 ・ ※二 輪 会 ・ ハ ン ド ボ ー ル 部

(注) ※印のクラブは現在活動を休止しています。

学外においてクラブ活動を行おうとするときは、奈良県立医科大学クラブ活動時の安全対策に関する規約により、別途定める様式により事前に教育支援課まで届け出てください。

(別 添)

奈良県立医科大学クラブ活動時の 安全対策に関する規約

(目 的)

第 1 条 体育会及び文化会所属クラブはクラブ活動時の事故防止を図るため、自主的に事故防止安全委員会（以下「委員会」という。）を組織し、安全対策に関する指導を行なう。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- ① クラブ活動防止対策に関する企画及び連絡調整に関すること。
- ② 学外クラブ活動届けに関する指導。
- ③ その他クラブ活動事故防止に関して必要と認めること。

(組 織)

第 3 条 委員会は体育会及び文化会所属の全クラブより選任された委員をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員がこれを互選する。

(任 期)

第 4 条 委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員会の開催)

第 5 条 委員長は、必要のつど委員会を招集し、議長となる。

(学外活動の届け出)

第 6 条 学外においてクラブ活動を行おうとするときは、事前に次の様式により医学部長まで届け出ること。

- ① 宿泊を伴う学外クラブ活動を行おうとする場合（別紙様式 1）海外の場合
- ② 宿泊を伴わない学外クラブ活動を行おうとする場合（別紙様式 2）

(そ の 他)

この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員会が定める。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

学外クラブ活動届（宿泊を伴う）（様式1）

計 画 書

奈良県立医科大学
医 学 部 長 殿

年 月 日

クラブ名：

学籍番号：

代表学生名：

下記のとおり学外クラブ活動（宿泊を伴う）を実施しますので、許可願います。

目 的	
日 時	
競技場所 又は 活動場所	名 称 所在地 Tel
顧問部長 氏名・印	印

宿泊場所	名 称 所在地 Tel
行 程 活動内容等 ※	
交通手段	

※行程、活動内容には①スケジュールや②試合等活動内容、③考えられる感染リスク（移動中、更衣、食事等）とその対応等を詳細に記載してください。欄が足りない場合は別の用紙に記載してください。

参加者名簿

学 年	氏 名	学 年	氏 名	学 年	氏 名	学 年	氏 名

備考①学外における合宿及び宿泊を伴う大会等に参加する場合は、1週間前までに教育支援課に提出すること。
②事故防止に努め、重大な人身事故が発生した場合には速やかに顧問部長及び教育支援課に報告すること。

学外クラブ活動届(宿泊を伴わない) (様式2)

年 月 日

奈良県立医科大学
医学部長 殿

クラブ名:

学 籍 番 号:

代表学生名:

顧問部長: 印

下記のとおり、☐第1学期・☐第2学期・☐第3学期において学外クラブ活動(宿泊を伴わない)を実施しますので、許可願います。

記

期 日	年 月 日	目 的
行先名称	Tel	
所在地		
交通手段	☐ 公共交通機関・ ☐ 私用車()台・ ☐ その他()	

(注) ☐にチェックマーク(レ)してください。

- 備考
- ☐学外における大会等に参加する場合(宿泊を伴わない)は、1週間前に教育支援課に提出すること。
 - ☐この様式内を超える場合には別紙に記入すること。
 - ☐事故防止に努め、重大な人身事故が発生した場合には、速やかに顧問部長及び教育支援課に報告すること。

行 程	
活動内容	
等	

※行程、活動内容には①スケジュールや②試合等活動内容、③考えられる感染リスク(移動中、更衣、食事等)とその対応等を詳細に記載してください。欄が足りない場合は別の用紙に記載してください。特に、本学内で練習試合等を行い、本学学生以外の参加者がある場合は、④当該参加者の人数や検温等健康管理の実施方法等を記載してください。

参加者名簿(予定)

学年	氏 名	学年	氏 名

9 保険制度

(1) 医学科

① 学生教育研究災害傷害保険（学研災）

医学科学生は、入学時に全員加入していただきます。

ア 保険金の支払い対象

教育活動中（正課中や学校行事中および課外活動中）および通学途中の急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被った場合、対象となります。平成23年4月から「接触感染予防保険金支払特約」が新設されています。

但し、故意や闘争による傷害・犯罪行為、疾病、地震等や航空機事故および放射能による場合等は対象となりません。

また、学校施設外課外活動中で特に危険度の高い運動等（山岳登山、二輪車、四輪車による競技、練習等）を行っている間の傷害についても保険の対象外となります。

イ 保険金の種類及び金額

（単位：千円）

	死 亡 保 険 金	後 遺 傷 害 保 険 金	医 療 保 険 金
正課中や学校行事中	20,000	1,200 ～ 30,000	3 ～ 300
課 外 活 動 中	10,000	600 ～ 15,000	30 ～ 300
通 学 中	10,000	600 ～ 15,000	6 ～ 300
接触感染予防保険金	—	—	15

入院の場合は1日につき4千円が加算されます。

但し、治療日数が正課中は1日目から、通学中は4日以上、課外活動中は14日以上が対象となります。

ウ 請求の手続き

保険事故が発生した場合、事故の日時・場所・状況・ケガの程度等を遅滞なく報告する必要があります。書式は教育支援課に備えていますので申し出てください。

（事故発生から30日以内に通知しない場合、保険金が支払われないことがあります。）

傷害が全治した時点で、教育支援課にある保険金請求書により保険金の請求手続きをしてください。

エ 保険料と保険期間

保険料は、医学科は本学在籍期間6カ年で4,800円です。

但し、休学や留年等で入学から在籍期間を経過した場合は、保険の効力が無くなるので、在籍期間を経過することとなる年の3月31日までに、保険料（1カ年1,020円）を持って教育支援課に届け出てください。

* 詳細は「学生教育研究災害傷害保険のしおり」を参照するとともに教育支援課に相談してください。

② 学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）

学生本人の病気やケガはもちろん、賠償事故や臨床実習中の針刺事故にも対応できる補償制度で、学生生活全般をサポートする総合保険です。学生教育研究災害傷害保険（学研災）では保険金の支払いが対象外となる場合でも、学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）ではカバーされます。

学研災付帯学生生活総合保険（付帯学総）に加入するには、学生教育研究災害傷害保険（学研災）への加入が必要となり、補償内容に応じてA～Dタイプがあります。

医学科学生は、学生教育研究災害傷害保険（学研災）と併せて入学時に全員加入していただきます。

※平成28年度より入学時に全員加入

ア 保険金の種類、金額及び保険料

			自 宅 生 用		一人暮らし学生用	
1	賠償責任		1 事故 1 億円 限度		1 事故 1 億円 限度	
2	死亡・後遺障害	ケガ	100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
	入院・通院	ケガ	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費	治療費用実費
3	入院・通院	病気	医療機関の窓口で自己負担した費用を補償		医療機関の窓口で自己負担した費用を補償	
4	救援者費用等		100 万円	100 万円	100 万円	100 万円
5	感染予防費用		50 万円	50 万円	50 万円	50 万円
6	育英費用	ケガ	対象外	100 万円	対象外	100 万円
	学資費用	ケガ		50 万円		50 万円
	学資費用	病気		50 万円		50 万円
7	生活用動産		対象外	対象外	50 万円	50 万円
8	借家人賠償責任				500 万円	500 万円

地震・噴火・津波による
ケガも補償



天災危険 担保特約あり	A タイプ	B タイプ	C タイプ	D タイプ
入学時加入 (6 年間分保険料)	51,050 円	91,330 円	61,540 円	101,820 円

イ 請求の手続き

保険事故が発生した場合、事故の日時・場所・状況・ケガの程度等を遅滞なく報告する必要があります。書式は教育支援課に備えていますので申し出てください。

(事故発生から 30 日以内に通知しない場合、保険金が支払われないことがあります。)

傷害が全治した時点で、直接保険会社に連絡をして保険金請求書を請求し、保険金の請求手続きをしてください。

③ 学研災付帯賠償責任保険 (付帯賠償)

医療関連学部・学科の正課中、学校行事中、課外活動中及びその往復において、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金を請求することができます。この保険への加入は任意です。

保険料 500 円 (1 年間) …任意期間 (年度単位) での加入が可能です。

④ 学研災付帯海外留学保険 (付帯海学)

学研災に加入しており、大学が認めたプログラム等により留学する場合は、「学研災付帯海外留学保険 (付帯海学)」の加入が必須となっています。

留学先でのケガや病気による治療費や、救援費用、また賠償責任保険などが補償対象となります。

保険料は、留学期間によります。(例) 10 日間: 4,270 円、1 か月: 8,220 円、3 か月: 21,130 円

(2) 看護学科

① 日本看護学校協議会共済会保険（総合保険制度「Will」）

看護学科学生は、入学時に全員加入していただきます。大学院生は任意加入です。

看護並びに医療・福祉系専門職教育における事故防止とその対策を目的に、損害保険と共済制度を融合させ、看護並びに医療・福祉系を目指す学生や養成施設のニーズに細やかに応えた総合保障制度です。詳細は教育支援課まで問い合わせてください。

ア 保険金の支払い対象

- ・実習中、授業中、部活動、登下校及び実習先への移動中の傷害
- ・第三者に対する賠償責任
- ・実習中の感染事故予防

イ 請求の手続き

保険事故が発生した場合、直ちに教育支援課に事故の連絡をし、所定の手続きをとってください。

ウ 保険料と保険期間

保険料は、本学在籍期間4カ年で18,000円です。

休学等で入学から在籍期間を経過した場合は、継続加入が必要ですので、教育支援課に相談してください。

10 健康管理

(1) 学生相談

学生が学生生活を送るうえでの様々な相談に応じるため、臨床心理士による学生カウンセリングルームを週1回開設しています（予約制）。

カウンセリングを希望する場合は、教育支援課又は教員（学生生活相談担当教員、アドバイザー教員、研究指導教員など）を通じて申込んでください。申し込みする場合、希望のカウンセリング日を伝えてください。カウンセラーと日程調整を行います。なお、相談内容の秘密は固く守られます。

(2) 健康相談

学生が健康上の相談をしたい場合は、校医による健康相談を受けることができます。教育支援課又は健康管理センターに申込み、日程調整をしてください。

(3) 健康管理

健康状態について、常に自己管理を心がけてください。登校中、又は学内において体調が思わしくない場合は、教育支援課に欠席を届け出たうえで早めに帰宅して静養するなり、医療機関を受診するなどしてください。帰宅が難しいほど不調の場合は、教育支援課に連絡し(5)の健康管理センターの指示に従ってください。

(4) 定期健康診断

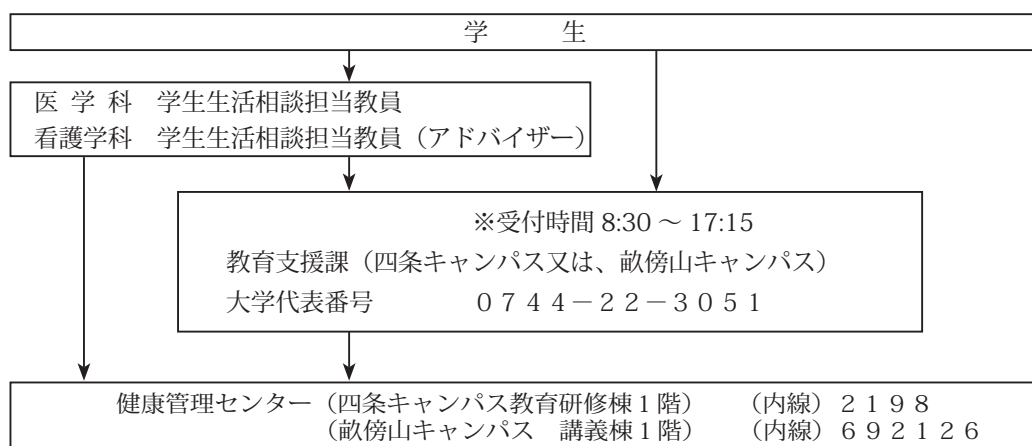
学校保健安全法により、定期健康診断の実施が義務付けられています。

各学年とも毎年1回、4月以降に実施する定期健康診断を受けなければなりません。定期健康診断を受診できなかった学生は、定期健康診断項目について自己責任で受診し(5)の健康管理センターに結果の写しを提出してください。

また、医学科1年生、編入2年生、看護学科1年生・看護学研究科1年を対象に結核感染防止のためのIGRAs検査、麻疹（はしか）・風疹（三日ばしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘（水ぼうそう）の4種感染症抗体価検査及びB型肝炎抗原抗体検査を実施します。さらに、B型肝炎抗原抗体検査の結果、ワクチン接種対象とされた方にはB型肝炎ワクチン接種を実施します。健康診断結果は今後必要となることがあります。大切に保管しコピーをして活用してください。

(5) 健康管理センター（四条キャンパス及び畝傍山キャンパスに各1か所設置しています）

学内において緊急を要する怪我・発病等の場合は、下記により健康管理センターに連絡してください。応急対応やベッドでの休憩などが可能です。必要に応じて医療機関を案内します。なお、健康保険証は常に携帯しておくことをお勧めします。



(6) 附属病院の受診を希望される方へ

本大学の附属病院を受診される場合、他院もしくは健康管理センターの発行する紹介状を持参されると選定療養費が免除されます。

健康管理センターにて紹介状の発行を希望される方は、平日午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分までに健康管理センターに行き、手続きをしてください。

なお、緊急の場合を除き附属病院の受付時間（平日午前 8 時 30 分～午前 11 時）外は受診することはできません。また、診療科により外来診療を行っていない曜日があるため、事前に調べておいてください。

(7) 感染症対策

感染性の疾患にかかった場合、速やかに医療機関を受診し、教育支援課に連絡してください。診断が出るまでは登校を控え、診断が出た場合は医師の指示に従ってください。併せて、診断結果を教育支援課に連絡してください。欠席しても公欠が認められますので、登校後に診断書と公欠届を提出してください。

なお、新型コロナウイルス感染症については発症日を 0 日目とし有症状 7 日間、無症状 5 日間の出席停止としています。ただし大学からの対応方針が状況に応じて更新されているので、最新の情報を把握してそれに従ってください。

主な感染症の出席停止期間

（その他の疾患でも教育支援課畝傍山キャンパス事務室及びまたは健康管理センターの指示に従って下さい）

感染症の種類	出席停止期間（登校基準）
インフルエンザ（※）	発症した後（発熱の翌日を 1 日目として）5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで。
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺等の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。
麻疹（はしか）	発疹に伴う発熱が解熱した後 3 日を経過するまでは出席停止。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、さらに長期に及ぶ場合もある。
風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで。
水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで。
感染性胃腸炎（ノロ・ロタ等）	下痢、嘔吐症状が消失してから 48 時間を経過するまで。手洗いを励行すること。
B 型肝炎	急性肝炎の急性期でない限り登校は可能。H B V キャリアの登校を制限する必要はない。ただし、血液に触れる場合は手袋を着用するなど、予防策を守ることが大切。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により校医等において感染の恐れがないと認めるまで。

（※）鳥インフルエンザ（H 5 N 1、H 7 N 9 など）及び新型インフルエンザ等感染症は別途対応。

附属病院での実習時には、B 型肝炎、麻疹・風疹・流行性耳下腺炎・水痘の抗体価およびワクチン接種記録の提出が求められます。また、学外の実習受け入れ施設でもワクチン接種を済ませていることを要件とする場合があります。海外留学時にも抗体検査結果やワクチン接種記録が求められます。実習に参加できない事態を避けるため、定期健康診断においてワクチン接種が必要とされた者は、必ずワクチン接種を済ませておいてください。またワクチン接種記録は速やかに健康管理センターに報告するとともに、医療機関に勤める際にも必要になりますので自己管理してください。

1 1 敷地内禁煙の実施について

令和元年7月1日から実施

○禁煙実施の趣旨

予防医学の観点から喫煙が、がんや生活習慣病等の重大な危険因子であることは言うまでもなく、「望まない受動喫煙」による入院患者を始めとした来学される全ての方、本学学生及び教職員の健康被害を防止するため、特定屋外喫煙場所を設置し、指定された場所以外での喫煙を禁止する敷地内禁煙を実施しています。

1 2 総代（医学科・看護学科）について

入学後、クラス（学年）の代表として総代1名と副総代若干名を学生相互で選んでいただきます。総代および副総代は、クラス（学年）代表として、大学からの通知事項等のクラス全員への周知・徹底をはかり、また、学生からの要望事項等について大学へ伝達する役割を担います。また、総代及び副総代は教学マネジメント（PDCA サイクル）の委員会等に委員として参画します。

1 3 大学祭（白樺生祭）及びオープンキャンパスについて

毎年秋（10～11月）には、学生が企画、主催し大学祭（白樺生祭（カシフサイ））を実施します。医学科5年生が中心となり、看護学科学生も参加して大学祭実行委員会を組織し、すべて学生が自主的に企画、運営しています。

平成24年度から、プログラムの中で学術的な企画に対して大学から費用の一部を助成しています。

また、毎年オープンキャンパスを開催しています。この開催にあたり、プログラムの運営に学生ボランティアの協力をいただいています。本学を志望する後輩達が多数参加するイベントであり、今後とも学生のみなさんの協力を期待しています。

本学学生が母校を訪問し、後輩に本学の魅力を発信していただく奈良医大PR隊事業を実施し、協力学生への費用助成を行っています。

1 4 学生の自主的グループ活動に対する支援について

学生の種々のグループ活動に対して下記の助成を行っています。

- 学生ボランティアに対する助成
- 学生の主催する講演会に対する助成
- クラブ活動に対する助成
- 大学祭に対する助成
- 西日本医科学生総合体育大会に対する助成

上記助成以外に、本学学部学生が、定められたカリキュラム以外で指導教員の下、自主的かつ継続的な研究活動に取り組み、自らの将来はもとより本学、奈良県に直接的・間接的に貢献するための研究者としての礎を築くにあたり、大学から活動経費の一部を助成して支援を行うものがあります。

1 5 アルバイト（家庭教師等）

教育支援課では、適当な職種内容の求人があれば、その都度、教育支援課内に閲覧資料をおくので、希望者はそれを見て、直接依頼者と話し合ってください。

詳しくは、教育支援課へ問い合わせてください。

1 6 情報セキュリティポリシー

情報セキュリティポリシーとは、組織における「情報資産」を安全に運用するための規約を文章化したもので、「基本方針・対策基準・実施手順書」の3層構造で構成されています。大学及び大学院に在籍する学生等も情報セキュリティポリシーの対象範囲に含まれますので、下記 URL にて各種規程等を確認してください。

「奈良県立医科大学情報推進サイト」（学内専用）

<https://www.narmed-u.ac.jp/info/secure2/security/policy.html>

17 私たちのプロフェッショナル宣言

私たちのプロフェッショナル宣言

第1 学生としての基本姿勢

1. 私たち学生は、学内規則を遵守し、学業そして課外活動に「熱意」を持って励みます。
2. 私たち学生は、自分の行動に責任を持ち、良き医療人を目指す者として、信頼と期待を受けていることを常に自覚し、法令を守ることとはもちろんのこと、社会のルールに基づいた正しい行動をします。
3. 私たち学生は、一人ひとりの人格を尊重し、相手が不快に感じるような行為や他人を誹謗・中傷するような行為は行わず、良識ある行動をします。
4. 私たち学生は、医療に関わる者として守秘義務と個人情報保護を徹底し、SNSなどのインターネットにおける情報発信や情報管理については細心の注意を払います。

第2 修得すべきものと目標設定

1. 私たち学生は、学生の本分は勉学であることを自覚して、幅広い教養、豊かな人間性、高い倫理観やプロフェッショナリズムを身につけることを目指すとともに、高度で専門的な知識・技能・技術を修得します。
2. 私たち学生は、積極的な姿勢で講義や実習を受けるとともに、自ら学習目標を設定し、自己学習・自己研鑽を行います。

第3 学生生活における心構え

1. 私たち学生は、教職員、学友、学外者に対して積極的に挨拶するなど、様々な人との出会いを大切にすることで、「豊かな人間性」を養います。
2. 私たち学生は、医学部生として身につけるべき品位・品格を常に意識し、態度、言葉遣い、身だしなみに気を付けます。
3. 私たち学生は、病院での実習等では、医療安全、感染防止などに注意するとともに、①清潔感があること、②相手に不快感を与えないこと、③実習がしやすい・動きやすいこと、の3つの基本を常に心得て行動をします。
4. 私たち学生は、有意義で悔いのない大学生生活を送るため、学生の本分を全うし、健全な学生生活を習慣としつつ、勉学や課外活動等を通じて豊かな人間関係を築くように努めます。

奈良医大生であるために

私たちは、一大学生であると同時に、将来医療人となるプレプロフェッショナルである。学生としてキャンパスライフを謳歌する一方で、責任と 自覚をもって振舞わなければならない。周りの人間は、私たちのことを見ていないようで実は常によく見ている。プレプロフェッショナルとしての覚悟と品格を問われている。

ここに、私たちが心がけるべき規範を宣言する。

■■奈良県立医科大学学生として■■

1 学生としての基本姿勢

- ◇ 学生便覧に記載された学内諸規則を理解し遵守する。
- ◇ 学業および課外活動に真剣に励む。
- ◇ 自分の行動に責任を持ち、医療人となる者としての自覚を持って法令を遵守し、社会のルールに基づいた正しい行動をする。
- ◇ それぞれの人格を尊重し、相手が不快に感じるような行為や誹謗・中傷を行わず、良識ある行動をする。
- ◇ 将来、個人情報を扱う立場となることを自覚し、守秘義務と個人情報保護を徹底する。
- ◇ SNSなどのインターネットにおける情報の発信・管理について細心の注意を払う。
- ◇ 過度な飲酒を避け、強要はしない。また、受動喫煙防止、防煙、無煙に取り組む。
- ◇ 大麻や麻薬等はもちろん、危険ドラッグなどの違法薬物には一切手を出さない。
- ◇ ファッションタワーを含め刺青はしない。

- ◇ 感染対策として、マスクを着用し、体温管理や手指衛生を行う。また、換気を十分し、密にならないように心掛ける。飲食中などマスクを外しての会話は避けるようにする。
- ◇ 講義や実習に遅れないように、時間をきちんと守り、行動する。

2 修得すべきものと目標設定

- ◇ 学生の本分は勉学である事を自覚して、幅広い教養や豊かな人間性、高い倫理観とプロフェッショナリズムを身につけると共に、高度で専門的な知識・技能・技術を習得する。
- ◇ 積極的かつ誠実に講義や実習に参加し、自ら学習目標を設定の上、自己学習・自己研鑽を行う。

3 学生生活における心構え

- ◇ 自ら積極的に挨拶をし、様々な人との出会いの中で豊かな人間性を養う。
- ◇ 医学科・看護学科の学生としての、身だしなみ、言葉遣い、態度に気を付ける。
- ◇ 有意義で悔いのないキャンパスライフを送るため、学生の本分を全うし、健全な学生生活を習慣とし、勉学やクラブ活動等を通じて豊かな人間関係を築くよう努める。

■■病院内と学内外での実習にあたって■■

臨床実習や解剖慰霊祭等では、直接患者さんやそのご家族の目に触れる場に出ることになる。従って上記規範よりさらなる自覚が必要である。臨床現場では私たちはもはや、医師・看護師と同じとみなされる。

1 身だしなみ

- ◇ 名札は、相手が確認しやすいところに身につける。

- ◇ 服装について
 - ・色や柄、デザインは華美なもの避け、実習にふさわしい動きやすい服装を心がける。
 - ・ユニフォームは、清潔なものを着用し、汚れた場合は速やかに交換する。
 - ・靴は、華美でなく実習にふさわしいものを着用する。特に、医療に直接従事する者は安全面や災害時の対応にも留意し、つま先と踵が覆われているものを着用する。
 - ・手術着や当直着の着用は、必要な場面、場所に限る。
- ◇ ヘアスタイル、メイク、爪、香水などについて
 - ・清潔感のあるヘアスタイルを心がける。特に、医療に直接従事する者は、肩につく長さの髪は一つにまとめ上げる。無精ひげなども適切に処理する。
 - ・リボンや派手な髪留めはしない。
 - ・患者さんから見て不快に思われない身だしなみとしてのメイクを心がける。
 - ・言葉遣いや表情には気を配り、患者さんに不安を与えないようにする。
 - ・危険性、感染防止の面へ配慮し、爪は短く切りそろえ清潔に手入れし、マニキュアも控える。
 - ・患者さんに不快感を与えたり、治療に影響したりするため、強い香りや刺激のある香水・整髪料などは避ける。
- ◇ アクセサリーの着用は控える。実習の妨げとならないこと。

2 言葉遣い

- ◇ ①自分から、②明るく、③大きな声ではきはきと。
 - ◇ 患者さんへの接し方
 - ・患者さんに対しては①丁寧に、②わかりやすくはっきりと、③正しい敬語で。
 - ・丁寧な言葉遣いをする。
- 例えば、「医学生の〇〇です。」「看護学生の〇〇です」「お話を伺います。」など

- ◇ 教職員を初めとする病院に関わる全てのスタッフに対して、礼節を忘れず、馴れ馴れしい言葉遣いにならないようにする。

3 態度

- ◇ 病院は患者さんが利用する施設であり、以下の振る舞い等は慎む。
 - ・大声で話すこと
 - ・笑いながら手を打つこと
 - ・通路いっぱいに広がって歩くこと
 - ・患者さんの個人情報を話題にすること
 - ・歩きながら、飲食物を口にする
 - ・許可された場所以外で、携帯通信端末を私的な目的で使用する
 - こと
 - ・SNS などに実習中で経験したことを書き込み発信すること
- ◇ 電話対応では、明るい声であいさつをし、学年、臨床実習生であることと名前を名乗る。
- ◇ 医療安全や感染防止に留意し、指導者の指示に必ず従う。
- ◇ 医行為や看護行為で失敗や事故があった時あるいは患者さんやご家族との関係が悪化したときは、必ず指導者ないし、近くの医師・看護師に報告する。

プロフェッショナル宣言に係る WG は一年に一回以上開催される必要がある。

本規範は学生によって見直され、必要があれば訂正・改善されなければならない。

第2版 2021年11月29日作成

作者：吉田 彪晟 (M1)、岡田 七海 (M2)、吉田 暁彦 (M3)、久保 伊澄 (M4)、○長宗 輝都 (M5)、津島 祐斗 (M6)、植田 悠斗 (N1)、野村 湧人 (N2)、吉田 理子 (N3)、田中 隆貴 (N4)
(M：医学科、N：看護学科、数字：学年、○：リーダー)



18 その他の留意事項

(1) 自動車による通学の禁止、違法駐車・迷惑駐車等の厳禁

本学においては、学部学生の自動車による通学は禁止しているので、絶対にしないようにしてください。

また、本学周辺道路や民間駐車場等においては、本学学生によるものと思われる違法駐車、迷惑駐車があり、その都度注意を喚起してきましたが、引き続き近隣の関係者から苦情が度々寄せられています。特に、近隣の店舗駐車場、飛鳥川堤防上の駐車場及び病院外来駐車場において目立っています。これらの駐車場は各々の利用者のために設けられているものであり、本来の利用者が駐車できない事態になって多大な迷惑をかけています。

今後ともこのような事態が発覚した際には厳正に対処します。

(2) 事故防止

日常生活での自動車または自転車の使用については事故防止に最善をつくし、不幸にも事故を起こした場合は、誠意をもって対応し、速やかに教育支援課へ報告してください。

最近、スマートフォン、携帯電話で話しながら自転車に乗ったため、死につながる、後遺障害が残るといった重大な交通事故が起っています。ながら運転は危険です。スマートフォン、携帯電話を操作しながら自転車に乗らないようにしましょう。

(3) 飲酒運転（自転車・バイク含む）防止について

最近、飲酒運転による事故が多発して死につながるケースが報道されています。

学生の自動車通学は禁止されており、また、二十歳未満の飲酒は法律で禁止されています。自動車・バイクの運転者はもちろんのこと、同乗者、飲酒を勧めた者、飲酒運転を黙認した者など、飲酒運転をほう助した者についても重大な責任があることを再認識してください。

飲酒運転に関わらないことは当然のこと、軽率な行為によって、学生のみなさんの大切な一生を無にすることのないように充分認識し、自転車・バイクも含め飲酒運転は絶対に行わないという強い自覚を持ってください。

(4) スマートフォン・携帯電話・メール・インターネット利用の注意について（別添：学生生活を送るにあたって 109～110 頁参照）

① マナーについて

1. 授業中は必ずスマートフォン、携帯電話の電源を切ること
試験室へのスマートフォン、携帯電話の持込は、カンニングとみなされます。
2. 病院実習中は、病院内の許可された場所以外でのスマートフォン、携帯電話の使用は厳禁
3. スマートフォン、携帯電話のながら操作はしないこと
スマートフォン、携帯電話を操作しながら、歩かない、自転車に乗らないようにしましょう。

② 迷惑行為について

1. 不正に他人のメールアドレス、パスワードを使用しないこと
2. 自分のメールアドレス、パスワードを他人に使用させないこと
なりすました第3者に、個人情報などをのぞき見されたり、登録情報を書き換えられるなどの被害にあいます。また、なりすました人が、他の人に嫌がらせメール（中傷メール、ウイルスソフトなどの送信等）をした場合であっても、加害者に加担したとみなされてしまうことがあります。
パスワードの管理には充分注意しましょう。
3. 他人のプライバシーを侵害しないこと
他人のメール等を許可なく公開したり、許可なく見てはいけません。
4. 個人情報（氏名・住所・生年月日等）や実習はもちろん私生活で得た情報等を、SNS（facebook、mixi、twitter等）、ブログ、ホームページ、掲示板、動画投稿サイト等）に書きこまないこと
個人情報を悪用されて、身に覚えのない請求が来るなど犯罪に巻き込まれる恐れがあります。
友人の個人情報や実習等で知り得た情報等についての情報管理にも充分注意しましょう。
5. 他人を誹謗中傷しないこと
6. 公序良俗に反する行為をしないこと
ハッキング、他人のプライバシー侵害やストーカー行為、デマ情報の発信、いやがらせ・脅迫・迷惑メール等の発信をしてはいけません。

(5) 安全・防犯について（別添：防犯ハンドブック参照）

下記の事態が生じた場合は教育支援課へ連絡してください。

- ① 学内での金品盗難に遭われた時
- ② 学内での設備等の破損を発見した時
- ③ 学外における飲酒運転等の法律違反行為を犯した時

(6) 大麻等違法薬物の使用禁止について

（別添）により学生諸君に周知していますが、各自がより一層の自覚を持つよう心がけてください。

(7) 学生証の着用について

本学の学生であることがわかるように、学内では必ず学生証を着用してください。

(8) 令和2年度より、本学では災害時における教職員・学生の安否確認を実施するため、安否確認システム「エマージェンシーコール」を導入しております。

未登録の方は添付資料（116 頁～ 122 頁参照）を参照し、訓練実施日までに連絡先の登録をお願いします。

19 学長賞・厳樞賞・華樞賞について

本学の卒業時において、次に該当する学生を表彰し、記念品が授与されます。なお、いずれの賞も、表彰される学生は、卒業式当日に発表されます。

○「学長賞」

医学科6年間、看護学科4年間の課程で最も優秀な成績を修めた学生を、各学科ごとに学長が表彰するものです。

○「厳樞賞（いつかししょう）」

医学科において、クラスのリーダーとして活躍した学生、クラブ活動で本学の名声を高めた学生、社会で賞賛すべき活動を行ってきた学生を、「奈良県立医科大学医学部医学科同窓会」が表彰するものです。

○「華櫃賞（はなかししょう）」

看護学科において、クラスのリーダーとして活躍した学生、クラブ活動で本学の名声を高めた学生、社会で賞賛すべき活動を行ってきた学生を、「奈良県立医科大学医学部看護学科同窓会」が表彰するものです。

(別 添)

奈良県立医科大学 学生諸君

大麻は麻薬と同じ禁止薬物です。絶対に手を出してはなりません。

これまでに、大麻や不法薬物所持事件が頻発しており、多くの学生が逮捕され、退学処分等を受けました。

大麻は麻薬と同じ法的に禁止された薬物です。大麻取締法で、栽培、所持が厳しく禁止されており、違反すれば、厳しい罰則が下されます。その吸引は判断を誤らせ、人格を荒廃させ、他人に危害を加えることもあります。

奈良医大の学生に限ってありえないことと信じています。しかし、万が一、この法に触れると、退学処分を含めた厳罰を受け、医師や看護師への道は完全に閉ざされる可能性があります。

本学の学生は、このことの重要性をよく認識するとともに、医療人をめざす一員として、責任ある行動を取るよう期待しています。周りの友人や先輩・後輩や仲間同士で声をかけ合い、支え合って全ての諸君が所期の目的を達成すべく、本分に邁進してください。

もし、少しでも気になることがあれば、教育支援課に相談してください。

令和5年4月1日

奈良県立医科大学
学長 細井 裕司

学生カウンセリングルーム

利用時間) 毎週月曜日 11:00~19:00 (12:00~13:00 を除く)

場 所) 臨床研修センター 1F 職員厚生室

申込方法) TEL : 0744-22-3051 教育支援課 (内線 2390)

e-mail : soudan@naramed-u.ac.jp

直接申込む場合 : 教育支援課 入試・学生支援係

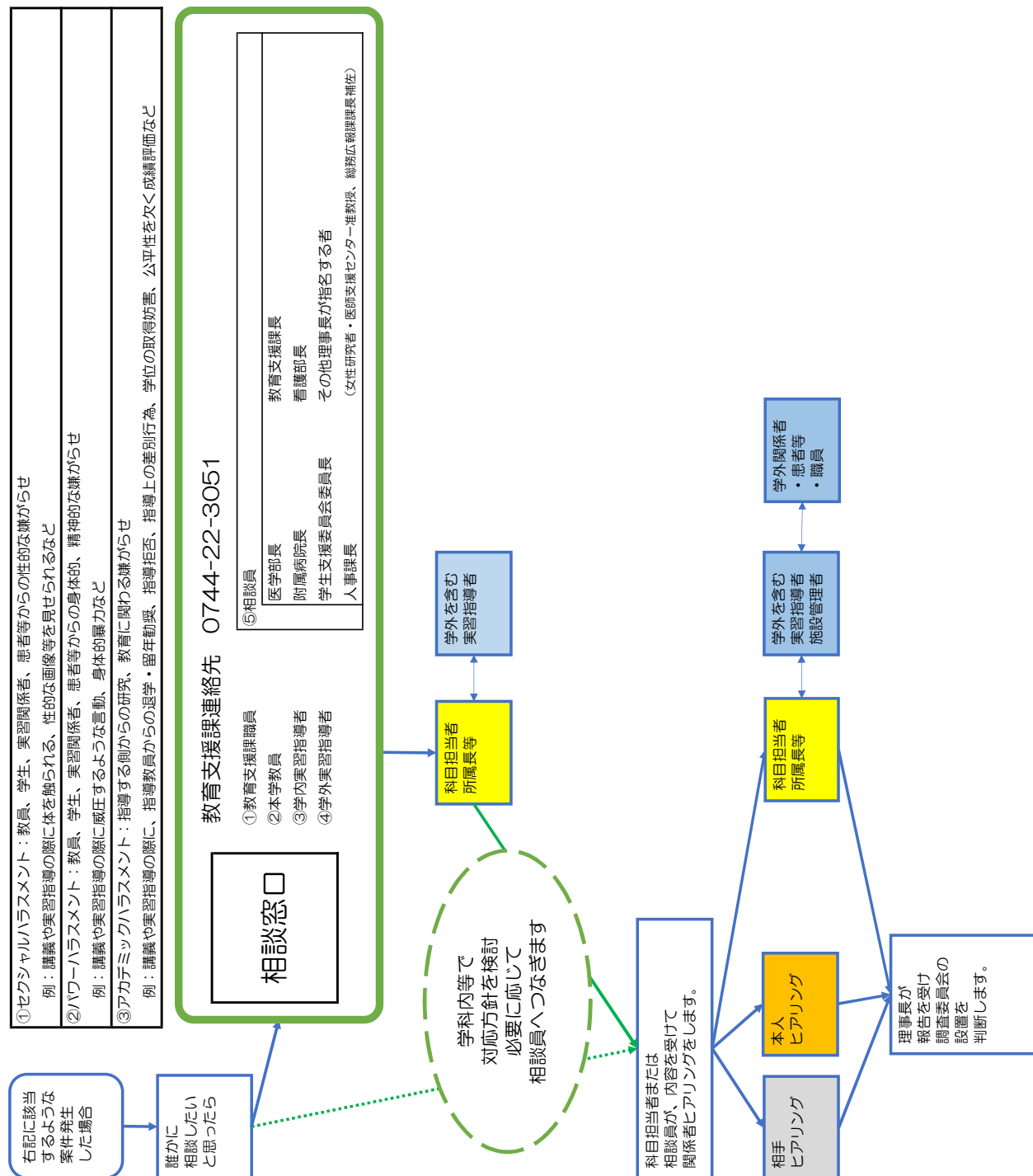
※申込みは予約制です。

※相談内容の秘密は固く守られます。

学生生活を送る中で出会う様々な悩みについて、
臨床心理士の先生（女性）に相談することができます。
ひとりで悩まずに何でも気軽に相談してください。

教育支援課 入試・学生支援係

公立大学法人奈良県立医科大学における学生に対するハラスメント対応フロー図（抜粋版）



学生生活を送るにあたって

奈良県立医科大学の学生としての社会的責務を自覚し、基本的人権を尊重し、社会規範を遵守し、他人に迷惑がかかる行為は厳に慎むことが大学からも社会からも求められています。非違行為（飲酒運転や嫌がらせ行為など）、犯罪行為（傷害・薬物・窃盗・万引き・痴漢・ストーカー・ネットワークの悪質な不正使用など）を行った場合、学則に基づき厳しい処分が課される場合があります。

一方、気を付けていても、トラブルや危険に巻き込まれることもあります。その時には、教育支援課に報告し、教員、職員、カウンセリングルームなどへ相談してください。

次の事項に留意し、社会規範を遵守し、有意義な学生生活を送ることを期待します。

奈良県立医科大学

スマートフォン・携帯電話・メール・インターネット利用の注意

①マナーについて

1.授業中は必ずスマートフォン・携帯電話の電源を切ること

試験室へのスマートフォン・携帯電話の持込は、カンニングとみなされます。

2.病院実習中は、病院内の許可された場所以外でのスマートフォン・携帯電話の使用は厳禁

3.スマートフォン・携帯電話のながら操作はしないこと

スマートフォン・携帯電話を操作しながら、歩かない、自転車に乗らないようにしましょう。

4.講義に使用する電子機器のみ充電可能とする

②迷惑行為について

1.不正に他人のメールアドレス、パスワードを使用しないこと

2.自分のメールアドレス、パスワードを他人に使用させないこと

なりすました第三者に、個人情報などのぞき見されたり、登録情報を書き換えられるなどの被害にあいます。また、なりすました人が、他の人に嫌がらせメール（中傷メール、ウイルスソフトなどの送信等）をした場合であっても、加害者に加担したとみなされてしまうことがあります。

パスワードの管理には充分注意しましょう。

3.他人のプライバシーを侵害しないこと

他人のメール等を許可なく公開したり、許可なく見てはいけません。

4.個人情報（氏名・住所・生年月日等）や実習はもちろん私生活で得た情報等を、SNS（facebook、mixi、twitter 等）、ブログ、ホームページ、掲示板、動画投稿サイト等）に書きこまないこと

個人情報を悪用されて、身に覚えのない請求が来るなど犯罪に巻き込まれる恐れがあります。

友人の個人情報や実習等で知り得た情報等についての情報管理にも充分注意しましょう。

5.他人を誹謗中傷しないこと

6.公序良俗に反する行為をしないこと

ハッキング、他人のプライバシー侵害やストーカー行為、デマ情報の発信、いやがらせ・脅迫・迷惑メール等の発信をしてはいけません。

盗難に関する注意

人のものを盗ることは犯罪です。学則に則って厳罰に処します。

学生ロッカー室や学生ホール等に荷物を放置したままにせず、各自がより一層管理を徹底してください。また、盗難にあった場合や盗難品を見かけた場合は、教育支援課まで報告しましょう。

【防止策】

- ・ 荷物はロッカー内に入れる
- ・ 鍵や財布等貴重品は常時身に付ける
- ・ ロッカーには鍵を掛ける
- ・ 鍵を学内で紛失した場合は速やかに報告する

アルコールに関する注意

満20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。また、飲ませた人も処罰の対象となります。クラブなどのコンパで未成年に飲酒を勧めてはいけません。勧められても断らなければなりません。

飲酒運転(自転車も含む)などはもちろんのこと、同乗者、飲酒を勧めた者、黙認した者なども重大な責任があることを再認識してください。飲酒運転は絶対にしないという強い自覚を持ってください。

喫煙に関する注意

喫煙は、がんや生活習慣病等の危険因子であり、予防医学・受動喫煙の防止等の観点から、また火災防止目的から、特定屋外喫煙場所を設置し、指定された場所以外での喫煙を禁止する敷地内禁煙を実施しています。

交通ルールについての注意

自動車通学は禁止されています。他人に迷惑がかかるような駐車や運転をしないことを心掛けましょう。

スマートフォン・携帯電話で話しながら自転車に乗ったため、死につながる、後遺障害が残るといった重大な交通事故が起こっています。ながら運転は危険です。スマートフォン・携帯電話を操作しながら、自転車に乗らないようにしましょう。

病院実習中における言動などの注意

病院や実習先では、将来の医療従事者として見られています。患者さんに注目されていることを常に自覚し、病院内での服装や言動には気をつけましょう。また、患者の個人情報には絶対漏らしてはいけません。公共の場所はもちろん、私的な空間で患者さんのことを話すような行為も守秘義務違反にあたり、処罰の対象となる場合があります。

クラブ活動について

①事故発生時の対応や報告について

万が一、クラブ活動中に事故やトラブルが発生した場合は、誠意を持って対応し、速やかに教育支援課へ報告してください。

②届け出について

各クラブは、クラブ名簿や課外活動届を大学に提出する必要があります。大学に提出することによって、大学管理下における課外活動を行っていることとなり、万が一の事故やトラブルに対して大学がバックアップアップすることが可能となります。 ※保険は授業や実習、大学管理下における課外活動時、通学中のみ適用

③クラブ活動の公欠制度はありません

クラブ活動や公式試合参加のための授業の公欠制度はありません。

※海外渡航する学生は、出発までに「海外渡航届」を教育支援課に必ず提出してください。

※出発までに、外務省の渡航安全情報を必ず確認し、海外旅行登録「たびレジ」の登録を行ってください。渡航先の安全情報や緊急時の連絡などの受け取りが可能です。

○たびレジ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg>

年 月 日

海 外 渡 航 届

学 科： _____

学 年： _____

学籍番号： _____

フリガナ
氏 名： _____

旅行期間： _____ 年 _____ 月 _____ 日 () ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日 ()

渡 航 先： _____
(国名・都市名)

渡航手段： ☐ ツアー参加 ☐ 個人手配 ☐ その他

目 的： ☐ 学会 ☐ 留学 ☐ 観光 ☐ その他

緊急連絡先： フリガナ
氏 名 _____ (本人との関係： _____)

電話番号 _____

そ の 他： _____

※スケジュール表があれば添付してください。

はじめに
 (住宅)
 侵入盗
 ひったくり
 自動車盗
 車上ねらい
 部品ねらい
 オートバイ盗
 自転車盗
 振り込め詐欺
 子供女性を
 狙った犯罪
 防犯活動
 各種相談窓口
 情報提供窓口

防犯ハンドブック





編集協力 奈良県警察本部 生活安全企画課
企画発行 公益財団法人 奈良県防犯協会

はじめに

防犯ボランティア活動について

日本はかつて「水と安全はタダ」と言われるほど、治安の良い国と言われていました。

しかし、「空き巣」「ひったくり」「車上・部品ねらい」「自転車・オートバイ盗」などの身近な犯罪や、子どもや女性を狙った犯罪は日々どこかで発生しており、決して安全とは言いきれないのです。

平成10年代半ば以降、全国各地で広がりを見せた防犯ボランティア活動ですが、現在、団体員の高齢化や新たな担い手不足など、さまざまな問題を抱えています。

防犯ボランティア活動は、皆様の「自分たちのまちは自分たちで守る」という気持ちや、日常生活の中で「できる人が、できる時に、できることを」無理なく行うことが大切であり、この志こそが継続につながります。

防犯ボランティア活動を無理なく持続するためには、活動の担い手となる**人づくり**、活動の持続性を高める**組織づくり**、地域住民からの理解と共感を高めるための**環境づくり**が必至です。

地域ぐるみで団結し、皆様1人1人の力で犯罪のないまちを目指しましょう！

①

防犯活動の進め方について ～無理のない活動が大切です～

はじめに
 (住宅)
 侵入盗
 ひったくり
 自動車盗
 車上ねらい
 部品ねらい
 オートバイ盗
 自転車盗
 振り込め詐欺
 子供女性を
 狙った犯罪
 防犯活動
 各種相談窓口
 情報提供窓口

- 参加者を募りましょう
自治会や子供の保護者、その他、企業等に防犯活動への参加を求めましょう。
- リーダーを決めましょう
ボランティア活動を効果的なものにするため、リーダーやサブリーダーを決めることが大切です。
- 地域の実態を把握しましょう
効果的な活動については、事前の情報収集が大切。どんな犯罪が発生しているのが、問題点は何かを見つけてみましょう。
- みんなで活動の内容を決めましょう
地域のことを知り、何が大切なのか、どのような活動をすればいいのかを皆さんで考えましょう。
- できることから始めましょう
活動で大切なのは「気楽に・気長に・危険なく」です。活動の計画を考えると、皆さんの負担にならない計画を立てることが大切です。活動の結果はメモや日誌にして記録しましょう。
- 活動の見直しを行いましょう
活動をするうえで大切なのは、定期的に検討会を行うなど、活動内容の見直しを行うことです。

②

住宅をねらった侵入盗

傾向と主な手口

- 窓やベランダの窓ガラス等を割って侵入。
- 無施錠の窓やドアから侵入。
- 勝手口の網戸を焼き切り、鍵を開けて侵入。
- マンションやハイツ等は1、2階の被害が多い。
- 夏場は開放した窓からの侵入が多い。

※ゴミ出し、犬の散歩など、「少しの時間だけだから…」という油断が犯人の侵入を許します！

☆実際の空き巣の犯人の証言

- 雨戸が閉まっていなかった家を狙う
- 夜間は電気が消えていて寝静まっていると分かる家を狙う
- 侵入に10分以上かけない
- 鍵かけの習慣や防犯機器のチェックをするため、侵入する前に下見を行う




犯人は、こんなことを嫌がります

- 時間…侵入に時間がかかる5分以上であきらめ、10分以上でほとんどが退散
- 光…明るく照らされている
- 目…顔や姿を見られる
- 音…警報機などの大きな音が鳴る

③

被害に遭わないために

◆家周り・見通し

- 植え込みや塀を低くする。
- 塀やバランダを格子にする。
※周りから見えるようにして、泥棒が侵入しにくくする。
- 家の周りに足場になるような物を置かない。
※自転車、ポリバケツ、新聞・雑誌の束、エアコン室外機。
- センサーライトなど防犯機器を取り付ける。



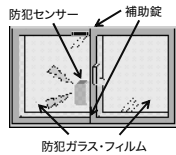
◆施錠・鍵

- 短時間の外出でも必ず鍵をかける。
- 外出時の置き鍵はしない。
- 出入口、窓には鍵を2つ以上。
- 格子があっても鍵はかける。



◆窓の強化

- 防犯ガラスに交換する。
- 防犯フィルムを貼り付ける。
- 防犯センサーを取り付ける。
- 面格子を取り付ける。
- 補助錠を増やす。
※雨戸を閉めましょう
ガラス窓、鍵1つは泥棒にとっては無施錠と同じ！



◆構造の強化

- 「防犯性能の高い建物部品」を選ぶ。
※詳しくは
<http://www.cp-bohan.jp/>
- インターネットページを参考にする。 [CP]マークのある建物部品が安全・安心です
「住まいる防犯110番」
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html>



はじめに

(住宅) 侵入盗

ひったくり
自動車盗

車上ねらい
部品ねらい

オートバイ盗

振り込み詐欺

子供・女性を狙った犯罪

防犯活動

各種相談窓口
情報提供窓口

4

ひったくり

傾向と主な手口

- ◆大半がバイクを使用した犯行ですが、中には自転車を
使用したひったくりも発生しています。
- ◆追い抜きながら、あるいはすれ違いざまに、バックを
ひったくって逃走する。

被害に遭わないために、できることから

◆意識を変えよう!!

- 「私は、大丈夫」という気持ちは絶対に持たない。
- 被害に遭わない対策を実践しよう。
(ちょっとした工夫で被害は防げます!!)

◆カバンの持ち方を考えよう!!

- 車道と反対側(建物側)に持つ。
- ショルダーバックはたすぎにける。

ひったくり防止カバー



◆自転車の前かごにはカバーを付けよう!!

- ※犯人に犯行を断念させる。
- 前かごにひったくり防止カバーをかける。
防止カバーなどがなければ、服や新聞紙
雑誌などを使って、おおいをする。



◆周囲に注意を払おう!!

- 後ろからの、バイクや自転車に注意する。
- ※バックをしっかり持ち、立ち止まって、バイクなどが
通り過ぎるのを待つ。
- ※歩きながら携帯電話や音楽プレーヤーを使用しない。

◆安全な道を選ぼう!!

- 歩道・車道の区別のある道
- ※ガードレールなどがあればより安全
- 人通りの多い道、夜でも明るい道



5

自動車盗

傾向と主な手口

◆盗む手口は

- キー付きの車を盗む手口
- 鍵を壊してエンジンをかけて盗む手口
- レッカー車を使って盗む手口
- 等、様々です。

- ◆車の種類も、高級車に限らず改造しやすい商用車、
大衆車やトラックも盗まれています。

被害に遭わないために

◆短時間でも車を離れるときはキー抜き・ドアロック

- 自宅前、コンビニの駐車場でも、「ちょっとだから」と
いう油断は禁物です。

◆盗難防止装置を取り付けよう!!

- 振動など異常を感知して音を出すセンサーブザーなどを
目につくように取り付けましょう。
- ドア鍵を開けられても運転できないよう、イモビライザ
やハンドルロック器具の取り付けも考えましょう。
- 複数の盗難防止装置を取り付けるとより効果的です。



イモビライザはエンジンキーから発信される複雑な暗号(IDコード)を車両本体のコンピュータで照合し、IDが一致しないとエンジンが掛からない盗難防止装置です。

◆スベアキーを車内に隠さない!!

- あなたの手が届くところは、犯人の手も届くところです。

はじめに

(住宅) 侵入盗

ひったくり
自動車盗

車上ねらい
部品ねらい

オートバイ盗

振り込み詐欺

子供・女性を狙った犯罪

防犯活動

各種相談窓口
情報提供窓口

6

車上ねらい・部品ねらい

傾向と主な手口

- ◆犯行手口は、ガラス割りによるものや、鍵穴を破壊するもの、
その他、無施錠の車を狙った手口が特徴です。
- ◆発生場所は、スーパー、飲食店の駐車場、月極駐車場、
マンション・ハイツの駐車場などなど…
(保育所への送り迎えなど、短時間の駐車による被害も発生して
います。)
- ◆車外から確認できる、車内に置かれたバックなどが狙われます。
(カーナビ、ゴルフバック、荷台や車内に置いていた電気ドリル、
溶接機などの工具類の被害も発生しています。)
- (荷台にカバーをかけていても、カバーをめくり荷物を盗られて
います。)

被害に遭わないために

◆車内や荷台には物を置きっぱなしにしない

「空っぽ宣言」

を実践しよう!!



- ドアロックをすれば
絶対安全とは限りません。
- 犯人は欲しい物があれば、平気でガラスを割ります。
- 犯人は「確実に盗める物がある車」つまり、車外から
カバン等が見えている車を狙っています。
- 荷台等に積んだ工具や建設機材類の被害も発生してい
ます。

7

◆短時間でも車を離れるときは

窓閉め
キー抜き
ドアロック
を忘れよう!!

- ちょっとだけと思っても、
案外時間はかかるものです。
- 窓を開けたまま車から離れた
数分の間に被害に遭うことも多いのです。



◆盗難防止装置を取り付けよう!!

- 車内の荷物だけではなく、カーナビなどの部品やナンバープレート、車外に付いているトラックのバッテリーも狙われています。
- 振動など異常を感知して音を出すセンサーブザーなどを目につくように取り付けましょう。

◆駐車するときは 監視者のいる駐車場 管理の行き届いた駐車場 を選ぼう!!



- 防犯灯、防犯カメラなどの
設備がある駐車場を利用し
ましょう。
- 人目につきにくい場所や路上
には駐車しない。

- 自宅の車庫だからといって、安心はできません。
車庫にはセンサーライトなどを取り付けましょう。

～犯人をその気にさせない・犯行をあきらめさせる工夫を～

はじめに

(侵入盗
住宅)

ひったくり
自動車盗

車上ねらい
部品ねらい

オートバイ盗
自転車盗

振り込め詐欺

子供・女性を
狙った犯罪

防犯活動

各種相談窓口
情報提供窓口

8

オートバイ盗・自転車盗

傾向と主な手口

オートバイ

盗難被害の特徴

- エンジンキーを付けたまま
- ハンドルロックをしていない
- U字ロックなど、補助錠をしていない

◆マンション、ハイツ、戸建て住宅での被害

◆大型スーパー、飲食店駐車場での被害

◆若者に人気のスクータータイプ (50cc)の被害がほとんどです



補助錠をすると
効果的です

自転車

盗難被害の特徴

- 鍵なし、鍵のかけ忘れ
- 補助錠をしていない(自転車の鍵だけ)

◆マンション、ハイツ、戸建て住宅での被害

◆大型スーパー、駅前等の有料駐車場での被害



自転車のJIS規格が改正され、馬蹄錠はプレス錠から盗難に強いシリンダー錠に変更されました。

※シリンダー錠は、キーを差し込んで回して開ける錠前です。

9

被害に遭わないために

◆短時間でも、自宅駐車場でも

オートバイ

キー抜き、ハンドルロック、ツーロック

自転車

鍵かけ、ツーロック

を忘れよう!!

- 丈夫なワイヤー錠やU字ロックなどの補助錠を付ける、ツーロックを基本にしましょう。
- ワイヤー錠などを、駐輪場の施設と結束するとより効果的です。
- 自宅でも油断しないこと。必ず鍵をかけましょう。



◆駐輪場を利用しよう!!

- 管理人のいる駐輪場を利用する。
- 路上や空き地などには、止めない。

◆防犯登録をしよう!!

オートバイ



- グッドライダー防犯登録
 - ・交通事故抑止にも役立ちます。(登録者による安全運転宣言)
 - ・盗まれたオートバイの早期発見、回復につながります。

自転車



- 自転車防犯登録
 - ・法律で登録が義務づけられています。
 - ・盗まれた自転車の早期発見、回復につながります。

はじめに

(侵入盗
住宅)

ひったくり
自動車盗

車上ねらい
部品ねらい

オートバイ盗
自転車盗

振り込め詐欺

子供・女性を
狙った犯罪

防犯活動

各種相談窓口
情報提供窓口

10

振り込め詐欺など

主な手口と対策

オレオレ詐欺

- 息子や孫を名乗って事件や事故・金銭トラブル等を持ち出して示談金や慰謝料等の名目で現金をだまし取る。
- 自分から息子等の名前を言わない!
- 電話を切ってから、今までの連絡先で必ず本人に事実を確認する!



- 百貨店や警察官、銀行協会等の職員を名乗ってキャッシュカードや現金をだまし取る。
- 電話を切ってから、相手が名乗った店舗や警察署の連絡先を自分で調べて事実を確認する!

架空請求詐欺

- 大手企業等を装って、ハガキや電子メール等で、「有料サイトの登録料が未納」「滞納金がある」「退会するために手数料が必要」等と架空の請求を送りつけ、現金等をだまし取る。
- 身に覚えのない請求は支払わない!
- ハガキやメールに記載されている連絡先に連絡を取らない!

- 架空の会社から、「名義を貸してほしい」「名義貸しは犯罪です」「解決するにはお金が必要」「お金は後で返ってくる」等と架空の請求をして現金等をだまし取る。
- 電話でお金の話が出れば詐欺!
- 家族や警察等、関係機関に相談してください!



11

電話回 お金の話 それは詐欺

電話でお金の話が出れば詐欺を疑って、まず相談!!

還付金等詐欺

- 公的機関や市町村等の職員を名乗り「医療費、年金などの還付金がある」等とうそを言って、銀行やスーパーのATM（現金自動預払機）へ誘導し、電話をかけながら操作を指示して、巧妙にお金を振り込ませる。
- 電話を切ってから、市役所等に事実を確認する!
- ATMで還付金の手続きをすることはありません!
- 「ATMへ行け」は詐欺!

携帯電話をかけながらATMを操作する人を見かければ声をかけて、警察へ通報をお願いします。



融資保証金詐欺

- ダイレクトメールやFAX、電子メールで融資の勧誘を行い、申込者に保証金や手数料などの名目でお金をだまし取る。
- 容易に申し込まない! すぐに振り込まない!



他にも…こんな内容は詐欺です!

- 宅配便で現金を送らせる。品名を「食品、本」等と書かせる
→宅配便で現金は送れません!
- コンビニエンスストアでギフトカード（電子マネー）を購入させ、カード識別番号を伝えさせる。
- 警察や銀行の者、息子等の代理の者などを名乗り、自宅へ直相現金やキャッシュカードを取りに来る。
→警察が現金を受け取ることはありません!
→知らない人にお金を渡さないでください!

はじめに

(住宅)

ひったくり
自動車盗

車上ねらい
部品ねらい

オートバイ盗
自転車盗

振り込み詐欺

子供・女性を
狙った犯罪

防犯活動

各種相談窓口
情報提供窓口

12

振り込め詐欺など

被害に遭わないために

迷惑電話防止機器



を設置しましょう

Q

「迷惑電話防止機器」とは?

A.

振り込め詐欺や悪質な迷惑セールスなどは、自宅の固定電話に電話がかかってくる場合がほとんどです。つまり、その入り口となる固定電話に「迷惑電話防止機器」を設置することで、無用な電話に出る必要がなくなり、被害を防止する効果が期待できます。

Q

どんな種類があるの?

A.

大きく2種類に分けられ、迷惑電話防止機器が電話番号を識別し、自動的に迷惑電話を遮断する「自動着信拒否型」と、電話がかかってくると自動音声で警告アナウンスを流した後、通話を録音する「通話録音型」があります。

Q

どうしたら設置できるの?

A.

いずれも、発信者番号が表示できる回線（デジタル回線）が必要です。電話機を取り替えずに電話線と電話機の間に繋いで設置するタイプのものや、電話機本体に迷惑電話防止機能が設定されているタイプがありますので、家電販売店等でご確認ください。

13

女性を狙った犯罪

傾向と主な手口

- 強制わいせつ・ちかん・盗撮などの性的犯罪や、女性を狙ったひったくり・強盗などの犯罪が発生している。
- 女性がひとりの時に狙われやすい。
- 夜間、人通りの少ない場所が狙われやすい。

被害に遭わないために

◆夜間外出する際や帰宅途中は…!!

- 携帯電話や音楽プレーヤーは使用しない。
- 遠回りでも人通りのある道、外灯などで明るい道を選んで通行する。
- 深夜には、家族などに迎えに来てもらう。
- 後ろを振り返るなど、周囲を警戒する。



◆電車、バス、エレベーターの中では…!!

- 電車・バスの車内
 - ・混雑する入口付近を避け、座席の前に立つようにし、乗る車両・時間帯などを変える。
- エレベーター
 - ・乗る前に周囲を確認し、壁に背を向けてすぐに非常ベルが押せる位置に立つ。



17

◆自宅等で気をつけたいこと…!!

- 在宅中でも玄関や窓の施錠を確実に行う。
 - ・マンションの上階のベランダも施錠する。(オートロックでも油断しない。)
- 訪問者にはドアチェーンをかけたまま応対する。
- 自宅に入る際は、後ろをつけられていないかなど、周囲をしっかりと確認してからドア（錠）を開ける。
- 入浴時には、浴室や脱衣所の窓を閉め、鍵をかける。
- 下着類は人目につかない場所に干す。
- 不用意にインターネット上で個人情報を公開しない。
- 郵便物等はシュレッダー（裁断）して捨てる。



「自分は大丈夫」と油断せず、

警戒心を持つことが重要です!

- 防犯ブザーを携帯しましょう。
- 被害にあった場合は、ためらわず大きな声で助けを呼び、すぐに110番を! 素早い通報が犯人を特定する有力な手がかりとなります。

ストーカー行為やDV被害を受けて悩んでいませんか?

ストーカー行為（特定の相手に対して「つきまとい等」を繰り返す行為）や、DV（「ドメスティック・バイオレンス」配偶者や内縁関係者から受ける暴力）の被害が後を絶ちません。ストーカー規制法・配偶者暴力防止法により、被害者を保護・支援する制度が確立されています。凶悪な犯罪へ発展するなど深刻な事態になる前に、警察や支援機関に相談しましょう。

はじめに

(住宅)

ひったくり
自動車盗

車上ねらい
部品ねらい

オートバイ盗
自転車盗

振り込み詐欺

子供・女性を
狙った犯罪

防犯活動

各種相談窓口
情報提供窓口

18

第6 附属図書館

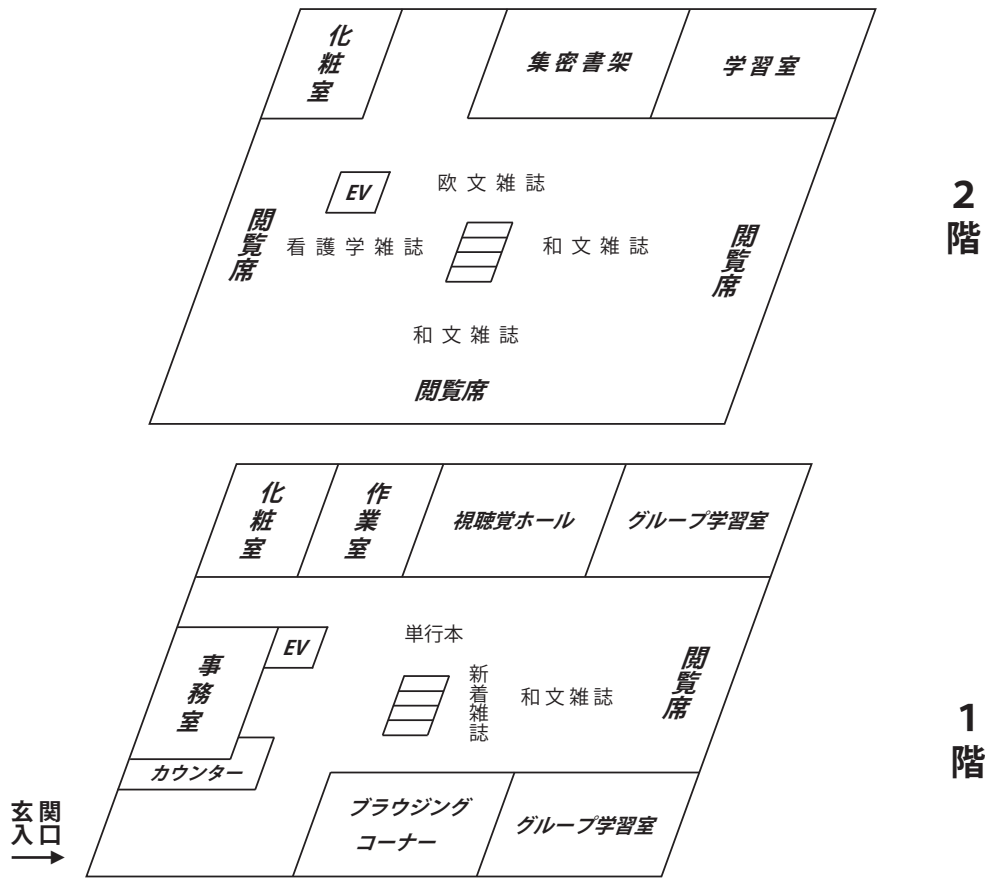
開館時間

平日 8:00～8:45（無人開館） 8:45～17:00（通常開館） 17:00～24:00（無人開館）
土曜・日曜・祝日 8:00～24:00（無人開館）

休館日

12月31日から翌年1月3日まで（その他、入学試験日等で臨時休館の場合あり）

(1) 図書館の構造と資料配置



蔵書総数 100,000 冊 所蔵定期刊行物 6000 種

1 階書庫

雑誌は誌名の A B C 順、年代順に、単行本は「日本十進分類法」により配列されています。

(2) 資料の閲覧と借り出し

(ア) 入退館

平日午前 8 時から 8 時 45 分及び午後 5 時以後ならびに土曜日・日曜日・祝日は無人開館となります。学生証により入退館を行います。(館内は飲食禁止ですが、ペットボトルなどフタのついた飲み物は持ち込みできます。)

(イ) 館内閲覧

書庫にも自由に入り、資料を利用できます。

貴重品は必ず携行してください。モバイル機器(スマートフォン、タブレット型端末など)やノートパソコン類も紛失事例がありますので、絶対に放置しないでください。

(ウ) 館外借り出し・返却

メインデスク正面にある自動貸出機で資料を借り出すことができます。借りる際には学生証が必要です。返却日が書かれたレシートが出てきますので捨てずに保管してください。もし、正規の借り出し手続きをしていない場合はセキュリティシステムが作動し、警報が鳴るので注意してください。同時に 5 冊まで借りられます。

返却も自動貸出機で手続きできます。なお、無人開館時間帯は玄関にある返却ボックスも利用できます。

(エ) 借り出し期間

単行本・雑誌 2 週間

DVD 1 週間(メインデスクで手続きしてください。)

背に「禁帯出」の赤いラベルが貼られている資料は借りられません。

(3) パソコン・プリンターの利用

(ア) デスクトップ P C (L A N 端末)

学内ネットワークに常時接続していますので情報検索や電子リソース閲覧ができます。M S O f f i c e で文書作成もできます。なお、無人開館時間帯も利用できます。メインデスク上の認証カードをご利用ください。

(イ) ノート P C (借り出し用)

手続きの際に使用場所・返却日をご指定ください。(当日、泊貸し〔1 週間まで〕)無線 L A N 環境に対応していますので、情報検索や電子リソース閲覧ができます。M S O f f i c e で文書作成もできます。

手続き時間は、平日午前 8 時 4 5 分から午後 5 時までとなります。

(ウ) プリンター

上記のパソコンから印刷することができます。ただし、印刷用紙(A 4 版指定)は各自ご用意ください。メインデスクでも A 4 用紙を 5 枚 1 0 円から販売しています。

(4) 利用相談(メインデスクにお尋ねください)

- 文献の探し方がわからないとき
- 書誌的事項(著者、論題、掲載紙、巻、ページ、刊行年)の確認をしたいとき
- あるテーマについての単行本や雑誌論文を探したいとき
- 目的の文献が当館にない場合、それを国内の他館や国外から入手したいとき

(5) 文献の複写と取り寄せ(実費がかかります)

(ア) 複 写

セルフコピー機により、文献の複写ができます。希望者は届出用紙に必要事項を記入のうえお使いください。(館内の資料以外は著作権法によりコピーできません。)

(イ) 文献相互貸借

本学に所蔵しない文献は、他の大学や機関へ依頼し 1 週間前後で複写を入手することができます。また、国内に所蔵されていない文献は、米国(米国立医学図書館など)から 2 週間前後で複写を取り寄せることもできます。

申込みは、「M y ないと」サービスからできます。

(6) 情報検索

館内および学内のLAN（学内ネットワーク）を通じて以下のデータベースを利用できます。

PubMed（MEDLINE）（1945～世界の医学文献情報）
CINAHL（1937～世界の看護学文献情報）
医中誌Web（1946～日本の医学文献情報）
最新看護索引Web（1987～日本の看護学文献情報）

その他EBM（根拠に基づく医学）関連のデータベースも各種そろえています。

(7) 電子リソース（電子ジャーナル、電子ブック）

インターネット上で、国内雑誌1,600誌、外国雑誌6,000誌、和書7,000冊、洋書26,000冊が、学内のどこからでも24時間利用できます。

(8) 「My ないと」サービス

利用申請により、本学に所蔵しない文献の複写依頼や資料の貸借依頼が、ホームページ上でできます。学外からも接続可能です。

また、利用者本人の借り出し中資料や予約情報の確認をすることができます。

申請はメイン・デスクで行ってください。

(9) 「オピニオン・ボックス」

購入してほしい図書のリクエストや、図書館へのご意見、ご要望がありましたら、館内設置のポストまたはメールで受け付けています。

回答は図書館ホームページへ掲載するほか、希望者へは直接連絡します。

(10) 「ニュースレター」

図書館の利用案内、新着図書リストや所蔵図書の紹介など、毎月ホームページへ掲載しています。

当館で利用できるサービスの紹介、資料の使い方など、当館を利用する上で役立つ情報を載せています。

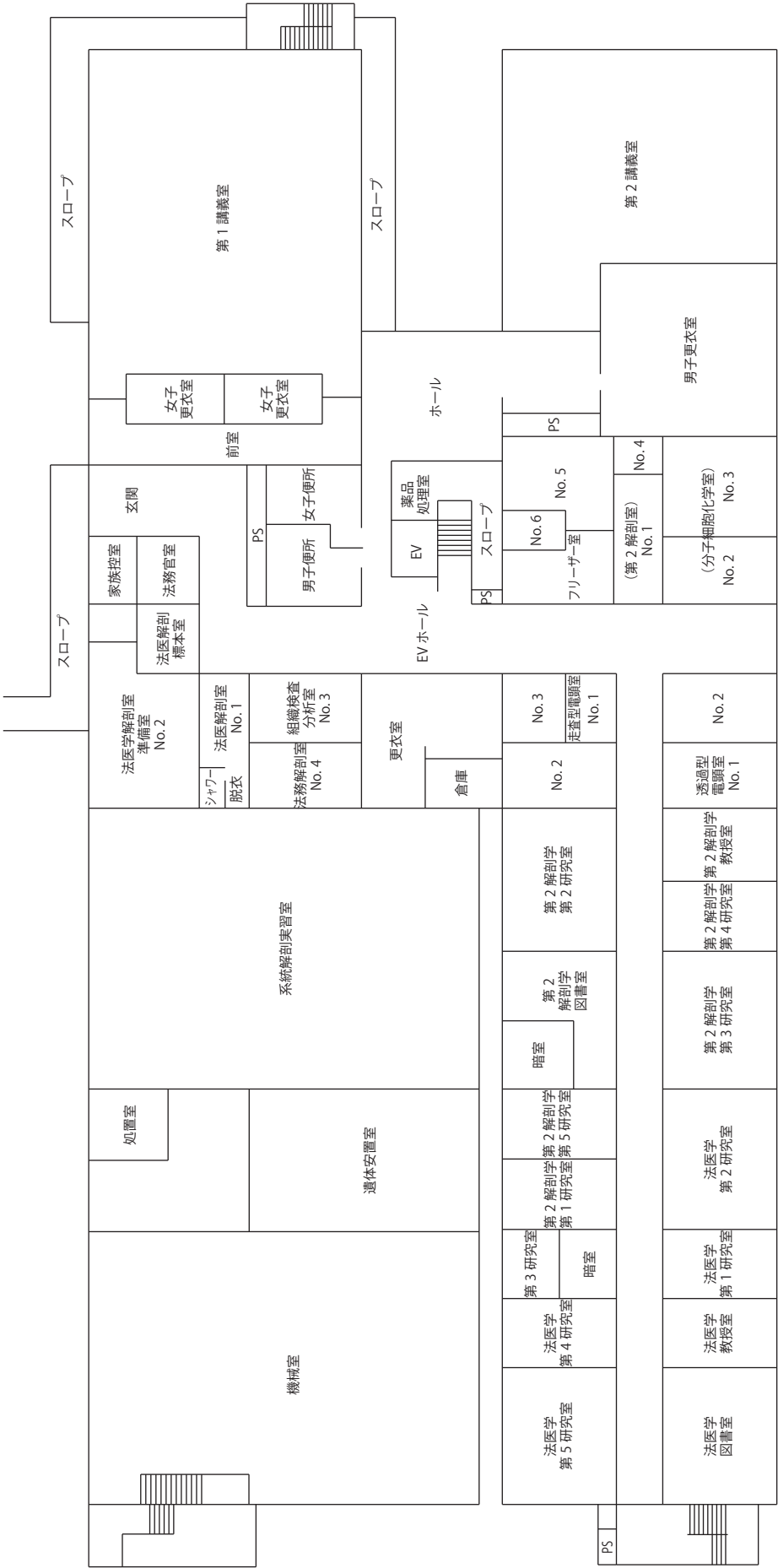
図書館ホームページ <https://www.naramed-u.ac.jp/library/>

図書館の情報を発信しています。

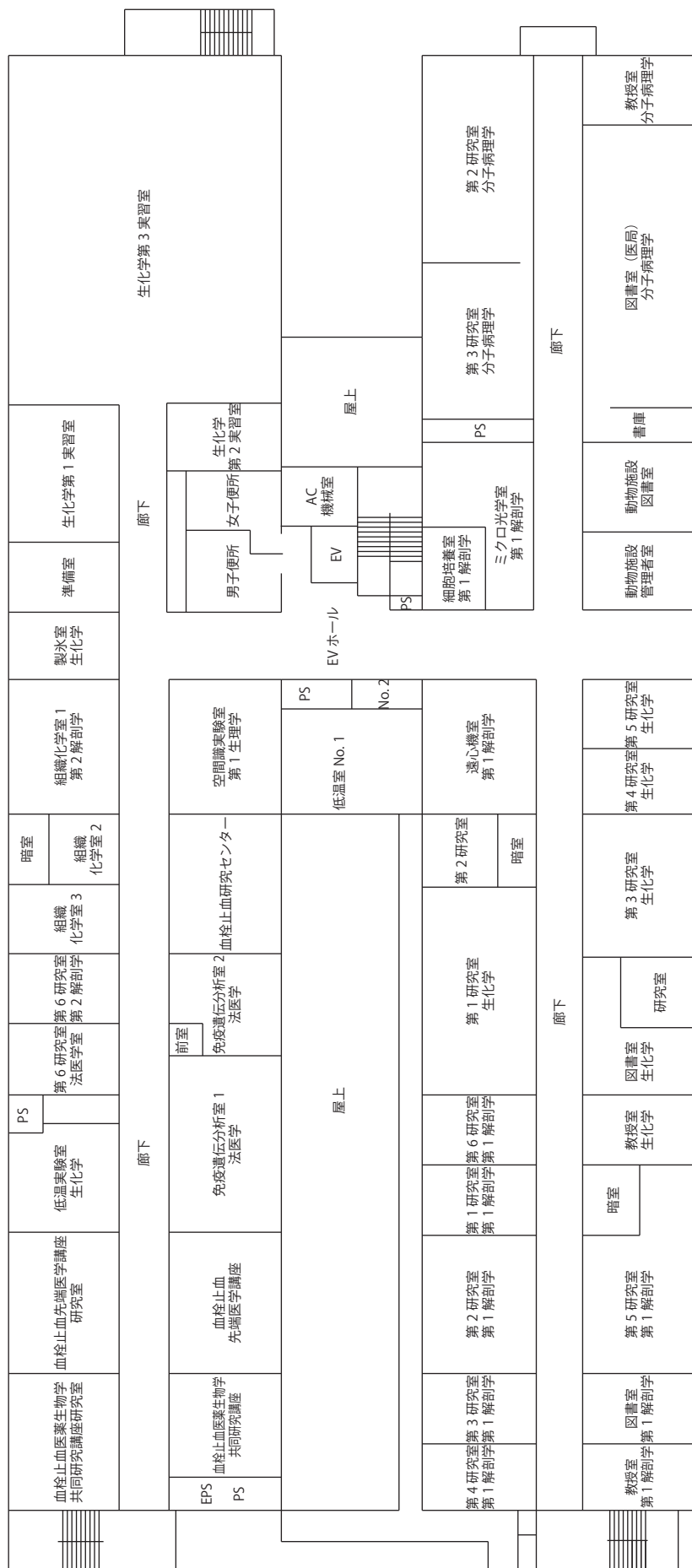
来館時にチェックしてください。

第7 奈良県立医科大学・附属病院 配置図

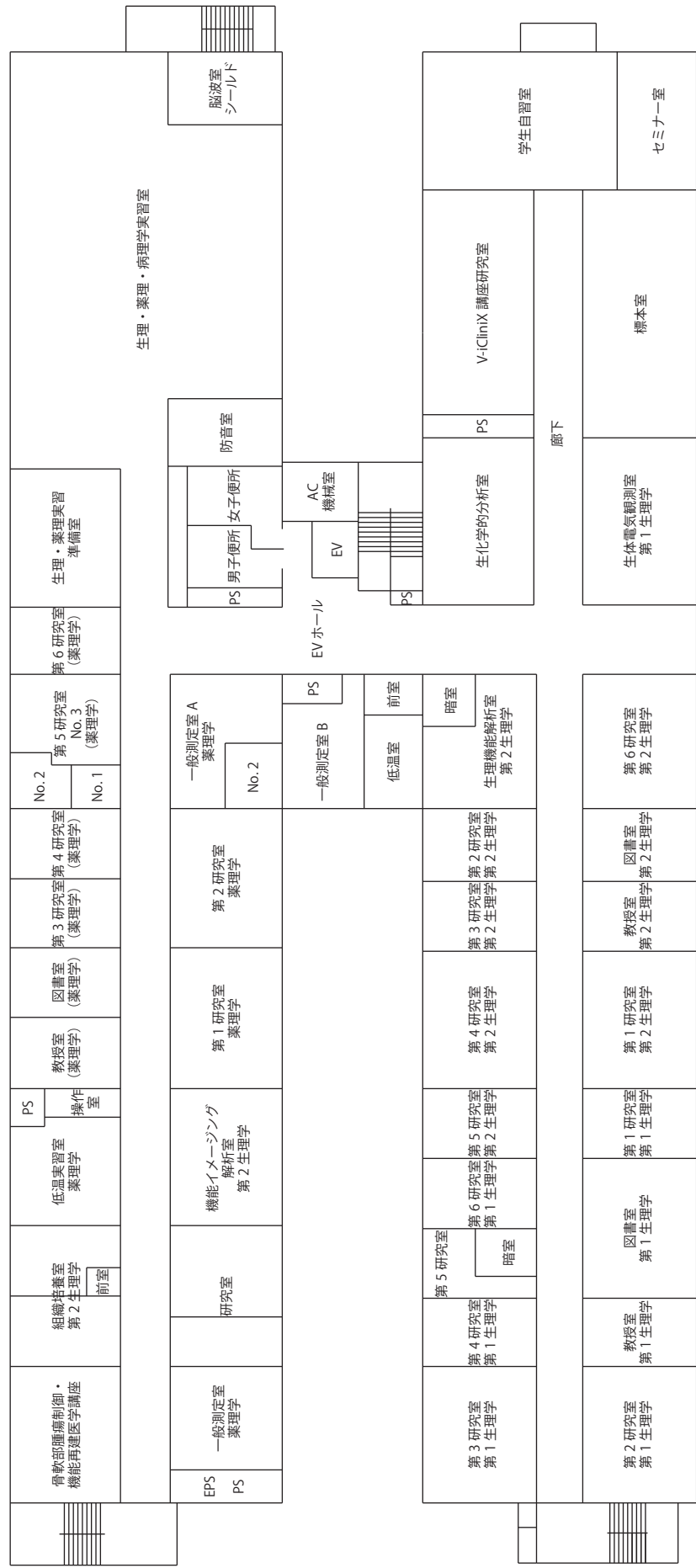
基礎医学棟 1 階



基礎医学棟 2階



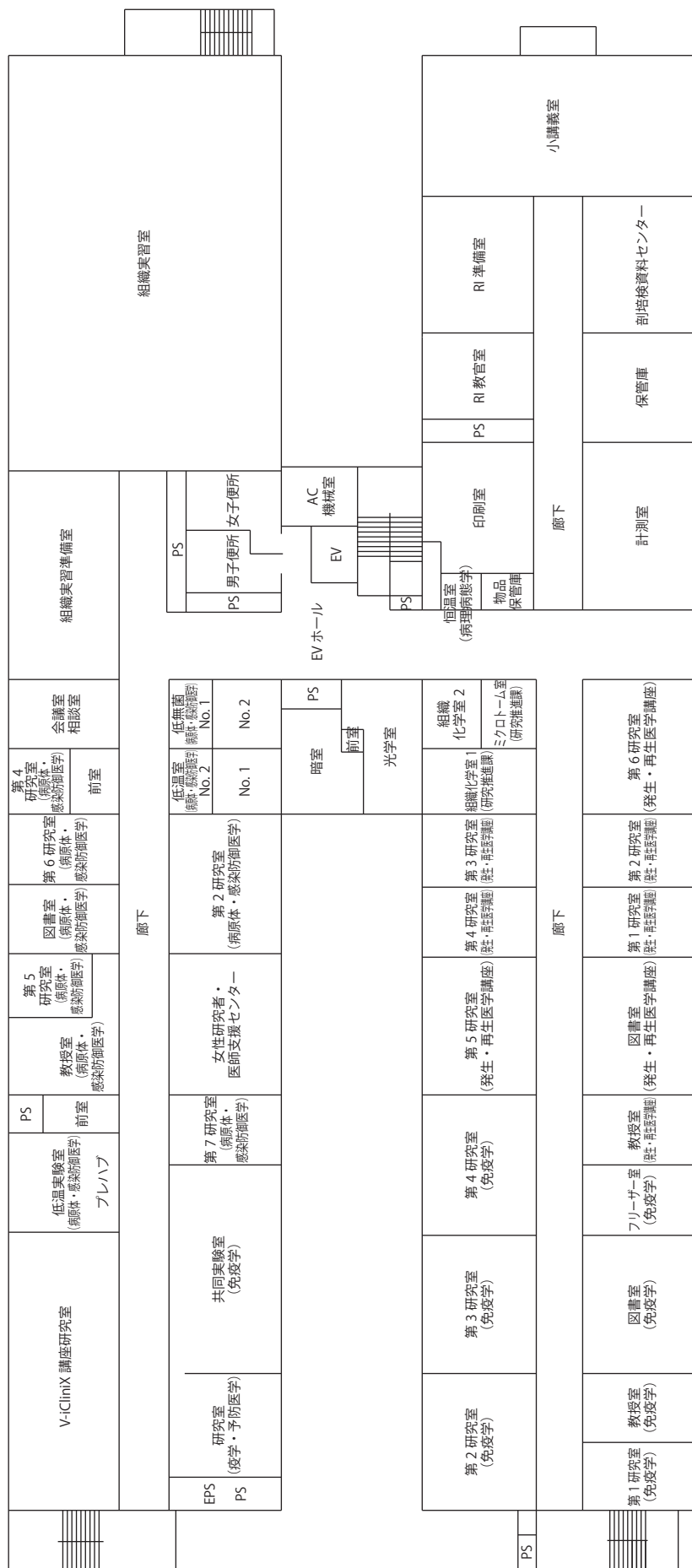
基礎医学棟 3 階



基礎医学棟 4階

[illegible]

基礎医学棟 5階



附属病院

医局棟・管理棟 1 階

--

管理棟 廊下

便所	
----	--

廊下

機械室

便所	放射線診断・IVR学
----	------------

医局棟 廊下

	総合画像診断センター
--	------------

医局棟・管理棟 2 階

--	--	--	--

管理棟 廊下

便所	
----	--

廊下

総合 医療学

便所	NICU	消化器内科学	呼吸器内科学
----	------	--------	--------

医局棟 廊下

	小児科学	脳神経内科学	循環器内科学
--	------	--------	--------

医局棟・管理棟 3 階

	口腔外科学	救急医学
--	-------	------

管理棟 廊下

便所	胸部・心臓血管 外科学	整形外科科学
----	----------------	--------

廊下

皮膚科学

便所	眼科学	耳鼻咽喉・ 頭頸部外科学	脳神経外科学
----	-----	-----------------	--------

医局棟 廊下

	麻酔科学	泌尿器科学	消化器・ 総合外科学
--	------	-------	---------------

A 棟 2 階

腎臓内科学

A 棟 5 階北

医師・ 患者関係学

糖尿病・内分泌内科学	放射線腫瘍医学	医療安全 推進室	感染管理室	感染症内科学
------------	---------	-------------	-------	--------

D 棟 1 階

精神科 外来

廊下

会議室	研究室	倉庫等 通路	精神医学
ダイケア			

南玄関

B 棟 2 階

リハビリテーション 医学	血液内科学	光庭
-----------------	-------	----

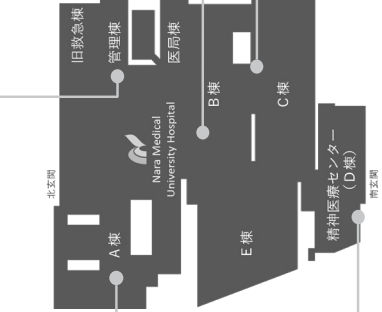
廊下

中央臨床検査部 臨床実習室

廊下

--	--	--

廊下



B・C 棟 2 階

がんゲノム・腫瘍医学

B・C 棟 3 階

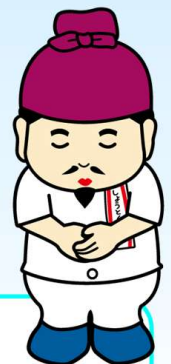
病理診断学

奈良県立医科大学位置図

新・現キャンパスのアクセス



JR 大阪	約70分	JR 畝傍	徒歩約10分
近鉄難波	大阪環状線約15分	近鉄大阪線 約30分(急行)	徒歩約15分
近鉄奈良	近鉄奈良線約5分	近鉄奈良線・橿原線約30分(急行)	直通バス約8分
近鉄京都	近鉄京都・橿原線 約45分(特急)・約65分(急行)	近鉄橿原線 約2分	徒歩約8分
近鉄阿部野橋	近鉄南大阪線 約35分(特急)・約40分(急行)	近鉄橿原線 約4分	



【ご案内】

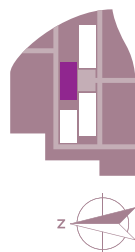
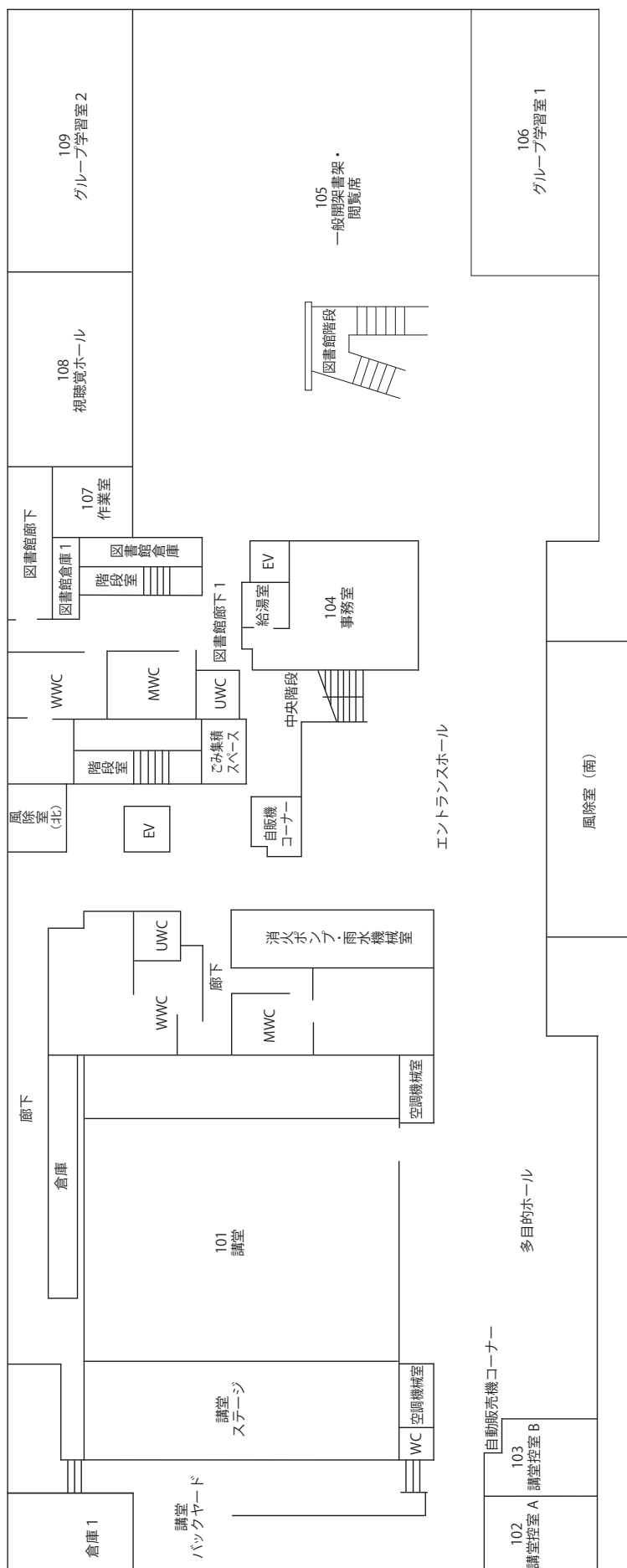
新キャンパスへは
最寄駅からの
徒歩表記時間に
+10分程度を
見込んでください。

入試情報はこちら >>>



畝傍山キャンパス全体平面図

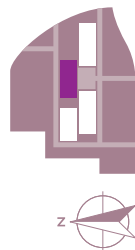
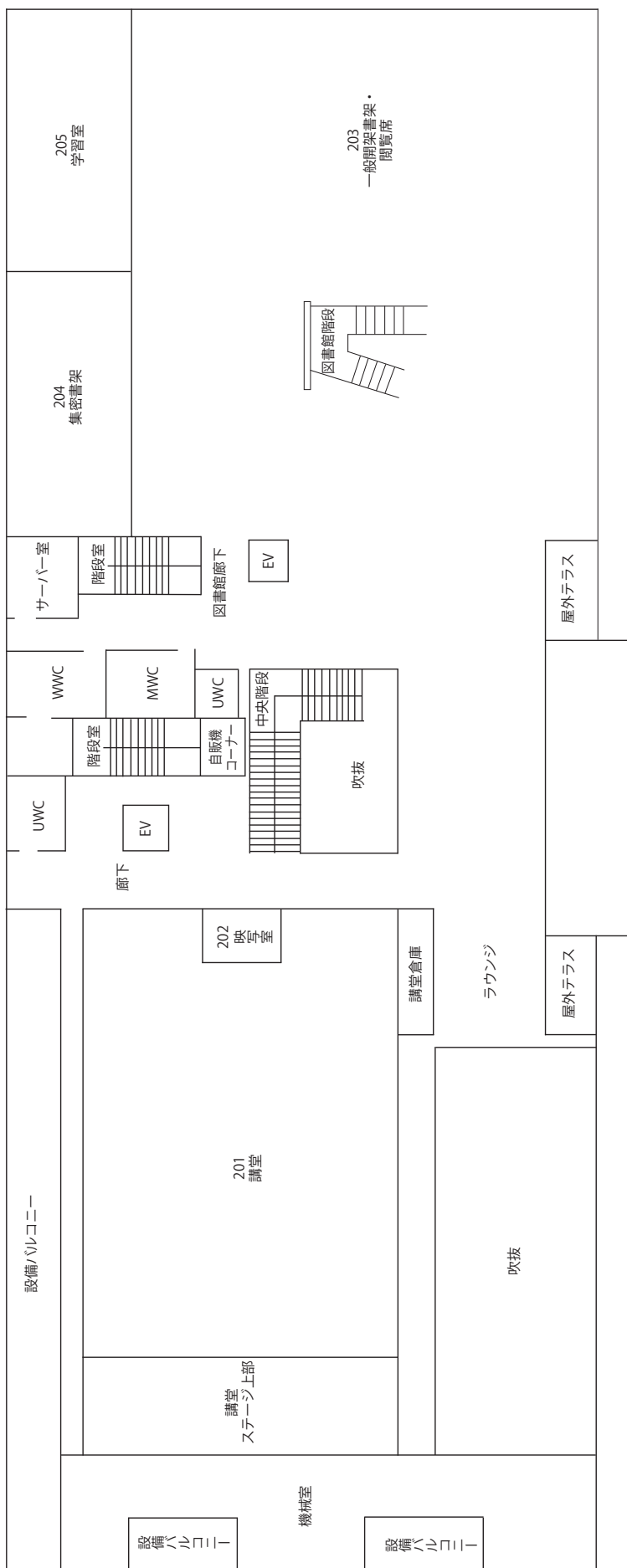




講堂図書棟

SCALE = 1/300

AUDITORIUM BOOKS BUILDING SIGN PLANNING



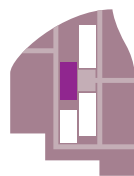
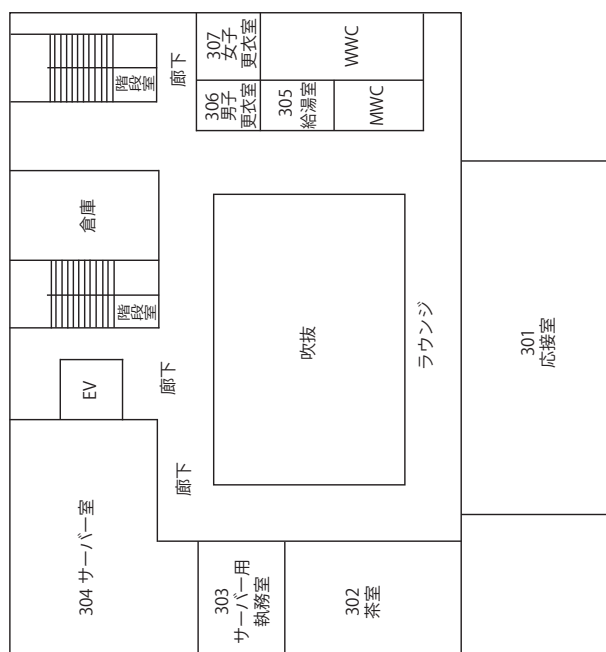
講堂図書棟

SCALE = 1/300

A
BLOG.

AUDITORIUM BOOKS BUILDING **S**IGN PLANNING

2



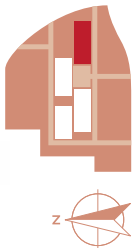
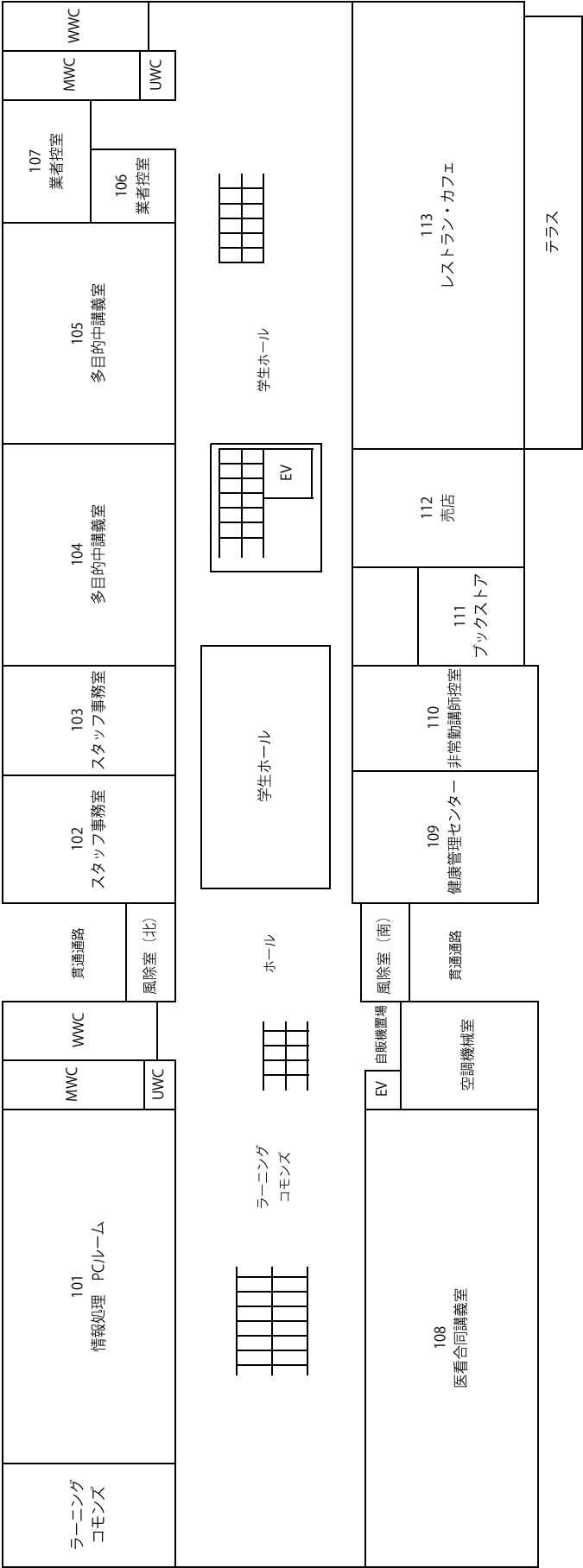
講堂図書棟

SCALE = 1/300

A BLDG. /

AUDITORIUM BOOKS BUILDING **S**IGN PLANNING

3



講義棟

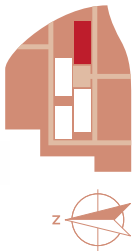
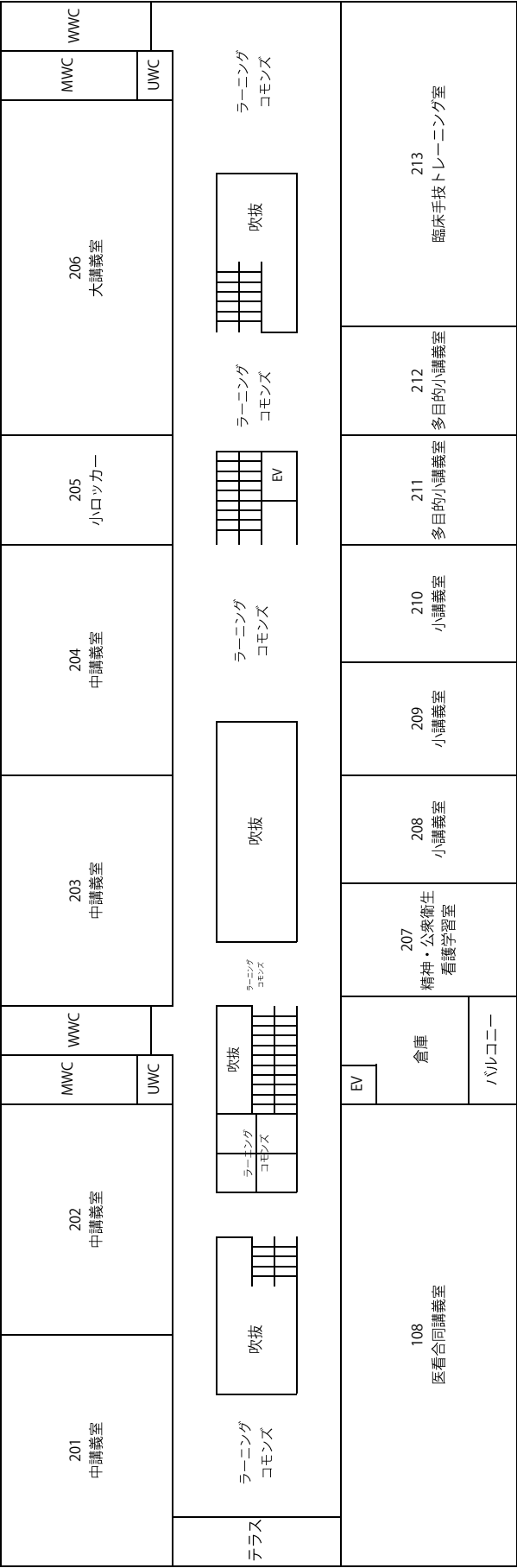
SCALE = 1/300

B

BLDG.

LECTURE BUILDING SIGN PLANNING

1



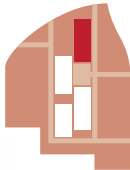
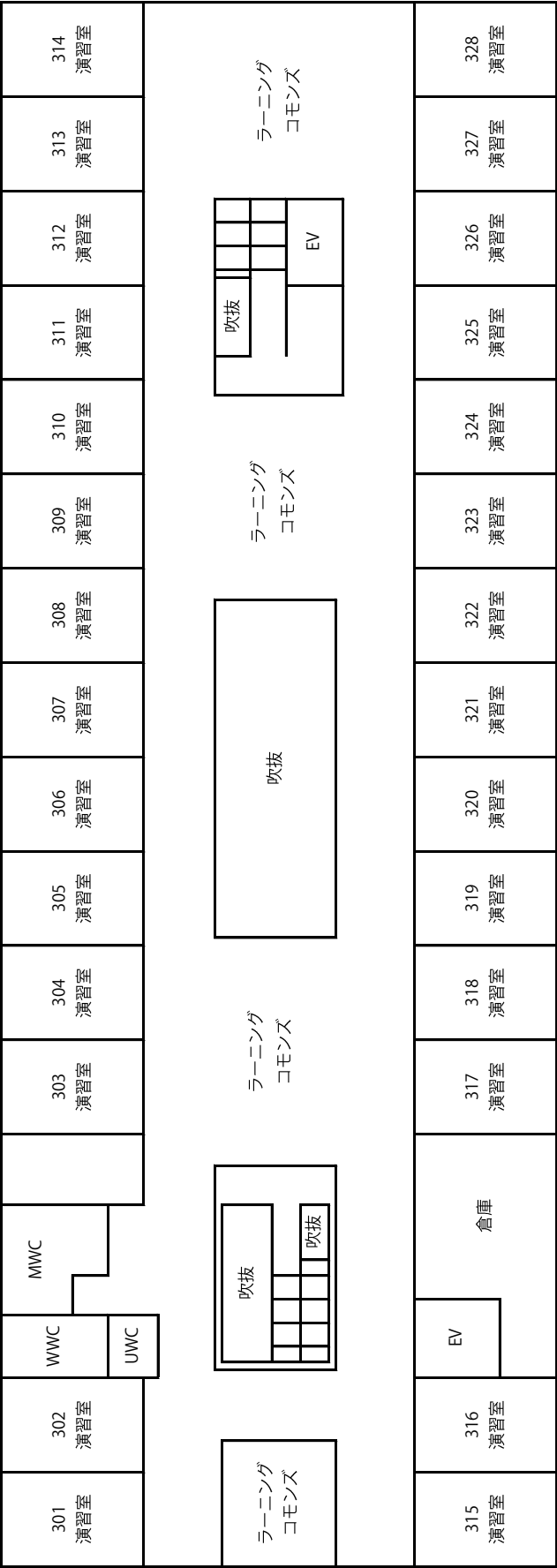
講義棟

SCALE = 1/300

B
BLDG.

LECTURE BUILDING **S**IGN PLANNING

2



講義棟

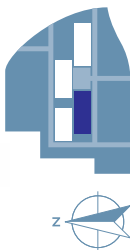
SCALE = 1/300

B

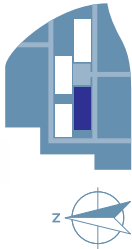
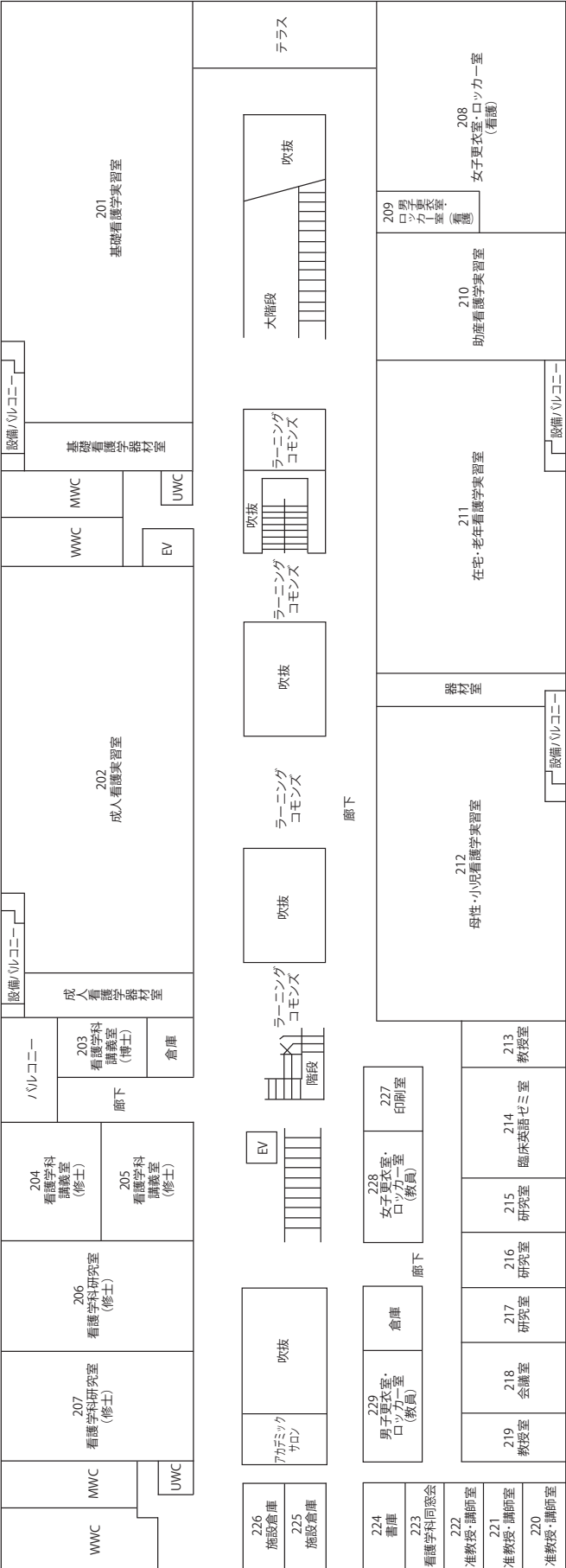
BLDG.

LECTURE BUILDING SIGN PLANNING

3



PRACTICAL RESEARCH BUILDING SIGN PLANNING



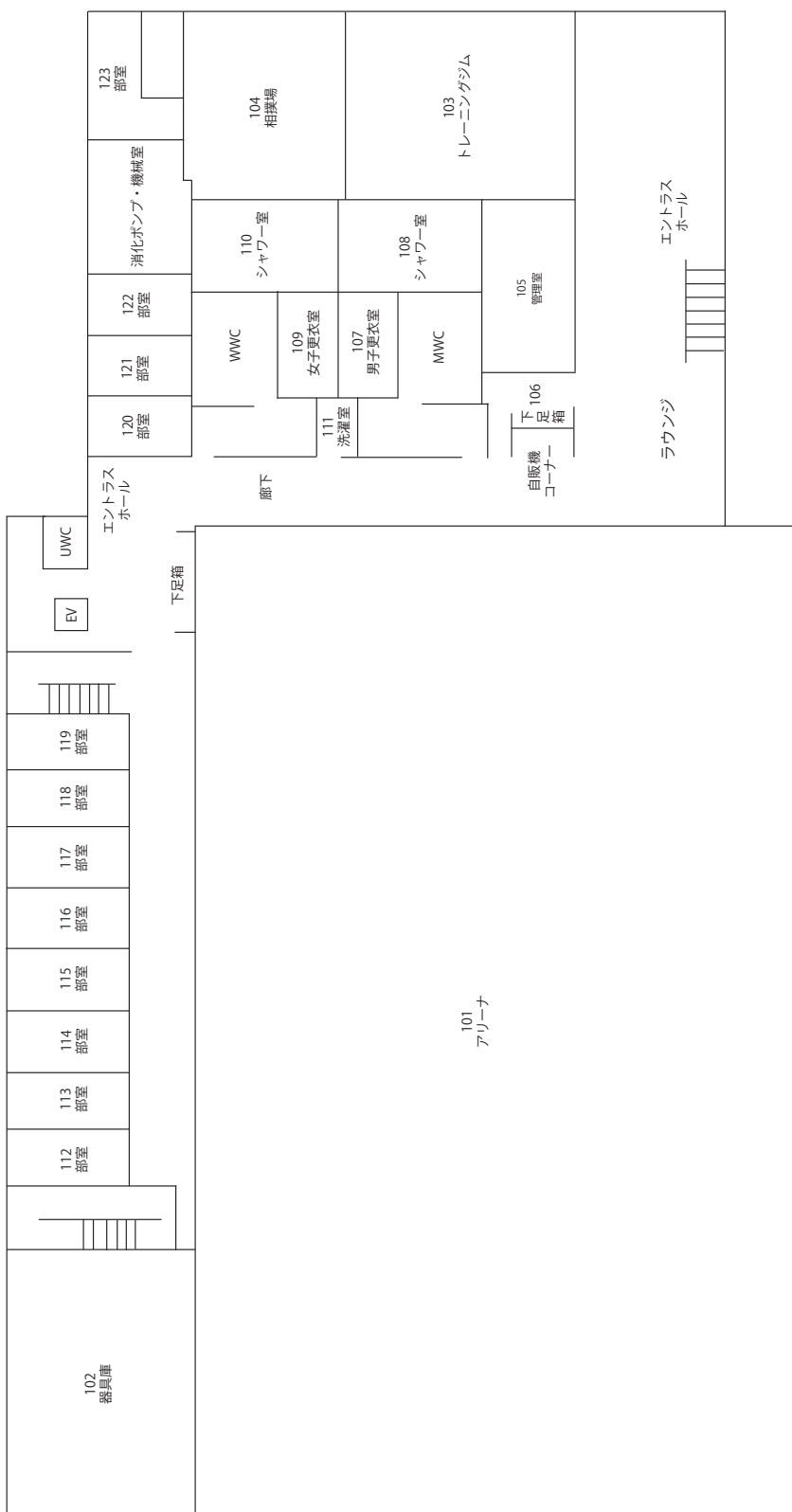
実習研究棟

SCALE = 1/300



BLOG. PRACTICAL RESEARCH BUILDING SIGN PLANNING

2



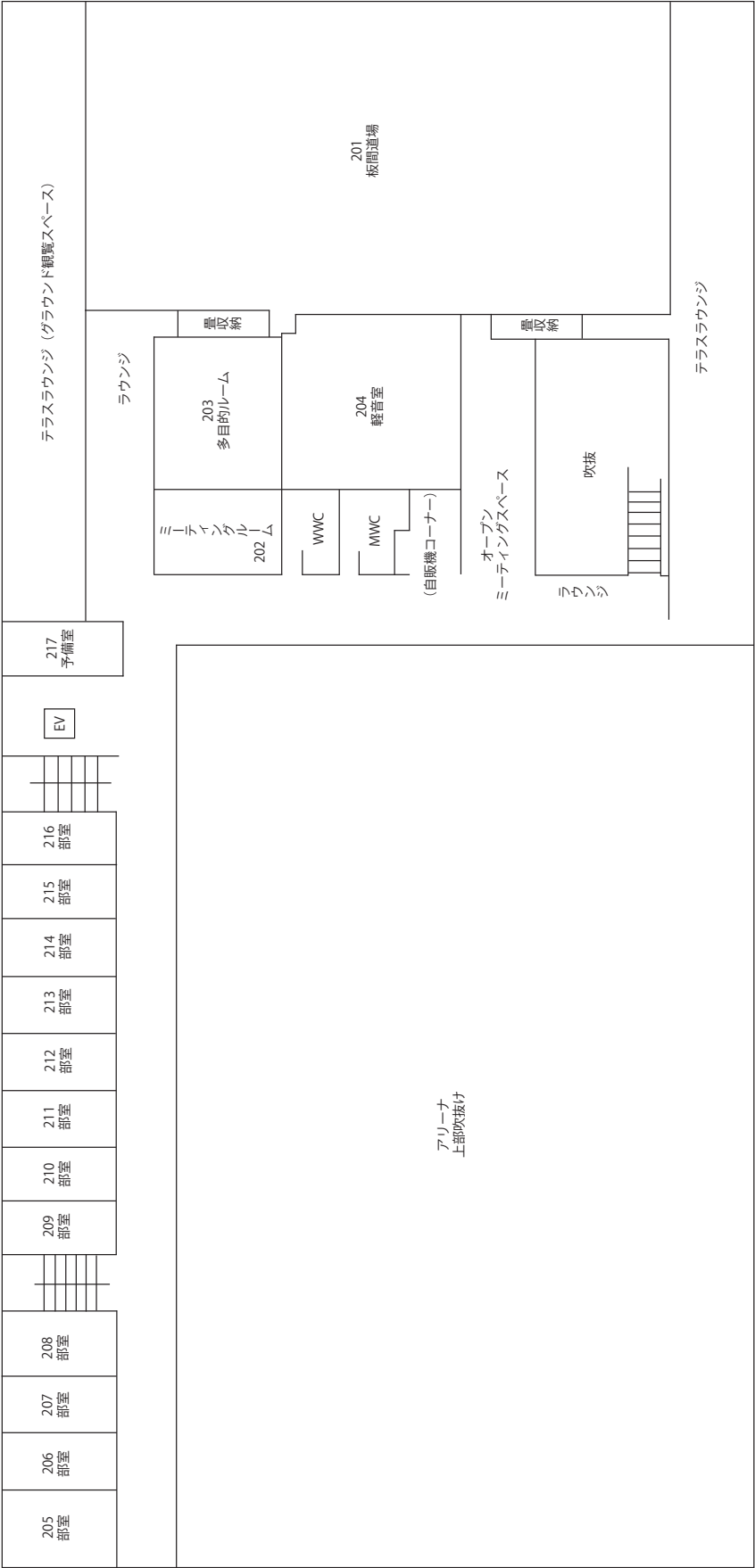
体育施設棟

SCALE = 1/300



BLOG.

GYMNASIUM BUILDING **S**IGN PLANNING



体育施設棟

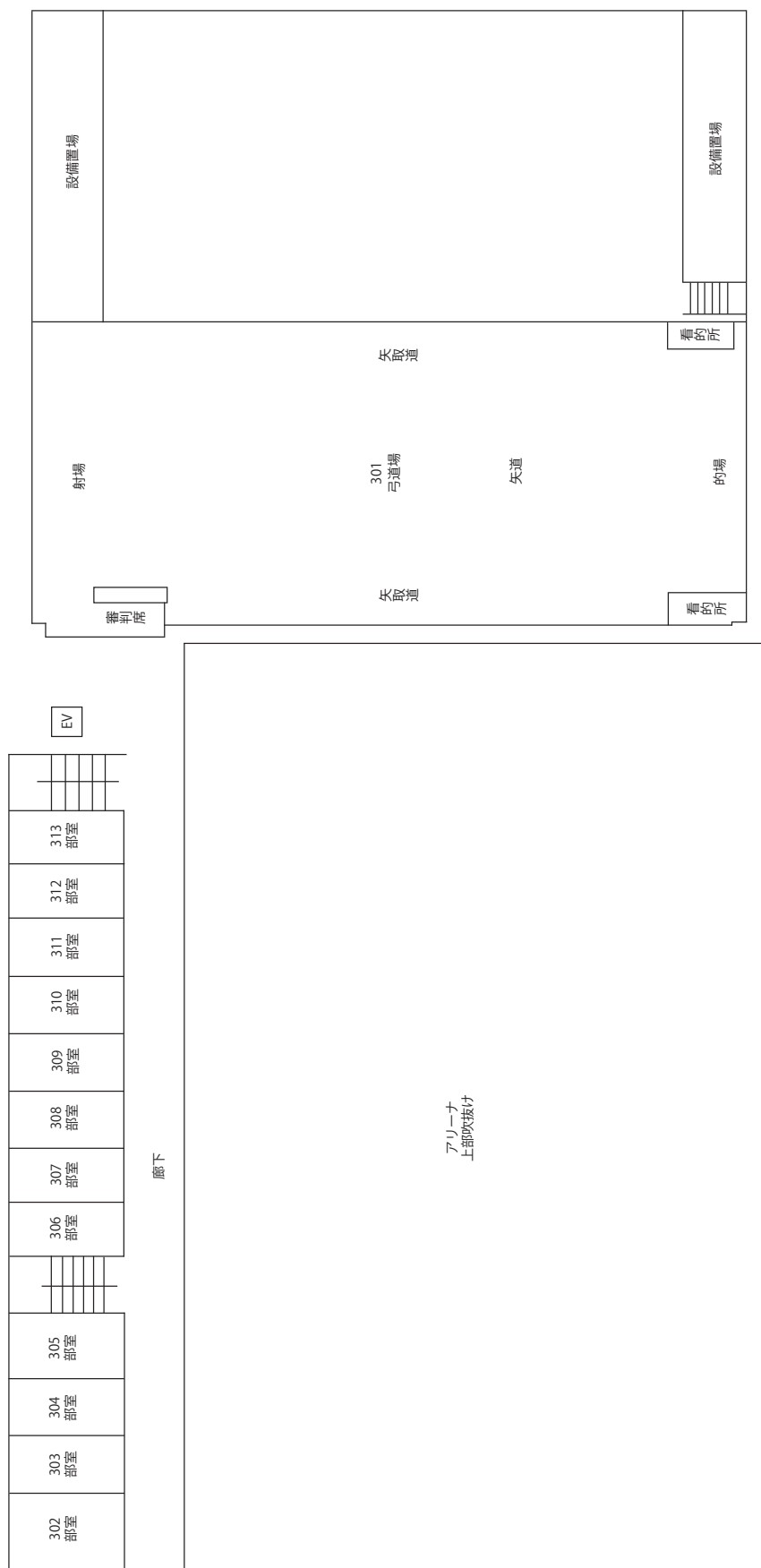
2

SCALE = 1/300

D

BLOG.

GYMNASIUM BUILDING SIGN PLANNING



体育施設棟

3

SCALE = 1/300

D

BLOG.

Gymnasium Building Sign Planning

発行 〒 634-8521 奈良県橿原市四条町 840 番地

奈良県立医科大学 法人企画部 教育支援課

TEL 0744-22-3051 (代)

(受付時間 8:30～17:15)